

10月7日(月)

出席委員

委員長 新妻 さえ子
副委員長 澤田 えみこ
同 松永 よしひろ
委員 のだて 稔史
同 やなぎさわ 聡
同 おぎの あやか
同 ゆきた 政春
同 ひがし ゆき
同 石田 ちひろ
同 田中 たけし
同 せらく 真央
同 松本 ときひろ
同 えのした 正人
同 山本 やすゆき
同 安藤 たい作
同 鈴木 ひろ子
同 横山 由香理
同 石田 しんご

委員 筒井 ようすけ
同 あくつ 広王
同 塚本 よしひろ
同 まつざわ 和昌
同 こしば 新
同 吉田 ゆみこ
同 高橋 しんじ
同 西本 たか子
同 中塚 亮
同 須貝 行宏
同 藤原 正則
同 こんの 孝子
同 若林 ひろき
同 石田 秀男
同 西村 直子
同 高橋 伸明
同 大倉 たかひろ

欠席委員

委員 木村 健悟

その他の出席議員

渡辺 ゆういち

出席説明員

区 長 森 澤 恭 子	子育て応援課長 飛 田 則 文
副 区 長 堀 越 明	保育入園調整課長 芝 野 論
副 区 長 新 井 康	保育施設運営課長 中 島 秀 介
企画経営部長 久 保 田 善 行	保育事業担当課長 佐 藤 裕 樹
企画課長 崎 村 剛 光	品川区児童相談所長 原 彰 彦
政策推進担当課長 吉 岡 孝 樹	一時保護担当課長 金 子 讓
財政課長 加 島 美 弥 子	福祉部長 寺 嶋 清
区 長 室 長 柏 原 敦	福祉計画課長 東 野 俊 幸
総務課長 (秘書担当課長兼務) 勝 亦 隆 一	障害者施策推進課長 佐 藤 慎
子ども未来部長 佐 藤 憲 宜	障害者支援課長 松 山 香 里
子ども育成課長 藤 村 信 介	高齢者福祉課長 菅 野 令 子
子ども施策連携担当課長 柴 田 成 希	高齢者地域支援課長 樫 村 潤
子ども家庭支援センター長 (子ども家庭センター開設準備担当課長兼務) 染 谷 洋 紀	生活福祉課長 (生活支援臨時給付金担当課長兼務) 豊 嶋 俊 介
児童相談課長 長 谷 川 彰	健康推進部長 (品川区保健所長兼務) 阿 部 敦 子

健康推進部次長
(品川区保健所次長兼務)
(地域医療連携課長事務取扱)

遠藤孝一

荏原保健センター所長

三ツ橋悦子

国保医療年金課長

池田剛

会計管理者

大串史和

教 育 長
伊 崎 み ゆ き

教 育 次 長
米 田 博

区 議 会 事 務 局 長
大 澤 幸 代

○午前9時30分開会

○新妻委員長 おはようございます。ただいまより、決算特別委員会を開きます。

それでは、令和5年度品川区一般会計歳入歳出決算、令和5年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算、令和5年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および令和5年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算を一括議題に供します。

本日の審査項目は一般会計歳入歳出決算歳出のうち、第3款民生費、国民健康保険事業会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および介護保険特別会計歳入歳出決算でございますので、ご了承願います。

それでは、これより本日予定の審査項目の全てを一括してご説明願います。

○大串会計管理者 おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

それでは、一般会計第3款民生費をご説明申し上げます。恐れ入りますが、決算書の224ページをお願いいたします。

第3款民生費は予算現額1,034億259万2,000円、支出済額は992億7,593万2,459円で、執行率は96.0%。対前年度12億6,652万9,925円、1.3%の増であります。増の主なものは、国民健康保険事業会計繰出金、区内私立保育園経費であります。

1項社会福祉費の支出済額は304億9,361万5,337円で、執行率は97.3%であります。

1目福祉計画費では、八潮南特別養護老人ホーム等増改築、支え愛ほっとステーション事業などに支出いたしました。

2枚おめくりいただきまして、228ページに参ります。2目障害者施策推進費では、出石つばさの家整備等を行いました。

230ページに参りまして、3目障害者支援費では、自立支援給付や地域生活支援、障害児支援事業などに支出いたしました。

続きまして、240ページをお願いいたします。4目高齢者福祉費では、在宅高齢者支援や高齢者福祉施設の運営などに支出いたしました。

続きまして、246ページに参ります。5目高齢者地域支援費では、高齢者の社会参加支援や高齢者住宅対策などに支出いたしました。

続きまして、250ページをお願いいたします。6目国保医療年金費は特別会計繰出金などでございます。

252ページに参りまして、2項児童福祉費の支出済額は516億9,826万6,187円で、執行率は95.1%であります。

1目子ども育成費では、児童センター、すまいるスクールの運営などを行いました。

続きまして、258ページに参ります。2目子ども家庭支援センター費では、しながわネウボラネットワーク事業や子育て世帯サポート事業などを行いました。

1枚おめくりいただきまして、260ページに参ります。3目児童相談所費では、児童相談所移管推進事業を行いました。

4目子育て応援費では、子どもすこやか医療費助成や児童手当給付、こういったものを行いました。

続きまして、268ページに参ります。5目児童保育費では、保育園や幼保一体施設などの運営や南ゆたか保育園等の改築などを行いました。

続きまして、276ページをお願いいたします。6目保育支援費では、私立保育園や私立幼稚園の経

費の支出や、オアシスルーム、ポップンルームの運営などを行いました。

続きまして、284ページをお願いいたします。3項生活保護費の支出済額は170億8,405万935円で、執行率は96.4%。生活扶助費や医療扶助費、住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金などに支出いたしました。

民生費の説明は以上でございます。

次に、恐れ入りますが418ページをお願いいたします。国民健康保険事業会計のご説明をいたします。

歳入第1款国民健康保険料は、予算現額90億1,258万3,000円、4列右に参りまして、収入済額は91億2,446万8,511円で、収入率は101.2%。対前年度マイナス2億8,671万749円、3.0%の減であります。

1項国民健康保険料の収入済額は、1目一般被保険者国民健康保険料が91億2,446万8,511円、2目退職被保険者等国民健康保険料が0円であります。

次の420ページに参りまして、第2款使用料及び手数料は、予算現額12万円、収入済額は13万7,100円で、収入率は114.2%。これは保険料納付証明等手数料457件分であります。

第3款国庫支出金は予算現額1,000円、収入済額は137万1,000円で、これは出産育児一時金臨時補助金などであります。

次の422ページに参りまして、第4款都支出金は、予算現額228億1,819万5,000円、収入済額は221億1,216万1,366円で、収入率は96.6%であります。

第5款繰入金は予算現額55億17万4,000円、収入済額は52億880万741円で、収入率は94.7%。一般会計からの繰入金であります。

次の424ページに参りまして、第6款繰越金は、予算現額4億5,354万9,000円、収入済額は4億5,354万9,428円で、収入率は100%であります。

第7款諸収入は、予算現額5,374万2,000円、収入済額は4,366万4,888円で、収入率は81.2%であります。

1項延滞金、加算金及び過料の収入済額は1,368万5,137円で、一般被保険者延滞金であります。

426ページに参りまして、2項雑入の収入済額は2,997万9,751円で、主なものは1目一般被保険者第三者納付金と3目一般被保険者返納金であります。

歳入の説明は以上でございます。

430ページをお願いいたします。歳出をご説明いたします。

第1款総務費は、予算現額10億4,100万3,000円、支出済額は9億8,536万7,138円で、執行率は94.6%。システム標準化対応経費などを支出いたしました。

次のページに参りまして、中段でございます。第2款保険給付費は、予算現額226億9,497万4,000円、支出済額は217億3,742万6,273円で、執行率は95.7%であります。

1項療養諸費の支出済額は189億710万8,692円であります。

2枚おめくりいただきまして、436ページに参ります。2項高額療養費の支出済額は26億8,470万3,838円で、主なものは一般被保険者高額療養費4万5,572件分であります。

3項移送費の支出済額は45万円で、一般被保険者移送費であります。

次のページに参りまして、4項出産育児諸費の支出済額は9,266万3,348円で、出産育児一時

金191件分の経費等であります。

5項葬祭費の支出済額は2,499万円で、357件分であります。

6項結核精神医療給付金の支出済額は2,718万832円で、2万3,806件分であります。

次のページに参りまして、7項傷病手当金の支出済額は32万9,563円で、新型コロナウイルス感染症対策16件分の経費であります。

第3款国民健康保険事業費給付金は、予算現額130億9,977万4,000円、支出済額は130億9,977万3,280円で、執行率は100%であります。

1項医療給付費分の支出済額は、92億5,886万9,846円であります。

2項後期高齢者支援金等分の支出済額は、27億2,991万3,490円であります。

次の442ページに参りまして、3項介護納付金分の支出済額は、11億1,098万9,944円であります。

中段に参りまして、第4款保健事業費は予算現額3億1,822万1,000円、支出済額は2億7,227万8,494円で、執行率は85.5%であります。

1項特定健康診査等事業費の支出済額は2億6,186万7,157円で、特定健康診査1万6,056人分などあります。

次のページに参りまして、2項保健事業費の支出済額は、1,041万1,337円であります。

中段に参りまして、第5款諸支出金は、予算現額5億134万6,929円、支出済額は5億127万1,130円で、執行率は99.9%であります。

次の446ページに参りまして、第6款予備費には支出済額はございません。

国民健康保険事業会計の説明は、以上でございます。

恐れ入りますが、452ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計をご説明いたします。

歳入、第1款後期高齢者医療保険料は、予算現額50億6,459万5,000円、収入済額は50億6,456万5,600円で、収入率は100.0%であります。

第2款使用料及び手数料は、予算現額6,000円、収入済額は1万1,700円で、収入率は195.0%であります。

第3款広域連合支出金は、予算現額3,393万8,000円、収入済額は2,507万3,860円で、収入率は73.8%であります。

次のページに参りまして、中段にございます第4款繰入金は、予算現額45億9,179万9,000円、収入済額は45億7,179万9,000円で、収入率は99.5%。一般会計からの繰入れであります。

次の456ページに参りまして、第5款繰越金は、予算現額6,584万6,000円、収入済額は6,584万6,433円で、収入率は100%であります。

第6款諸収入は、予算現額2億6,203万6,000円、収入済額は2億6,800万1,693円で、収入率は102.2%。主なものは葬祭事業費などの受託事業収入であります。

歳入の説明は以上でございます。

恐れ入りますが、460ページをお願いいたします。歳出をご説明いたします。

第1款総務費は、予算現額2億161万5,000円、支出済額は1億9,111万5,616円で、執行率は94.7%であります。

1項総務管理費の支出済額は1億5,361万4,110円で、システム運用費などあります。

2項徴収費の支出済額は、3,750万1,506円であります。

次のページに参りまして、第2款分担金及び負担金は、予算現額93億2,300万3,000円、支出済額は93億2,270万5,167円で、執行率は100%であります。

第3款保健事業費は、予算現額2億6,002万2,000円、支出済額は2億4,833万9,493円で、執行率は95.5%であります。ここでは健康診査費1万7,402人分などを支出いたしました。

464ページ中段に参りまして、第4款保険給付費は、予算現額2億525万円、支出済額は1億8,873万円で、執行率は91.9%。葬祭費2,614件分などを支出いたしました。

次のページに参りまして、第5款諸支出金は、予算現額833万円、支出済額は614万4,600円で、執行率は73.7%。過誤納保険料の還付金などあります。

第6款予備費には支出済額はありません。

後期高齢者医療特別会計の説明は以上です。

恐れ入りますが、470ページをお願いいたします。介護保険特別会計をご説明いたします。

歳入第1款保険料は、予算現額58億8,085万7,000円、収入済額は58億1,702万5,641円で、収入率は98.9%であります。

第2款使用料及び手数料は、予算現額1,000円、収入済額は6,000円あります。

第3款国庫支出金は、予算現額59億2,515万7,000円、収入済額は60億1,113万4,220円で、収入率は101.4%あります。

1項国庫負担金の収入済額は、44億3,783万7,800円あります。

次のページに参りまして、2項国庫補助金の収入済額は、15億7,329万6,420円あります。

次のページに参りまして、下段にございます。第4款支払基金交付金は、予算現額70億9,933万6,000円、収入済額は66億7,287万3,982円で、収入率は93.9%あります。

476ページに参りまして、第5款都支出金は、予算現額39億3,573万3,000円、収入済額は37億7,991万2,060円で、収入率は96.0%あります。

1項都負担金の収入済額は35億1,625万9,000円、介護給付費負担金であります。

2項都補助金の収入済額は2億6,365万3,060円で、主なものは介護予防・日常生活支援総合事業における地域支援事業に対する交付金などあります。

次のページに参りまして、第6款財産収入は、予算現額12万円、収入済額は12万円で、収入率は100%。介護給付費等準備基金利子であります。

次のページに参りまして、第7款繰入金は、予算現額45億3,660万5,000円、収入済額は43億1,312万6,000円で、収入率は95.0%。一般会計からの繰入金であります。

次のページに参りまして、第8款繰越金は、予算現額12億1,692万7,000円、収入済額は12億1,692万7,619円で、収入率は100%あります。

第9款諸収入は、予算現額1,585万4,000円、収入済額は1,483万3,104円で、収入率は93.9%。主なものは介護予防事業に係る自己負担金であります。

歳入の説明は以上でございます。

次に、486ページ、こちら歳出をご説明いたします。第1款総務費は、予算現額9億5,111万2,000円、支出済額は9億1,217万471円で、執行率は95.9%あります。

1項総務管理費の支出済額は7億2,794万7,581円で、電算システムに係る経費などを支出いたしました。

次のページに参りまして、2項徴収費の支出済額は、4,079万9,898円であります。

3項介護認定審査会費の支出済額は、1億2,156万4,637円であります。

次のページに参りまして、4項趣旨普及費の支出済額は、614万5,800円であります。

5項介護保険制度推進委員会費の支出済額は、1,316万225円であります。

次のページに参りまして、6項地域密着型サービス事業者指定等事務費の支出済額は、255万2,330円あります。

第2款保険給付費は、予算現額249億6,219万9,000円、支出済額は235億1,925万9,219円で、執行率は94.2%であります。

1項居宅介護サービス等諸費の支出済額は、154億5,279万5,597円あります。

次のページに参りまして、2項施設介護サービス費の支出済額は、56億5,725万1,383円あります。

3項介護予防サービス等諸費の支出済額は、12億8,047万299円あります。

次のページ下段に参りまして、4項その他諸費の支出済額は、2,739万6,584円あります。

次のページに参りまして、5項高額介護サービス等費の支出済額は、7億8,267万2,560円あります。

6項特定入所者介護サービス等費の支出済額は、3億857万2,142円あります。

7項特別給付費の支出済額は、1,010万654円あります。

次のページに参りまして、第3款地域支援事業費は、予算現額18億1,056万8,000円、支出済額は17億2,460万2,609円で、執行率は95.2%であります。

1項介護予防・生活支援サービス事業費の支出済額は、10億6,294万4,284円で、予防訪問事業・予防通所事業などを行いました。

2項一般介護予防事業費の支出済額は、2億162万6,484円あります。

次のページに参りまして、3項包括的支援事業・任意事業費の支出済額は、4億5,752万8,481円あります。

2枚おめくりいただきまして、506ページの中段でございます。4項その他諸費の支出済額は、250万3,360円あります。

第4款基金積立金は、予算現額4億1,738万6,000円、支出済額は4億1,738万5,414円で、執行率は100.0%であります。

次のページに参りまして、第5款諸支出金は、予算現額4億5,172万5,000円、支出済額は4億5,147万6,710円で、執行率は99.9%であります。

第6款予備費には支出済額はございません。

○新妻委員長 以上で、本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

質疑に入ります前に、今現在31名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。ご発言願います。

石田秀男委員。

○石田（秀）委員 おはようございます。すごく久しぶりにトップバッターをやるものですから少々緊張しておりますけれども、228ページの障害者施設運営、243ページ高齢者福祉施設運営、269ページ区立保育園、それから279ページの私立保育園等、関連する形でお伺いしていきたいと思っております。

施設の運営ですけれども、先日厚生委員会でも指定管理のモニタリングがありました。皆さん一生懸命高齢者・障害者の部署の方々もやっていたらっしゃるのですけれども、これほど赤字が多いのだというのが、現実的に肌で感じた最初の感覚であります。

それで、これは何があつて。もちろんコロナ等があつて、事業が復活していないというのものもあるかもしれないけれども、私はそこではないのだらうと思つていて、護送船団のある一か所のところは仕方がない。これはいろいろ今までずっとやってきて大分発展途上だらうと思つているけれども、そこは少し置いておいたとしても、何かと言ったら何が原因ですか。人件費だと思つているけれども、そこをぜひ教えていただきたいのと、もう一点。

これは指定管理でこのような感じだとすると、民間の事業者の方、障害者とか高齢者施設運営をいろいろ様々事業をしている方々はもっと大変なのだらうと思つています。行政側は、例えば指定管理などは事業者が撤退しても、募集すればもう一回来てくれる。これはこれで考え方もある。それから民間で事業を考えると、もう限られた事業、例えば障害者のグループホーム、これは軽度だったらもうじゃばじゃば補助金が出るから、確かに品川にも30軒弱できてきているけれども、例えば中度、重度、ここら辺の施設の部分はどうなっているのか。これみんな回っていないのです。だから、そこら辺の回らないというイメージが、民間も含めてその担当の課では、モニタリングも含めてどのようにお考えなのか、改めて伺いたいと思つます。

○菅野高齢者福祉課長 モニタリング等についての指定管理施設の財政状況等についてお話をさせていただきます。こちら、先日の厚生委員会等でご説明をさせていただいてはおりますが、多くの施設において、確かに収支でマイナスが出ているような状況です。高齢者の所管する施設は全て利用料金制を採用しております、基本的には事業者の努力次第で収益を出すことができる仕組みにはなっていることが前提ですので、赤字黒字については指定管理者の取組要素も大きく影響しているのかなと感じているところです。

基本的にはその指定管理についての委託料につきまして赤字補填ということが適切とは考えてはいたないのですけれども、確かに委員おっしゃるとおり、最近のコロナの事情等によりまして、入所をためらうなどして少し入所率が下がっての影響や、あとは人材確保というところでやはりスムーズに職員を確保できないために、派遣だったりとか、あとは紹介手数料を払って紹介事業者をお願いするなど、そういった経費がかさんで、マイナスが増えているのかなと感じているところです。

区としましては、モニタリング評価や日々の事業者とのコミュニケーションを通しまして、少しでも、赤字が解消できる方策について何かということ、今後探していきたいと思つております。

○松山障害者支援課長 障害者分野の指定管理のモニタリングにおきましても、やはり赤字部分についての原因につきましては、議員おっしゃられるとおり、まず1つはコロナの影響で利用控えがあること。そしてもう一つは、人材確保にどの施設も苦労しているということが大きく挙げられます。障害の方についても利用料金制を取っており、施設の努力次第では、指定管理が努力すれば加算がもらえるというようなインセンティブを与えております。

それから、一方民間のところですが、確かに軽度の方のグループホームというのは、特に区のほうで独自に補助金をつくらなくてもかなりできているという状態にあります。区としましては、中等度の入居者の方の入居促進を図りたいために、障害者の場合、区独自でグループホームの運営費助成、有資格者助成を行っているところでございます。

○石田（秀）委員 ぜひ、ここら辺は分かっているのですけれども、例えば港区などは指定管理でし

ようがなく赤字のところを補填していくみたいな形もあったりもするけれども、民間のところが進まないというのは、例えば高齢者のグループホームで、ある程度3ユニットぐらいなくてはいけないという、床面積180坪も必要になってしまうのです。

例えばある団体の障害者だったら5人で建物をとやっていただけたけれども、中度ぐらいが少し増えるだけで運営ができないなどというのは、これはどこかおかしいと思いませんか。これがきちんと回っていかなければ駄目です。区長もグループホームを100ぐらいと言ったのだけれども、これは民間地ではもう今無理です。公有地の活用をどのようにしていこうとやっていかないと、これは進んでいきません。

そういう意味で、公有地をという意味で、私がどうしてこういう保育園の話を出したかという、公立の保育園は、今民間の私立保育園も0歳児は、手当は職員にするけれども、それほど来ないから、預かり保育をやるなどと認可保育園はしっかり支えていくということでやっていただいているのは構わないのだけれども、それだったら、公立保育園の0歳児をやめてしまえばいいのです。特別支援だけは残して。そうすれば、そちらへ行くわけでしょう。そういうことだっただけで考える。あとは用地がないわけだから、公立保育園をどのようにしていくのだと考えたら、その用地を使って高齢者のグループホームを造らないと、延床で180坪などという床が出てこないです。

こういうことをお互いに横串を刺してこういう政策を考えていかないと、いつまでたってもお互いがいったら、ではもう少し待機児童が減ってこうだなどと、それこそ認可保育園は助けていく、だけど公立にその0歳保育も残していく、こういうことをやっているのだといつまでたっても進まない。公有地の活用、今だって特別養護老人ホームを建てて、いろいろこうやっていこうと。そこに合わせ技でそういう施設を持っていこうということしかできなくなってしまう。

こういうことをやって、公有地をもっと活用というのだけれども、こういうのを積極的に打ち出していかないと、民地などはそのようなことをやっていたら全然来ないですよ。基本はある程度民間でやっていただいて、それがやれる環境づくり、そこには当初の補助金はじゃぶじゃぶ出るわけだから、後の運営をどうするかということを考えてあげるといことをやっていけばそれなりの、小規模多機能は少し置いておいてもいいから、グループホームなどは進んでいくのだと私は思っているのです、ぜひそこら辺の感覚を、最後お話しを伺いたいと思う。

○東野福祉計画課長 グループホームにおけます公有地の活用につきましては、現在企画課とも調整の上、適切な場所の確保に努めているところでございます。

それから、民間の土地というところにつきましては、先日グループホームのオーナー向けの説明会、それから現地見学会なども行ったところでございます。参加された方から、ぜひ自分の土地を活用したいというような意向も伺っているところですので、そういったセミナーなども含めまして、土地の確保に努めてまいりたいと思っております。

○菅野高齢者福祉課長 私のほうからは、グループホームのできた後の運営費助成等についてお話しさせていただきますが、現在もグループホームの入居者には、家賃の減額を実施した事業者に対して、減額に要した費用を調整するという制度がございます。これが結果的に、入居者が長期にグループホームにいていただくということになって、事業者の支援になるのかなというところで進めているところでありますが、それ以外の事業者の声にも今後耳を傾けながら、運営を支援していきたいと思っております。

○新妻委員長 次に、ゆきた委員。

○ゆきた委員 私からは、235ページの福祉タクシー・自動車燃料費助成について、また同じ

く235ページの生活用具給付事業について、それぞれ質疑させていただきたいと思います。

まず初めに、福祉タクシー・自動車燃料費助成について質問いたします。昨年の第3回定例会の一般質問の場で訴えさせていただいた内容ですが、今年度からタクシー券と福祉自動車燃料費助成券が併用できることになりまして、当事者の方々からは大変にありがたいと感謝の声をいただいております。ですが一方で現場の声から、タクシーを利用した際に支払いをする際、通常具合が悪いときにタクシー利用券を使うので、支払いをする際に一枚一枚数えながら支払いをするのは大変な労力だというお声を聞いております。

また、視覚障害者の団体からのお声からは、以前までは100円券と500円券が一緒であったということでしたけれども、これが今年度から分冊でばらばらになったということで、目が不自由な中で一度膝元に置いて料金を支払い、また別の500円券を別々に作業を2回しなければいけないという、大変に煩わしい作業になってしまうというお声も聞いております。

こういったお声は区のほうに上がっているのか。また、そういったことについて対策は何か検討していることはあるのか、お聞きしたいと思います。

○松山障害者支援課長 福祉タクシー券および自動車燃料費助成券の取扱いについてでございます。委員おっしゃられるとおり、今年度から両券を共通券化したのですが、100円券についてはガソリンスタンドでは使えないため共通券化ができず、結果的に分冊になってしまったものでございます。

分冊にした影響で使いにくいといったお声は区には届いておりませんが、ただしご利用しやすい取扱いの方法につきましては、今後障害者の方のご意見を聞きながら、タクシー、ガソリンスタンドの会社と調整しつつ検討してまいりたいと考えております。

○ゆきた委員 ぜひ工夫していただきながら、今後検討していただければと思います。

我が会派から訴えてきているところですが、キャッシュレス決済がタクシーでも可能になっていることから、交通系ICカード、プリペイドなどの助成の交付についても、私も一般質問で改めて訴えさせていただいた際に福祉部長からの答弁で、交付方法について、交通系ICカード等の活用も含めて今後の検討課題としていくとありました。

福岡市では、障害のある方の社会参加を応援するため、交通費の一部を助成する福祉乗車券等交付の方法として、7種の券種のうちの1種を選択できるように、その中には交通用福祉ICカードの交付が含まれています。もちろん九州圏内と、あと東京都内では地域の違いはありますが、東京都交通局では昨年3月から、電車・バスなどで利用できる交通系ICカード、Suica・PASMOで障害者割引が適用される乗車向けのサービスの運用がなされ、来年4月からはさらなる障害者種別の対象の拡大が予定されています。また、都内でも交通系ICカードを活用できるタクシー事業者は、都内大手タクシー4事業者も含め、さらに増えつつあります。

改めて交通系ICカードなどでの交付について、区の見解をお聞きできればと思います。

○松山障害者支援課長 ICカード化についてでございます。タクシーとガソリンスタンドが共通で使用できるようなICカードというのが今のところございまして、今現在としましては難しいところでございますけれども、今後、IC化の拡大の動向を注視しながら検討してまいります。さらなる利便性の向上に努めていきたいと考えております。

○ゆきた委員 ぜひ前向きに検討していただければと思います。

続いて、重度障害者の家族のいる世帯では、介護タクシーを使用せざるを得ないという現状があります。年間4万2,000円の福祉タクシー利用券を使っても、経済的な負担は相当な負担になり

ます。福祉タクシー利用券については、東京都の他自治体と比較すると、品川区は年間4万2,000円であるのに対して、千代田区が年間4万5,000円、江東区、港区、北区、中野区、大田区は全て5万2,000円です。物価高騰を鑑みて、さらなる助成の増額を要望したいと思いますが、この辺について区の見解をお聞きしたいと思います。

○松山障害者支援課長 福祉タクシー等の金額についてでございます。実際、品川区としましては現在4万2,000円で、他区はそれ以上、またそれ以下のところもございます。今後物価高騰の動向を鑑みながら、障害者の方のお声もありますので、さらに検討を深めていきたいと考えております。

○ゆきた委員 ぜひお願いします。

先ほど介護タクシーのことでお話しさせていただきましたけれども、この介護タクシーを利用すると、初乗り料金が2,000円から3,000円ぐらいの利用料金、迎車料金と送迎料金がかかって、3,000円の初乗り料金に片道で5,000円程度、6,000円ぐらいかかるかもしれないのですけれども、往復で1万2,000円ぐらいかかります。月に一度の通院や月に数回の学校に通うのにも、福祉タクシー利用券を4万2,000円でこちら使っていたとしても、経済的な逼迫というものがかなり切実な問題というお声は聞いています。

この辺についてどう対応を考えていらっしゃるのか、区の見解をお聞きしたいと思います。

○松山障害者支援課長 福祉タクシーのうち、ご利用される介護タクシー、あとリフト寝台付福祉タクシー事業というのを区は実施しております、リフト寝台付福祉タクシーの運賃につきましては、一般のタクシー料金と同様とさせていただいておりますが、ただし障害者の方からは、乗車料金の助成のみで、それ以外の助成については品川区は現在行っていないことから、車椅子を使用されている方が必ずかかるような料金については、負担が大きいというお声はいただいております。費用負担につきましては、今後検討してまいります。

○ゆきた委員 ぜひ前向きに検討していただければと思います。例えば、目黒区では介護タクシー利用補助事業があって、区と協定を結んだタクシー事業者を条件に、初乗り料金に当たる予約料、迎車料、基本介助料の2,250円の実費を区が負担しています。年間の介護タクシーの利用料が10万円を超えた場合には、高額利用補助として、10万円から超えた金額の半額を区で補助しています。

また港区では、福祉キャブサービスとして、車椅子・ストレッチャーのまま乗降できる昇降装置付自動車の運行が、普通車タクシー料金のタクシーメーター料金のみで同じ料金で、介助人は別料金ですが、介助人の場合は1人に限り半額の助成がされ、事前登録をすることで福祉キャブの活用ができています。

福祉タクシー利用券だけではなく、介護タクシーを必要とする重度障害者のご家族の方々の負担軽減についてもさらに前向きに考えていただければと思いますが、改めて区の見解をお聞きできればと思います。

○松山障害者支援課長 福祉タクシーの費用負担についてでございます。他区の様々な費用負担の事業については、品川区としても承知をしております。現在予約料、迎車料、基本介助料等については区としては行っておりませんが、やはり車椅子を使用される方は必ずかかる費用でございますので、そのようなお声も多くいただいておりますので、今後検討してまいりたいと考えております。

○ゆきた委員 私もこの現場の声を聞いて、福祉タクシー券は本当にありがたいというお声はもう十分に聞いておりますが、介護タクシーを使えない現実というのは本当に切実な問題だと聞いています。そこに対しての、実際その現場の立場に立つことは難しいかもしれませんが、そこに寄り添うということはできると思いますので、何とぞ区の前向きな対応をよろしくをお願いします。

○新妻委員長 次に、山本委員。

○山本委員 本日もどうぞよろしくお願いいたします。私からは、263ページの奨学金貸付事業、245ページの福祉人材確保・定着事業、249ページの高齢者向けパソコン・スマホ教室、255ページの子育て支援情報発信アプリ運用について伺います。

まず、奨学金貸付制度について伺います。大学応援資金の利用者は23人と記載されていますが、主な使用用途は何でしょうか。

○飛田子育て応援課長 主な使用用途ですが、学習関連で塾の費用が一番多くなっております。次に、学校への施設整備費や修学旅行の積立金となっております。

○山本委員 理解をいたしました。

9月11日号の広報に、品川区奨学金募集の記事が掲載されていましたが、その中に返還免除を目指そうと書かれていました。申請時に立てた具体的な目標の達成により、免除となる仕組みとのことですが、昨年度は何人の方が免除になったのでしょうか。また、免除にならなかった人数を教えてください。

○飛田子育て応援課長 この春高校を卒業しまして、免除申請があった方の人数ですが、16名でした。申請のあった方は書類選考や面接を行い、品川区奨学金運営委員会に諮り、16人全員が返還免除となりましたので、免除にならなかった方はいらっしゃいません。

○山本委員 全員が返還免除となったのですね。素晴らしいですね。就学に困る子どもたちの学習機会を確保し、またしっかりと頑張った学生の方々には、就学援助の道筋があるということはとてもよいと考えます。区内奨学金制度の充実や拡充を図り、奨学生の応援を引き続きお願いいたします。

次に、介護人材確保定着事業について伺います。品川介護福祉専門学校の入学者の定員と4月の入学者、それから品川区における介護従事者の全体数を把握するため、本年度開始した区独自の介護職向け居住支援手当の対象者数についてお教えてください。

○菅野高齢者福祉課長 それでは、まず介護福祉専門学校の定員ですが、1学年40名、そして本年度の入学者数は18名となっております。

そして、区独自の介護職員向け居住支援手当につきましては、今回手当を支給するにあたって、改めて各事業所に調査をしましたところ、約6,000人の方が区内には勤めているということが分かりました。そして、そのうちこの手当自体が実労働時間が週20時間以上で月80時間以上と決まっておりますので、手当の支給者を絞り込みますと、対象者は約4,000人ということになっております。

○山本委員 品川介護福祉専門学校は、引き続き入学者が思うように集められていないことを理解しましたが、生徒募集活動を支援し、入学者の増加を目指していただきたいと考えます。

一方で、区内介護従事者は6,000人規模であり、学校の定員では1%にも満たない状況です。不足する従事者の確保には抜本的な解決方法の検討も必要であると考えます。日本学生支援機構の調査によりますと、現在、学生・大学院生の約半数が奨学金制度を利用し、その学生1人当たりの平均借入額は300万円程度、平均の完済年数は約15年となっているとのことです。長期の返済は、結婚・出産といった人生のライフステージにも影響を与えるだけに、看過できない問題であると考えます。

そこで、奨学金返済負担の軽減と、区内介護事業者の人材確保を両立させる手法が有効ではないかと考えました。在学中に奨学金貸与を受けた職員に対して、介護事業者が奨学金返済相当額を手当等として支給する場合に、行政が支援額相当分を補助金として事業者に支給するということです。これはよい仕組みだと考えましたが、調べてみると、東京都が介護職員奨学金返済育成支援事業として既に実施していました。さらには、本事業では介護保険事業所が新たに就職した未経験の方々を、育成計画に基づ

いて育成することが要件とされていました。

奨学金返済のある職員の負担軽減、介護事業者の人材確保、行政としては介護事業の質の向上、まさに三方よし、とてもよい枠組みであると考えます。しかも介護事業は離職率の高さが課題ですが、長期的な奨学金相当額の支給と資格取得等の計画的な育成計画により、長期安定的な就労環境になると考えます。令和5年度の補助金を利用した法人の利用実績を確認しますと、品川区では2つの法人だけでした。

そこで質問いたします。本制度に対するご見解をお聞かせください。また、区内介護事業者に利用してもらうべく周知をお願いします。一般的に都の事業は申請手続きが煩雑であると聞きます。申請に対する相談の受付とともに、実務的なサポートも併せて要望いたします。また、都の制度で対象から外れる事業者がある場合には、区独自の制度で支援をすることの検討を要望します。それぞれ区のご見解を伺います。

○菅野高齢者福祉課長 東京都の実施している介護職員奨学金返済育成支援事業についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、品川区では2つの法人だけということで、私も調べさせていただいたところ、それ以外にこうほうえんもやっているようなので、鳥取県ということになっていまして、3つということで、いずれにせよ約250ぐらいの事業者がある中で、数少ない法人のみが利用されているということが分かりました。

こちらの制度の周知方法ということなのですが、高齢者福祉課では、東京都のほうからそういう情報をいただいた際には、そういう介護事業所向けの情報提供ツール等を通して、事業者には周知等はさせていただいておりますが、なかなか伝わらない部分もあると思いますので、この辺りはきめ細やかに東京都の制度についても事業者のほうにはお伝えしていきたいと思っております。

区としては、品川介護福祉専門学校の奨学金制度が売りであったりとか、あとは実務者研修費の補助などをさせていただいて、ほかにも新卒の学生さん以外にも他業種から就職される方もいらっしゃるみたいなお話も聞いているので、多様な手法で介護人材の確保に努めていきたいと思っております。

○山本委員 ぜひ、介護人材不足の解消につながる様々な検討、そして実現をお願いいたします。

次に、福祉人材確保の中で、外国人介護職員確保のための住居支援について伺います。主要成果報告書では、ファミリーユ西品川の外国人職員の入居者数が、令和4年の12名から令和5年は9名に減少していました。また、事務事業評価シートでは、外国人介護職員確保のための家賃助成が、令和4年の20件から令和5年には16件に減少していました。減少理由と、本事業に対する認識、課題があれば課題と、今後の方針についてお聞かせください。

○菅野高齢者福祉課長 こちらのご質問の外国人介護職員確保のための家賃助成につきましては、ファミリーユ西品川を活用した外国人介護職員の居住支援確保ということで、こちらシェアハウスとなっております。1戸2人入居で現在6戸、12人分を貸出しをさせていただいております。その家賃助成分と、あとは法人様が外国人職員のために借り上げた家賃に対しての一部を助成するというので、外国人に限ったものとなっております。

いずれも主要施策の成果報告書や、こちらの事業評価シートで令和5年度が少し減っているというところは、特にファミリーユ西品川で、やはりシェアハウスということで始めさせていただいたのですが、最初は日本に来てやはり同じような国の方と一緒に住むことがよかったですけれども、だんだん日本の生活に慣れてきて、1人でお暮らしになりたいということで退去されたなどというお話

も聞いております。

○山本委員 需要がないわけではないということで、理解をいたしました。

この夏、会派で福祉介護事業団体の方々からご意見をお伺いしましたが、少子高齢化が進む中で、日本人介護従事者だけでは今後は事業がもたないと言われております。さらに今後、日本国内で外国人介護職員の取り合いになるので、他自治体に先行し労働できる環境整備を進めていくべきであるとのことをご要望をお伺いしました。私も同じように考えます。外国人介護職員の住居支援の拡大と、労働従事者と家族の生活環境の支援の充実を要望し、次の質問に参ります。

次に、高齢者向けパソコン・スマホ教室に関連し、はじめてのスマホ体験教室よろず相談について伺います。デジタル化を進める上で、デジタルデバインドへの配慮は欠かせない重要な取組と考えており、先日この委員もご質問されていましたが、私も前年度の決算特別委員会、一般質問、今年の予算特別委員会に続き質問をさせていただきます。昨年度および今年度の開催回数、参加人数、本事業に対する区のご認識をお教えてください。

○榎村高齢者地域支援課長 令和5年度の実績でございますけれども、はじめてのスマホ教室が128回実施しまして、238名の方にご参加いただきました。また、スマホよろず相談につきましては160回実施して、1,065名の方にご参加をいただいたところでございます。

今年度の実績につきましては、8月末現在までの実績でございますけれども、はじめてのスマホ教室が74回実施、142名の方にご参加いただきました。また、スマホよろず相談につきましては74回実施しまして、626名の方にご参加をいただいたところでございます。区としましても大変人気で、区民ニーズが高い事業であると認識をしているところでございます。

○山本委員 大変人気の事業ということで理解をいたしました。

本事業で工夫などを図った点と、今後の取組なども分かっている点をお教えてください。

○榎村高齢者地域支援課長 令和5年度、6年度につきましても、いずれも定員を上回る申込みがあったところでございます。こういった状況を踏まえまして、昨年度には大井三丁目高齢者憩いの場、それから今年度につきましては平塚橋ゆうゆうプラザ、共に会場を1会場ずつ増やしまして、事業を拡大しながら展開を図っているところでございます。なお、今年度からこれまでの「はじめての講座」、基礎講座に加えまして、基本アプリ講座の中級者向け講座を新規で開始し、多様化するニーズに対応を行っているところでございます。

今後の展開につきましては、申込状況ですとか参加者の声を踏まえつつ、受託事業者との調整も行いながら展開していく考えでございます。また、今年度より新規事業としまして、簡単スマホでゲーム体験を、ちょうど今週の10月9日から行っていく考えでございます。既にスマホを持っている方にはスマホを用いた新しい楽しみの提案として、また、スマホの貸出しサービスもございませうため、スマホを持っていない方にはスマホに興味を持つ一つのきっかけになればと意図しているところでございます。本事業においても、各事業間の連携を図っていきたくと考えてございます。

○山本委員 ご要望に応じていただいた会場の増設、そして新しい講座での工夫もよいと考えます。

一方、昨年の決算特別委員会の質問でご説明した試算では、対象者が9,000人いて、今年年間300人ペースだと30年かかるというので、大幅なペースアップの要望をいたしました。高齢者の方々の介護予防、人との交流や社会参加の促進も目的としているということで、なかなか大幅な改善が難しいと理解しますが、まだまだ開催する教室数が不足しているとの認識です。

行政のデジタル化は海外事例を踏まえても大きな潮流であり、今後、日本でも確実に進んでいく、い

や、進めなければいけないことだと私は考えています。高齢化が進む日本で行政のデジタル化を進めることを想定すると、高齢者やデジタルが苦手な人たちを誰一人取り残さないような仕組みづくりが極めて優先順位の高いことだと考えており、その一つの仕組みが高齢者スマホ教室だと思うので、こだわっているわけです。

繰り返しの提案となりますが、事業内容の工夫、地域センターや民間レンタルスペースの活用などで開催場所と開催回数の大幅な拡充、通信会社との連携によるよろず窓口、よろず相談窓口の増加など、より多くの方々にスマホを使って習っていただけるような環境づくりを要望いたします。また、区が作成したアプリの普及をスマホ教室で積極的に推進することを要望し、次といたします。子育て支援情報アプリについては、またの機会にご質問させていただきます。

私の質問は以上で終わります。

○新妻委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 231ページ精神障害者地域生活支援センターについて、237ページ障害者福祉手当について伺います。

まず、精神障害者地域生活支援センター、西五反田にある「たいむ」のことですけれども、こちらは相談とともに交流や活動の場の提供も行っているということで、大切な役割を担っていると思います。まず、その果たしている役割をどう評価しているのか、その意義について区の認識を伺いたいと思います。

○松山障害者支援課長 精神障害者地域生活支援センター「たいむ」の役割についてでございます。たいむにつきましては、まずは相談、そして居場所ということで、相談を受けながら、そちらから居場所につなげていくというような、そしてサービスにつなげていくというような、大変重要な入り口の役割を持っていると考えております。

○安藤委員 分かりました。今、精神疾患に苦しむ方は増えていると思います。そうした方々は、病状によってはなかなか電車に乗れないという方もいらっしゃいます。家族会のほうからは、区内にこちら一か所のみ地域生活支援センターで、こちらの増設を求める声が届いておりますが、伺いますけれども、この増設を検討して具体化すべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○松山障害者支援課長 精神障害者地域生活支援センターの増設についてでございます。家族会の方からご要望をいただいております。また、精神障害者地域生活支援センターは、たいむのほかにも、障害児者総合支援施設の中に地域活動支援センターがございます。その中で、精神障害者の方に対する相談や居場所という役割も担っております。名前としては地域生活支援センターという、精神障害者に特化したものということではないですが、全ての障害の方にご利用いただける地域活動支援センターとなっており、たいむと同じ役割や機能を担っていると、区としては2か所あるという認識がございます。

○安藤委員 精神障害者地域生活支援センターとなると1か所だという私は認識なのですが、今かなりやはり増えているのですよね。ということで、家族会の方からは荏原地域というそういった地域名も出ていましたけれども、そういったことも含めてぜひ検討していただきたいと思いますが、足りているという認識なのか伺いたいと思います。ぜひ荏原地域のほうの増設もお願いしたいのですが、検討すべきだと思うのですけれども、いかがでしょうかという質問をします。

次に、手当にも併せて行ってしまいますけれども、それまで支給がなかった精神障害者への福祉手当というのが、2020年4月から手帳や年金1級の方ですね。第2種手当として月額8,500円支給されるようになったという認識ですけれども、しかし身体や知的障害の方と違って、2級の方以下が

全然支給がないというのが精神だけなのです。家族会の方等からも2級への支給の要望が出ていますけれども、共産党としても予算・決算特別委員会でも取り上げてまいりました。

課長というか区のほうは研究課題だと述べて、その理由としては、2級の方の状態の幅は広く、線引きが難しい。それと、ほかの障害者の方との兼ね合い。あと財源確保などを理由に研究課題としておりますけれども、改めて、今のこの研究課題とした理由について、特にその線引きが難しいという点ですとか、あるいは他の障害との兼ね合いについてとはどういう意味なのか、伺いたいと思います。

○松山障害者支援課長 まず1点目、精神障害者の地域生活支援センターのニーズに関してでございます。ご家族の方からは幾つかニーズがあるということで出ておりますが、今のところ、そのほかにも、精神障害者のサポート24というところが戸越にありますけれども、そちらのほうで相談、同じく居場所としても行っておりますので、地域的にそういうものが必要かどうかについては、今後検討してまいりたいと考えております。

それから、次に手当につきまして、精神障害者の方、今現在は確かに委員おっしゃるとおり、1級の方のみ支給をしている状態でございます。現在につきましても研究課題としては変わらない認識でございます。やはり日中につきましても就労している方もおり、かなり幅が広い。なかなか線引きが難しいというのがございます。あるいは精神症状によってはかなり幅広く寛解、症状がよくなることですので、よくなる場合もあるということで、1級の方と2級の方はかなり差がある、そういう状態像に差があるということは挙げられるかと思っております。

また、ほかの障害の方につきましても、ではどこで線引きをするのかということになってまいりますので、手当につきましては、やはりなかなか就労が困難な方で経済的な支援が必要な方というのが手当てが必要だと考えております。またそのほか財源確保等もございまして、手当についてはどういった経済的な支援が必要かについては、幅広く今後また引き続き検討してまいりたいと考えております。

○安藤委員 2級の方のほう幅が広いというのは、もう幅広いわけですから、もうすべて2級だったら全部出したほうが私はいいと思うのです。障害者福祉計画で公表されている手帳の数字ですけれども、比較できる2022年度の数字で障害者種別ごとの手当支給額などを調べてみたのですが、身体障害の方は1級・2級には月額1万5,500円の第1種手当が、3級にも今の同じ8,500円の第2種手当が出ていますけれども、こちらの対象だけで言うと8,292人が対象になり、単純計算で10億1,250万円と。これは全部出ているわけではないのですけれども、単純計算でいくとという話です。対象の方に全て支給するという意味です。

同様に、知的障害の方は1級から3級に第1種手当、4級にも第2種手当が出ていますけれども、だから手帳がある限りすべて全員手当があって、対象なのです。こちらは2,089人の対象に対して、仮に全部出しますと3億8,400万円と。では精神障害者とは言いますと、手帳保持者は2,032人と知的障害の2,089人とほぼ同数なのですけれども、手当の支給は先ほど言ったように1級に限られ、かつその額も第2種手当だと。そのため、支給額は単純に対象の同じような数字で出しますと、身体障害者に出している額の1.03%、知的障害者の支給総額に比べますと3.37%と非常に限られた方になってしまっている。

先ほど言いましたけれども、身体障害者の手帳をお持ちの方の66.28%は受給資格があります。知的障害のほうは100%あります。ところが、精神障害の方は、今、1級の方だけですから、僅か5.02%ともう大変限られているということで、これはちょっとあまりにバランスを欠いていると

思うので、少なくとも2級まで拡大したとしても48.43%の方が対象になるということですから、ぜひ拡大が必要だと思いますけれども、最後にいかがでしょうか。

○松山障害者支援課長 委員のおっしゃられるそちらの人数比や支給額のみだけで考えることではございませんので、状態像を含めて、総合的にこちらのほうは検討していきたいと考えております。

○新妻委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 よろしく申し上げます。私からは、227ページ重層的支援体制整備検討費、支え愛・ほっとステーション事業、247ページ認知症高齢者支援事業についてお伺いをいたします。

それで、いよいよ重層的支援体制が、令和7年度から本格実施ということになりますけれども、この重層的支援体制の状況、人材育成の研修とか、また職員向けの対応マニュアルなど、そうした準備はしっかりされているのか、現時点でどのように進んでいるのかをお伺いをいたします。

○東野福祉計画課長 令和7年度の本格実施に向けまして、この間、品川区では令和3年度からの取組を進めてまいりました。重層事業につきましては、属性を問わない支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施するという方針の下、品川区としては機能連携型、つまり窓口に行って複数の相談をしてもつなげられるような仕組みづくりということでの体制を構築してきたところでございます。

人材の育成という点におきましては、現在区の内部での研修を進めているところでございます。本日の午後にもファシリテート研修といたしまして、支援会議の運営状況を深掘りして、どういう支援につなげていくかというような職員向けの研修を行っているところでございます。この後、管理職向けの研修も順次進めてまいりまして、この重層的支援体制整備事業の人材の育成という面では図っていかれるように対応してまいります。

○筒井委員 ぜひよろしく申し上げます。

事務事業評価シート、また行政評価シートでこの事業の評価をなされていると思うのですが、その評価の指標が、重層的支援会議等で対応方針を決定したケースということになっておりまして、少し気になったのが、令和4年度の行政評価シートでは令和11年度の目標件数が48件になっている一方、令和5年度の事務事業評価シートになりますと、24件と約半分にその目標件数を落としているのですけれども、その理由をお知らせください。

また、この指標の対応方針を決定したケースということを経験にしているのか、その辺り、今後のその評価のあり方についてお伺いをしたいと思います。

○東野福祉計画課長 事務事業評価シートの目標とする件数が半減しているという部分でございますが、こちらにつきましては、これまで令和4年度から支援会議と呼ばれる会議で、実際にどういう対応をしてきたかというものを基に、実際に行われるであろう件数を見込んだものでございます。当初48件というところで見込んでいた数字に対しまして、この支援会議で行われるケースにつきましてはそれほど多くなかったという部分がございます。多いからいいというものでもございませんし、少ないからという点でもどうかという部分はございますが、実際に見込まれる件数として、こちらの指標を挙げたものでございます。

それから、支援会議で対応方針を決定したケース、こちらを指標に用いたことにつきましては、実際にお困りの方、生きづらさを抱えている方にどういった支援ができるかというものを、区としてその支援会議の中で対応方針を決定した、こちらは既に支援が行われているというもので、現在も行われているものですので、こちらの指標を用いまして、この評価を行っていきたくて考えているところでござい

ます。

○筒井委員 分かりました。いよいよ令和7年度からの本格実施ということで、実際始まってから分からない面もあるかと思っておりますので、今後いろいろな実際現場で起こり得るかと思っておりますけれども、ぜひしっかりとした対応をお願いしたいと思います。

そして、支え愛・ほっとステーション事業に移りますけれども、高齢者の身近な福祉の相談窓口ということで非常に重要な事業だと思っております。今後も利用者が増加していくのかなと思っておりますけれども、ここで支え愛ほっとステーションでも救急代理通報システムというのをご紹介していると思うのですが、そこでは利用に月額300円かかるということが書いてあるのですが、一方障害者支援課の作成しているパンフレットでは、利用料金はかからないと書いてあるのですが、その辺り、何でこの利用料金が300円取るということを書いてある一方、障害者支援課の作成されたパンフレットには利用料金がかからないとなっているのか、その理由をお知らせください。

○東野福祉計画課長 救急通報代理システムでございますが、こちらにつきましては、本年4月からそれまでかかっていました300円の利用料金を無償化したものでございます。パンフレットの作成時期が、委員がご覧いただいているのがもしかしたら昨年度のものかと思われます。

○筒井委員 では、現在はもう無料になっているということで、分かりました。

ボランティア、地域支援員が実際この現場で対応されていると思うのですが、今後需要が見込まれるのかなと思っております、ですがその一方で130人の方が登録されることを目標とされているのですが、今後、この地域支援員はボランティアで足りるのか。その辺りのご見解と、また、一方でこの支え愛ほっとステーション事業の利用者が、結構常に特定の方に偏ってしまっているということはないのか。その辺り、利用者の状況ということをお伺いをしたいと思います。

○東野福祉計画課長 支え愛ほっとステーション事業を行うにあたりまして、こちらの「よりみち」のような高齢者などの集まる場を運営するのに地域支援員、それから個別支援としまして、ほっとサービスなども地域支援員のお力をお借りした形で事業を行っているところでございます。

現在令和5年度末におきましては、合計536名の地域支援員の方がいらっしゃいます。今後、事業につきましてははだんだん地域の中で活動的になってまいりました。コロナが明けまして、その活動も活発になってきたところを受けまして、地域支援員を募集しているところでございます。

それから、この支え愛ほっとステーションの事業をお使いになっている方が特定の方に偏っているのではないかとございまして、もちろんリピーターの方はたくさんいらっしゃいます。1回使ってみて、この事業に対してのご理解をいただいた上で、再度使いたいという方がたくさんいらっしゃいます。また、新しい方もどんどん増えてきているような状況でございますので、特定の方だけではないと理解をしているところでございます。

○筒井委員 分かりました。本当に需要がある今後もっと増えてくる事業だと思っておりますので、ぜひ周知のほうも徹底していただきたいと思います。現在周知方法についてどのようになっているのか、最後にお伺いいたします。

○東野福祉計画課長 こちらの支え愛ほっとステーション事業につきましては、区のホームページのほか、委託しております品川区社会福祉協議会のホームページ、または区の広報紙などでも特集号を組んだり、それから各地域センターでのぼりを立てたり、そういうことでの周知を図っているところでございます。

○新妻委員長 続きまして、せらく委員。

○せらく委員 私からは、269ページ、279ページ、区立保育園、私立保育園の保育園運営費から質問いたします。また、285ページのオアシスルームについて質問いたします。

まず、保育園の部分なのですけれども、産前産後休暇中の保育についてです。第2子以降の産休中に上の子も預けることができ、その保育時間は短時間と標準時間で選択でき、さらに延長保育も可能と聞いて聞きました。こちらについていま一度確認させてください。

また、延長保育の利用登録には出産要件で登録が可能と確認したのですが、こちらにも認識が合っていますか。お願いいたします。

○芝野保育入園調整課長 保育時間についてのご質問でございます。妊娠出産項目について、標準時間もしくは短時間を選べるかというご質問でございますが、令和4年度のご案内までは、妊娠出産、当時は産休と申し上げておりましたが、こちらと育休と同じ項目とし、原則9時から16時と記載させていただいておりました。当時から、産休につきましては標準・短時間を選べましたが、ご両親に分かりにくい表記となっておりましたので、令和5年度より妊娠出産と育休を分けて、妊娠出産の場合は標準時間もしくは短時間をお選びいただけるというふうにご案内をさせていただいております。あと、延長で夜間保育についても、同様に選べる形になっております。

○せらく委員 確認いたしました。産後のダメージは全治2か月のけがと同じというふうによく言いますので、新しい家族ができた上の子の気持ちを受け止めつつ、産後は特に母体のためにも、パートナーや家族が送り迎えができるような時間設定にさせていただきたいと思っていましたので、こういった要項で運用していることについては評価をいたします。

こちらについて、産後、上の子の保育園のお迎え時間がどうしてもご家族の都合で6時半以降、延長にかかってしまうという方からご相談を受けました。保育園に相談したけれども、対応ができなかったということで、もしかしたら事前に延長の利用登録ができていれば対応ができたのかもしれない。

そこで、今の産前産後休暇中の運用について、認知度を周りのこの1年間で出産したお母様方に聞いてみたのですけれども、6名から情報を集めました。産前産後休暇中のこの運用を知っていた方、短時間と標準時間が選べるのを知っていた方は3名。そのうち2名は、標準時間で対応ができたということです。知らなかった3名なのですけれども、産休に入ると、保育園から短時間でというふうな形で案内をされたと聞きました。皆さんからお話を聞いていると、区の要項と現場の対応の違いにちょっと不安があるように感じました。

園と保護者の信頼関係を守っていきたいと思っているのですけれども、区としてはどのような思いで、産休中は標準時間を選択できるようにしたのでしょうか。思いをお聞かせください。また、現場ではどのような対応をしていただきたいと考えていますか。保育現場からの声を把握していたら教えてください。

○芝野保育入園調整課長 延長夜間保育の取扱いということでございますが、委員のほうからお話のありました周知につきましては、まだ知らない方がいらっしゃる。現場のほうもなかなかそれを理解できてないという現状も考えられますので、こちらは周知徹底をしてみたいと思います。

標準時間については、短時間ともちろん選べるという形になりますが、やはり産後なかなか今までの状態に戻らないというような状況をいろいろ現場のほうで聞かせていただきながら、個別に相談に乗りながら対応を図ってまいりたいと思います。

○せらく委員 分かりました。保護者の方へも、現場へも、しっかり周知をしていきたいというお答えをいただいたかと思います。

こちらは今産前産後休暇の話だったのですけれども、昨年10月から変更になった育児休業中の預かり時間についても、声を伺っていると、対応しているところもあれば、まだそのまま短時間でと保育園からお願いをされている方もいらっしゃると思います。こちらはニーズに応じて変更をしていただいたと思いますので、いま一度、保護者の皆さんが萎縮することなく選択できるように、こちら各園への周知をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○芝野保育入園調整課長 来年4月から年齢制限を撤廃しまして、育児休業期間中は保育園の利用可能になるということですが、こちらは短時間のご利用とさせていただきます。育児休業中の標準時間選択制の導入につきましては、今後の運営状況や他区の動向を踏まえながら検討を進めてまいりたいと思います。

○せらく委員 分かりました。よろしくお願いたします。

入園関係でもう一つなのですけれども、保育園入園書類の中に、今、希望園を8園まで書くことができることを確認しています。六、七年前は6か所だったように記憶をしていますが、増やしたのであれば、増やした理由を教えてください。去年保育園入園申込みされた方で、希望園全て書いたけれども全滅だったという方がいらっしゃいました。通える範囲でもっと園があったので記入したい、記入欄を増やしてほしいというような声があったのですが、この増やした理由をお聞かせいただくと助かります。

○芝野保育入園調整課長 入園申請書の書式で6園から8園に増やした経緯でございますが、平成28年4月入園から、それまで6園だったものを8園に変更させていただいております。その背景としましては、平成27年度に子ども・子育て支援新制度が創設されまして、私立園の新規開設の増加が見込まれたということで、記載できる園を増やす対応をしたものでございます。

○せらく委員 理由をお聞かせいただいております。これからこちらについても私もいろいろ考えてまいりたいと思っております。

最後にオアシスルームについてなのですけれども、在宅子育て支援として、一時預かりを令和5年度2万1,771人の利用実績があると確認いたしました。今年度の目標は3万623人ということで、施設の利用者にはまだ余裕がありそうだなと感じています。ウェブで予約できますし、キャッシュレス決済対応、1時間500円で利用ができ、ベビーシッター助成事業の令和5年度1,830人という実績と比較しても、区のサービスとしてはオアシスルームは利用しやすいものだと思います。

一つ気になっている点が、両親とも就労している家庭で、幼稚園に通い預かり保育を日常的にしている場合は、オアシスルームが利用できるけれども、保育園の子どもは利用できないという点です。どちらも就労をしていて在宅子育てではないけれども、一方が利用できることに疑問を感じています。こちらについてご説明いただければと思います。

○藤村子ども育成課長 オアシスルームについての質問でございます。先ほど委員おっしゃられたとおりですが、オアシスルームは在宅子育て支援、リフレッシュというところ目的に、生活支援型の一時保育として運営してきた経緯がございます。幼稚園につきましては、基本的には長期休みというものがありまして、その間の預かり、リフレッシュといった観点からご利用いただいている形ですが、保育園の方につきましては就労支援という形になるとちょっと目的がずれるというところもございますので、オアシスルームは主に在宅子育て支援という形で、現在運用させていただいております。

○せらく委員 分かりました。幼稚園の長期休みという部分では、大変こういったサービスはありがたいと思っておりますし、そうなのですけれども、区分と実情というところが今マッチしていない部分がある

かなと思っております。やはり保育園に通っている方も土曜日・日曜日でこういったサービスを利用したいという方もいらっしゃると思うので、そういったところを一度調査などをしていただけたら助かるのですけれども、いかがでしょうか。

○藤村子ども育成課長 利用区分というか利用方法のお話かと思います。現状マッチしていないところといますか、区民の方からも、例えば保育園に通われている方で、土曜日……。

○新妻委員長 次に、横山委員。

○横山委員 よろしく願いいたします。私からは、261ページ児童相談所移管推進事業、267ページ子どもの未来応援事業についてお伺いいたします。

1点目に、子どもの未来応援事業についてお伺いいたします。まずはしあわせ食卓事業について簡単に教えてください。

○飛田子育て応援課長 しあわせ食卓事業についてです。ふるさと納税によるガバメント・クラウドファンディング等を利用することで、子どもの食の支援を進めるにあたり、ひとり親家庭等へ食品等の配送をきっかけに、就労支援、学習支援、住宅入居支援等につなげて、最終的には自立を支援しております。

○横山委員 今年8月に大阪社会保障推進協議会事務局長、一般社団法人シンママ大阪応援団代表の寺内順子先生による講演「シングルマザーと子どものリアルとサポート」をオンラインで聴講いたしました。シンママ大阪応援団は、約200世帯560人のシングルマザー、子ども、女性たちをサポートしていますが、コロナ禍の下で経済的にも精神的にも困難に陥ったシングルマザー世帯に、毎月月末、お米や食料・日用品などを詰めたスペシャルボックスを送っています。大変な家庭ほど民間の賃貸住宅に住んでおり、住居費に平均月額4万9,763円かかるため、一番削れる部分が食費となっているという話がありました。

自分が病気になったら代わりがない、自分をケアする人もいない。睡眠時間は4から6時間くらいで眠る暇がない。または眠れないので、睡眠薬を服用しているケースもあります。一方でお腹が空いているけれども、寝たら忘れるので寝てしまうというお声もあるとのことでした。外に生えている草を食べる研究をしている、トイレを3人で1回流す、下着が1セットしかないなど、特に困難を抱えているママたちはコロナに何度もかかってしまうなど、免疫力が低下しているという話もありました。

スペシャルボックスが届いたときに開けるのは大体子どもたちですから、子どもたちが開けたときに気持ちが明るくなるように、例えばケーキ・お菓子を上にして梱包するなどの工夫をしているようです。特に手作りケーキは必須で、ケーキサポーターさんがいらっしゃるとお聞きしました。私のために焼いてくれたケーキという特別な思いが伝わるということでした。またパッケージも大切に、リボンをかけたきれいにするということが、イコール大切にされていると伝わるという話もありました。

アンケートも入れて分析していらっしゃいますが、民間だからできることとして、各家庭により箱の中身をカスタマイズをしていたり、お酒がお好きなママにはアルコールも入れているということです。介護などのお仕事や非正規の仕事でダブルワーク、トリプルワークをする中で、月末にほっと一息つきたいというママさんの気持ちに寄り添った内容だと私は感じました。

スペシャルボックスでは、ケアする人をケアすることを大切にしている工夫がされておりますが、しあわせ食卓事業におきましても、区だからできる範囲において、精いっぱいあなたが大切なのですという思いをひとり親家庭の保護者や子どもたちに行きと物の両面で今後も全力で伝えていってほしいと要望いたしますが、区のご見解をお聞かせください。

○飛田子育て応援課長 アンケートからも、食品を配送したご家庭から、段ボールが届くと、今回は何が入っているんだろうと子どもと一緒にわくわくしながら楽しみにしているという感謝の手紙をたくさん頂いているところです。昨年度は食品配送2回のほか、企業寄附により日用品の発送やお米なども発送することができました。引き続き、あなたが大切なのだという思いを込めながら実施したいと思います。

○横山委員 ちょっと細かいところではいろいろ免疫力のところもあるので、レトルト食品とその他のバランスですとかいろいろお伝えしたいこともあるのですが、ちょっと今日は時間がありませんので、ぜひ気持ちの面、その大切だということがお母さん方、お子さんたちに伝わるように、これからもひとり親家庭の皆さんにお伝えできるように引き続き継続していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に寺内さんの著書『「大丈夫？」より「ごはん食べよう」言葉はなくても伝わるものがある』を一部引用いたします。

「いろいろあるけれど、とにかくお腹が空いた。とにかくおいしいものを食べよう。お腹がいっぱいになったら、また考えよう。そして、仲間と一緒にご飯を食べれば、不思議なことに元気と勇気がわいてくるのです。（中略）意見を言ったり説教すれば、ママたち子どもたちの心は閉ざされます。頑張てねという言葉は実はとても人を傷つけます。もうママたちも、子どもたちも十二分に頑張っています。これ以上何をどう頑張れというのかとってしまうのです。大丈夫？と聞けば、大丈夫でなくても大丈夫と答えてしまうのです。だから言葉は必要ありません。おいしいご飯は、ケーキは雄弁に語ります。あなたにおいしいものを食べてほしいの。あなたが大事だから、これを作ったのと。そしてその気持ちは伝わります」ということです。

2点目に、児童相談所移管推進事業についてお伺いいたします。2024年3月24日の毎日新聞では、虐待などの理由で2022年度に全国の児童相談所が一時保護した小・中学生は延べ約2万8,000人で、このうち一時保護中に週4日以上学校に通ったのは1,254人とどまることが毎日新聞の調査で判明した。通学したいかどうか意向を原則確認しているのは、児童相談所を持つ79自治体のうち約3割の25自治体で、学校で教育を受ける権利が十分に保障されているとは言えない状況が浮かび上がったとあります。

2022年度、全国で一時保護された小・中学生のうち、約1割しか通学ができておらず、その理由として、1、送迎の体制が整わない、2、在籍校が遠方、3、逃げ出す可能性があるということです。様々なケースがある中で、子どもたち全員の通学に関してはまだまだ課題があると思いますが、可能な限り子どもたちに寄り添っていただきたいと考えております。

一時保護所に保護されている子どもたちの学校で教育を受ける権利の保障について、区のお考えをお聞かせください。また、現在一時保護所において、子どもたちに対して通学の意向をどのように確認していますでしょうか。小・中・高校生それぞれの通学の現状について教えてください。

○金子一時保護担当課長 児童相談所一時保護所の通学について、ご質問にお答えします。基礎自治体が児童相談所を持つことの強みとして、在籍校との距離は近く、保護児童の通学はできる限り実施していく方針で、通学を前提として、送迎の職員体制や通学費用を組んでおります。奪還の恐れや学校が負担である子どももいるので、すべての子どもにはなりませんけれども、子どもの意向を聞き取り、個々の状況を踏まえ通学を実施していきます。

現状についてですけれども、10月までは東京都の児童相談所からの受託期間であり、現在登校して

いる児童はいませんが、直近のところで高校生、今入所しているお子さんの高校生の通学を現在調整しているところです。

○横山委員 現状のほうを教えてくださいましてありがとうございます。高校生の通学を調整していただいているということで、ぜひそのまま進めていただきたいと思っております。

また、小・中学生の部分に関しましても様々課題がありまして、先日東京都から移管されたばかりですので、これからというところだと思うのですが、ウエルビーイングを目指す品川区が、東京都、さらに日本を導いて子どもたちの権利保障に尽くしていただきたいと思っております。これからできる限り子どもたちが通学することのできる体制整備をお願いしたいと思っておりますが、今後の見通しをお聞かせください。

○金子一時保護担当課長 先ほど申し上げたとおり、通学の体制というのは基本的に組んでいるつもりです。ただ、もちろん子どもの意向だけに限らず、例えば通学にあたっては学校の理解であったり、一時保護所から学校に行くということがなかなかほかの子どもたちや学校の先生方にきちんと理解いただかないと、子どもが行ったところでやはりとても苦しい状態になってしまったりするので、そういった様々な調整をしていって、通学自体を当たり前にしていくと、そういったことを考えていきたいと考えております。

○横山委員 学校現場のほうですとか、地域の理解ですとか、様々児童相談所がどういう機能を持っていて、どういうことができ、どこに限界があるのかなど、これから徐々に地域の方々、そして学校現場等、関係機関にも伝わっていく多様な部分があるかと思っておりますので、ぜひ調整のほうはとても大変な部分があるかと思うのですが、またちょっと東京都で視察した際に、葛飾区だったか豊島区等でもお伺いしたのですが、ICTのタブレットの利用を今後どうしていくかというようなことなども、課題としてあるとお聞きしました。様々な手法で子どもたちの教育の権利の保障について、品川区として進めていっていただきたいと思っておりますので、最後に一言お願いします。

○金子一時保護担当課長 様々な形で登校、それから教育の保障、児童相談所の中で通学できていない子どもたちに対しても、元教員の学習指導員が保護所内で教育を行っていきまして、今タブレットの使用についても今後検討していきたいと思っております。

○新妻委員長 次に、えのした委員。

○えのした委員 どうぞよろしくお願いいたします。私からは、247ページ認知症理解促進事業、243ページ熱中症等予防対策についてお伺いいたします。

先月9月14日にスクエア荏原にて開催された頭の元気度チェック、私も対象の50歳以上ということで、こちらの受診をしてきました。当日は同じ会場の別の部屋というんですか、シルバー成年式やシルバーフェスタ、こちらが同時開催されておりました。これには何か意図があるのでしょうか、お伺いいたします。

○樫村高齢者地域支援課長 まず所管といたしましては、まずはなるべく多くの方にご受検をいただきたいと考えてございます。そのため、何か足を運ぶきっかけの動機づけとなるように、シルバーフェスタなど、どなたでも参加できるイベントと抱き合わせで実施をしまして、気軽に足を運んでいただけるように工夫に努めているところでございます。今後につきましても、来週10月13日日曜日に予定しておりますオレンジフェスタですとか、また来月のフレイル予防フェスタのイベントにも併せての実施を予定しているところでございます。

○えのした委員 私も体験をさせていただきましたが、無料で骨密度や体脂肪のチェックなど様々で

きて、シルバーフェスタの内容も充実していたと思います。さらに最後、これは防災備蓄品のお土産付きというんですか。開催方法もよい方法だと感じております。

ただ、これは今回の事業以外でもそうなのですけれども、スクエア荏原の外から見たときに、館内でどのようなイベントを開催しているのかというのが結構地域の方に分かりづらいのではないかとというのは以前から感じております。改善の余地があると思いますが、いかがでしょうか。

○榎村高齢者地域支援課長 こちらもなるべくやはり多くの方に興味を持っていただきまして、気軽に足を運んでいただきたい事業でございますので、今後は会場とも協議を重ねて、できる限りのPRなどをしていきまして、区民の方の目にとまるように工夫をしていきたいと考えてございます。

○えのした委員 よりよい改善をお願いをいたします。

頭の元気度チェック、こちらは今年度からの新規事業ですが、これまでの実績と今後の年間の予定などあればお知らせください。

○榎村高齢者地域支援課長 頭の元気度チェックについてでございます。こちら9月末現在で3会場で実施しまして、188名の方にご受検をいただいたところでございます。今年度の予定につきましては、年間で10回以上、あと7会場でしまして、1,000人の方を対象に実施を予定しているところでございます。

○えのした委員 1,000人の対象に向けてということで、そこでこちらの受診をされて認知症と疑われるような結果が出た方には、その後どのように対応しているのか教えてください。

○榎村高齢者地域支援課長 まず本事業につきましては、認知症への理解促進も大きな目的の一つであると認識しておりますため、参加された方には結果と予防性に加えまして、認知症ケアパスのしながわオレンジガイドですとか認知症講演会、それから認知症フレイル予防事業のご案内をするほか、もの忘れ検診ですとか伴走型支援事業のくるみ相談室の周知を図っているところでございます。また、結果が思わしくなかった方につきましては、かかりつけ医等の医療機関の受診を促しているところでございます。

○えのした委員 今、もの忘れ検診が出てきましたけれども、この頭の元気度チェックと似た事業だと思いますが、この両者の違いですね。これはどのような違いがあるのかお知らせください。

○榎村高齢者地域支援課長 頭の元気度チェックともの忘れ検診の違いでございますけれども、まず頭の元気度チェックにつきましては、認知症への意識醸成を目的としております。認知症の疑いの有無ではなくて、健常域から軽度認知障害と言われるMC I領域を検査領域としているものでございます。また対象につきましては50歳以上で、年間1,000人を予定しておりまして、実施方法は事業者へ委託をして行っているところでございます。

その一方でもの忘れ検診につきましては、認知症の早期発見・早期対応を目的としておりまして、認知症の疑いの有無を検査領域としているところでございます。また、対象につきましては今年度75歳になられた方、約4,400名を対象としておりまして、実施方法につきましては品川区医師会・荏原医師会様に委託して、協力していただきながら行っているものでございます。

○えのした委員 理解をいたしました。

私も頭の元気度チェック、これは担当の方と対面で10個の単語を復唱して覚えると言ったらいのかな。それを思い出して、思い出す作業を3回続けて行ったり、あと3つの動物の中からちょっと仲間が違うのではないかと思うものを1つ答えるですとか、本当に一生懸命覚えまして。おかげさまで私もMC I領域というものは問題ありませんでしたので、ほっとしているところであります。

それでも忘れ検診、こちらの受診率の推移、また受診率を上げるための工夫等を何かしているのか教えてください。

○榎村高齢者地域支援課長 こちらのもの忘れ検診につきましては、令和4年度に事業の開始をしたところでございます。受診率におきましては、令和4年度で約5%、それから令和5年度には6.1%増加で推移をしているところでございます。

また、受診率向上の工夫の目玉としましては、しながわ水族館の無料入場券等を毎月抽せん等でプレゼントするなど、公園課とも連携を図りながら行っているところでございます。また併せて広報しながわ等でも周知を頻繁に図ったりですとか、受診機関を増やすなどの対応をしながら、区としても積極的に対応しているところでございます。

○えのした委員 私も先日質問しましたが、しながわ水族館無料入場券、これは大変魅力的だと思います。お孫さんと行かれたり、ご家族で行かれたりと、来館者の増加にも非常に有効的だと思っております。

また、頭の元気度チェック、あとのもの忘れ検診、こちらは認知症の早期発見と早期治療に効果があり、高齢者の健康寿命が長くなることはもとより、介護保険料の制御にもつながると考えているので、事業継続、かつ対象者の拡大などもしていただいて、区として今後の展望などどのようにお考えでしょうか。

○榎村高齢者地域支援課長 今後の方針についてでございます。こちらにつきましては、今年度の実績ですとか受検者からのお声などを踏まえまして、また品川区医師会・荏原医師会の先生方からの専門的なご意見も頂戴しながら、慎重に検討してまいりたいと考えてございます。

○えのした委員 続きまして、高齢者施設における避暑シェルター、こちらを通じた多世代交流について、コロナ禍ではシルバーセンターやゆうゆうプラザの利用が一部制限されるなどして、利用人数が下がったと認識をしております。令和5年5月にコロナが5類に移行されましたが、シルバーセンターやゆうゆうプラザの利用人数に変化はありましたでしょうか、お知らせください。

○榎村高齢者地域支援課長 シルバーセンターの令和5年度の利用者数でございますけれども、こちら令和4年度と比較しまして、1万4,340人増の11万4,462人のご利用がございました。また、同じくゆうゆうプラザにつきましても増加しておりまして、令和4年度と比較しまして3万6,189名増の10万9,804名の利用がございました。それでも、コロナ禍以前の利用者数にはまだ届いていない状況ではございますけれども、今後さらに事業の充実等も図っていきまして、利用者が増加していくものと見込んでいるところでございます。

○えのした委員 今年の夏は本当に昨年に引き続いて猛暑日が多く、特に高齢者の方などは熱中症が懸念されました。シルバーセンターやゆうゆうプラザなどの高齢者が多く集う熱中症対策は、どのように行っていますでしょうか、お知らせください。

○榎村高齢者地域支援課長 シルバーセンターですとかゆうゆうプラザにつきましては、現在も避暑シェルターとしてご利用をいただいているところでございます。具体的には避暑シェルターののぼり旗を館内の前に設置しまして、冷房を効かせた館内での麦茶の提供を行ってございます。さらに今年の夏は猛暑ということもありまして、8月の上旬からシルバーセンターの1室を避暑室として開放するとともに、ペットボトルの水も配布いたしまして、高齢者の方をはじめとした区民の皆様に熱中症対策を行ったところでございます。

○えのした委員 今年の避暑シェルターの利用者数、こちらはどのくらいだったのか。また、今回、シルバーセンターで使った避暑室は、ふだんこちらはどのように利用されているのか教えてください。

○**樫村高齢者地域支援課長** 避暑シェルターの人数でございます。今年の避暑シェルターの利用者数でございますけれども、9月末現在で、シルバーセンター、それからゆうゆうプラザの合計で4万8,973人のご利用をいただきました。大変多くご利用をいただいたところでございます。

また、先ほど申し上げました8月上旬からの避暑室につきましては、同じく9月末現在で104名の方にご利用いただきました。今回避暑室として開放した部屋のふだんの利用用途でございますけれども、主に月一度のマッサージサービスを行うための部屋としてふだん使用しております、もともと8月につきましてはマッサージサービスがお休みの月であったということで活用したところでございます。9月以降におきましても、マッサージサービスで使用する日以外の日を避暑室として開放しているところでございます。

○**えのした委員** 私もそののぼり旗に誘われて、今年の夏、平塚橋のゆうゆうプラザを利用させていただきました。大変有効的な使い方だと理解をいたしました。これから来年度の展開などがありましたら、お考えをお知らせください。

○**樫村高齢者地域支援課長** 来年度の展開についてでございます。こちらにつきましても、今年度の利用状況ですとか利用者のお声、そして現場からの意見等を踏まえながら、総合的に検討していきたいと思っております。いずれにせよ、引き続き高齢者の方をはじめとしました区民の方の効果的な熱中症対策になるように努めてまいりたいと考えてございます。

○**えのした委員** これは私ももちろん利用させていただいたのですが、避暑シェルターの利用対象者、こちらについてもお知らせいただけますでしょうか。高齢者だけなのか、また近隣の方であれば誰でもいいのか、その辺をお知らせください。

○**樫村高齢者地域支援課長** 利用対象者でございますけれども、高齢者に限らず地域の方、小学生などどなたでも利用可能でございます。現場から、小学生などが涼を取りに、また麦茶を飲み施設へ立ち寄ることも頻繁にあると聞いております。

○**えのした委員** ちょうど平塚橋ゆうゆうプラザは学校に近いので、小学生の熱中症対策にも利用できるということで、利用者制限なしで利用可能ということを確認できました。また、これは避暑シェルターをきっかけに、多くの多世代交流の場につながると考えますが、区のご見解をお知らせください。

○**樫村高齢者地域支援課長** 区としても、区民が利用しやすい避暑シェルターにしていきたいと考えてございます。

○**新妻委員長** 次に、塚本委員。

○**塚本委員** 私からは、ページで言うと247ページ高齢者活動支援事業の中からと、それから233ページ地域生活支援事業、こちらは障害者の住宅あっせんというようなことについて伺いたいと思います。

最初に高齢者活動支援事業ということで、高齢者の様々な外出、特に教育・教養というような形で高齢者の方々が日々元気に外出等をされて暮らしていくと。こういうことを行政として支援していく。これは大変に重要な事業と思っております、今後ともこういったことを進めていく必要があると思っております。補聴器の補助、購入費助成なども所得制限を今年度は撤廃をしてというような形で、区としても進めていただいているということをお大変に評価をさせていただいております。

そういった中で、この第3回定例会の補正予算の中で、軟骨伝導補聴器の窓口への配備ということで、35台の購入費というのが計上されました。第2回定例会の一般質問で私のほうでこれを取り上げさせていただいて、その後、城南信用金庫さんのほうから2台無償で提供があって、それを障害者福祉

課と高齢者地域支援課に配備して、試行をしていただいたというようなことがあったかと思えます。

まず、この2つの窓口に配備をしたときの区民の反応等を伺いたいと思います。お願いします。

○榎村高齢者地域支援課長 軟骨伝導補聴器の区民の方のご意見というところでございますけれども、8月上旬に、先ほどの城南信用金庫さんから頂いた2台を、障害者支援課とそれから高齢者地域支援課のほうに設置いたしまして、17名の方にアンケートにご協力をいただいたところでございます。

幾つかの項目があるのですが、総合的な満足度というところで、5段階評価で5と4の方が16名、それから1の方が1名という結果でありました。また、利用者の具体的なお声としましては、「どの年代でも使用しやすいと感じたです」とか、「とても聞こえやすくてびっくりした」、「今後も窓口などで活用が進むことを期待する」といったようなお声があった一方で、こちらは補聴器をふだん着用された方ということなのですが、こちらの方につきましては、「音としてちょっと認識ができなかった」という声も一部いただいたところでございます。

○塚本委員 今おおむね好評だったということで、今回の拡大につながったと思っておりますけれども、10月2日の読売新聞に、この軟骨伝導補聴器が各自自治体の窓口で広がっているということで記事が載っております、そこでちょっと大事だと思ったところがあったのですが、この窓口の職員の問かけや聞き取りが繰返しやり取りになってしまうと、双方にとってストレスになる。

もう一つは、住んでいる場所とか名前という個人情報に関わることは、やはり窓口でやり取りが起こる。そのときに、聞こえないと大きな声で職員のほうも言わなくてはいけないと、その個人情報が周りに聞こえてしまうということで、そこに対して非常に疑問を持っているというような職員の方の声があって、そういったものを解消するために、軟骨伝導補聴器を窓口に配備するということは大変に有益であると、こういったような記事でした。

同じような声は、実は私も品川区の窓口を担当されている職員の方からもちょっと聞いたことがあるのですが、今回の補正予算では配備予定窓口として、福祉部各課、在宅介護支援センター、それから支え愛ほっとステーション、このように3つ並べてあります。ただ、こういうところ以外でも高齢者の方が訪れて、例えば税務課とか戸籍住民課とか、こういったところで個人情報をやり取りするような場面というのがきっとあるのではないかと思いますので、こういったところへの配備についての考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○榎村高齢者地域支援課長 先ほど委員のおっしゃられました今回の補正予算の35台の中に、総合窓口予備用としまして5台を含んでおります。こちらの5台につきましては、委員がおっしゃられたように例えば税務課ですとか戸籍住民課ですとか、そういったところへの貸出しを目的としまして5台計上しておりますので、そういったところにも活用いただきまして、そういったところの活用状況等を見ながら、今後の展開等も含めて考えていきたいと思っております。

○塚本委員 区内のこういった個人情報の配慮というようなことも含めて様々な窓口、もしかしたらほかにも必要など出てくるかもしれないということもありますので、今後ともよく注視をしていただいて、適宜配備を進めていっていただきたいと思えます。

次に、地域生活支援事業ということで、障害者の方々への住宅あっせんというところで、事業そのものは住宅課の入居促進と連携した事業ということでもありますけれども、本日は民生費ですので、障害者福祉課に関わるところで質問させていただきたいと思えますけれども、まずこの障害者の方の入居促進、あっせんでの実績がここ数年ないというところがあるのですが、ここについてどのように担当課としては認識をし、課題として捉えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○**松山障害者支援課長** 私から、障害者の住宅あっせんの実績等についてお答え申し上げます。ここ数年、住宅あっせんということで実績がなかったのですが、今年度から助成要件を見直しました。要件のうち、立ち退き要求を受けていること、あと劣悪な状態にある住宅に居住していることを削除しまして、助成要件の内容について緩和いたしました結果、今年度お1人の方が礼金等の助成についてご利用はいただいております。現在の要件緩和について、相談事業所を通じて周知しているところですが、ご利用いただけるよう、継続して積極的に周知を図ってまいります。

○**塚本委員** 1つ実績が出た、要件を少し緩和したということで、その効果が出てきたと思うのですが、1件ということであると、実際にこの住宅の確保に相当困っていらっしゃる現状からすると、まだまだこれを利用していただく機会を増やしていかなくてはいけないと思います。

障害者の方がこういったところに申込みをされるということが、まず大前提として情報普及・啓発というのがあると思うのですが、その後、この事業を利用して、では内覧するとか、あるいは契約に至るとかいうところは、これは高齢者のところでもちょっと触れられているところであるのですが、なかなかやはり困難事例があるのではないかと。障害の特性にもよりますけれども、その辺の認識についてはどうなのでしょうかとということと、そういったことについて、区として支援というのは考えているようなところがあるのか、お伺いしたいと思います。

○**松山障害者支援課長** 障害者の方の居住支援に対する課題認識についてです。令和3年度から住宅課が実施している住宅確保要配慮者入居促進事業と連携しながら現在行っております。令和5年度については申請件数が15人のところ、契約件数は4人とどまっております。委員おっしゃられるとおり、今現在は住宅課による物件の情報提供のみとなっているところです。例えば内見地が不動産屋への同行支援、入居後の光熱費の手続支援等、例えば伴走型の居住支援が必要ではないかということを考えておりまして、支援策については今後検討してまいりたいと思っております。

○**塚本委員** 今支援策を検討していただけるということで、ぜひここはかねがね会派としても高齢者も含めて課題と捉えていたところがございますので、ぜひ進めていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○**新妻委員長** 次に、おぎの委員。

○**おぎの委員** 本日もよろしくお願いいたします。本日は、229ページ障害者福祉施設等整備費、420ページ国民健康保険社会保障・番号制度システム整備費補助金から、前回、総務費の款で答弁いただいた戸籍住民課では数字を持ち合わせていなかった部分について、再度お聞きいたします。

まずは障害者福祉施設等整備費についてお伺いいたします。現在、障害者福祉計画により障害者グループホームの整備が進められており、今年開設した障害者グループホームでは、職員の方からサポートを受けながら新しい生活を始められた方もいらっしゃると思います。先ほど石田秀男委員から、運営面について質疑がありましたが、障害のある方が生き生きと暮らせる環境づくりは、行政が担う重要な部分だと思っています。

今年4月に開設しました出石つばさの家についてお聞きします。こちらは定員が17名ですが、6か月たちまして、現在の入所の状況はいかがでしょうか。また、入所された方の障害区分の平均値は今のところどれくらいでしょうか。また、今後小山七丁目、戸越四丁目が控えておりますが、それぞれの進捗について併せてお聞かせください。

○**松山障害者支援課長** 私からは、出石つばさの家の入居状況についてご説明申し上げます。9月30日時点で、定員が16人でございます。お1人はショートステイということになっておりますの

で定員16人。16人のところ、12人の方が入居に至りました。障害支援区分については、それぞれ申し上げますけれども、区分6が2人、区分5が1人、区分4が6人、区分3が2人、区分2がお1人となっております。

○佐藤障害者施策推進課長 私からは、今後のグループホームの整備の案件についてお答えいたします。今、小山七丁目のグループホームと、それから戸越四丁目のグループホームということで、区の整備案件を予定しているところでございます。

現状、小山七丁目のほうは来年令和7年度の開設をめどとしまして、現在運営をする予定の事業者のほうで建設の設計ですとか、それから工事等の進め方について調整を行っているところで、区としましても協議を進めているところになります。

戸越四丁目のほうは、今年度、運営する事業者を先日決定いたしまして、そちらと令和8年度の開設に向けて調整をしているところになります。

○おぎの委員 それぞれお話をお聞きしまして、出石つばさの家のほうは区分6の方が2人もいらっしゃるということで、区分5の方、区分4の方もいらっしゃるということで、重度の高い方がなかなか入れないと言われておりますので、そうですね、受入れのほうをしっかりといただいているのかなと思って少し安心いたしました。今後続く小山七丁目、戸越四丁目のほうも、引き続きよろしく願いいたします。

保護者にとっては、やはり自分がいなくなった後、障害を持った子どもがどうしたらいいのだろうかという心配の一心で、強く受入れを希望されている方も中にはいらっしゃいますので、引き続きやはり今後受入れが少ないと言われている重度の方を重点的に考えていただけたらと思いますが、今後どう寄り添っていくのか、考えがありましたら簡単にお聞かせください。

○松山障害者支援課長 今後のグループホームについてでございますが、やはりより中度・重度のより困難な方につきまして、グループホームへの入居が促進できるよう、区としても指定管理者あるいは民間事業者への支援を全力で応援していきたいと考えております。

○おぎの委員 民間の方の力も借りながらしっかりと寄り添っていただけたらと思います。ありがとうございます。

続きまして、国民健康保険社会保険税番号制度システム整備費補助金からお聞きいたします。現在品川区民のマイナンバーカードについて、マイナ保険証としての登録率、医療機関での使用の割合についてお聞かせください。

○池田国保医療年金課長 まず、1点目のマイナカードの取得率、それとマイナカードの利用率についてお答えさせていただきます。品川区民のマイナカードにつきましては7割ほど取得しておりまして、国民健康保険のマイナ保険証の取得率については48.14%という形になっておりまして、マイナカードの利用率につきましては9.1%。これは今年の4月の状況でございます。

○おぎの委員 マイナ保険証に関する混乱やトラブルは、厚生委員会でも既に陳情等で度々議論されておりまして、懸念の声が挙がっているというのは皆様ご存じだと思いますので、その部分は本日は省略します。

現在日本においては、日米デジタル貿易協定により、GAFAMなどの巨大プラットフォーム企業に有利な規定がTPPを強化する形で定められており、国境を越えるデータの自由な移転、コンピューター関連設備の国内設置要求の禁止などのルールがある中で、国や地方自治体で使用されるサーバーはアマゾン、グーグル、マイクロソフト、オラクルなどのアメリカの民間企業に委託管理されており、日

本国民の情報が閲覧・分析されるリスクもあることから、一つの番号に全てをひもづけることを不安視する人がいるのは当然だと思います。

昨今報道を聞いていますと、もうすぐ紙の保険証がなくなり、強制的にマイナンバーカードと一体になるような印象を受けますが、利用する・しないはあくまで個人の選択です。今年2024年2月の厚生労働省からの通知により、10月よりマイナ保険証の登録をした方もそれを解除することができ、送られてくる資格確認書を医療機関で使用できるとのことですが、マイナ保険証登録解除の概要について、また品川区ではどのように周知していく予定か、お聞かせください。

○池田国保医療年金課長 マイナカードの解除につきましてはまだ国のほうから通知が来ておりませんので、区としての方針が固まってないところでございます。

○おぎの委員 10月をめどにということでしたが、まだ来ていないということで、もし通達が来ましたら、ぜひしっかりと検討していただきまして、不安を感じている区民の方もまだいらっしゃると思いますので、整備がしっかり整うまで、そういった方に寄り添った対応をよろしくお願いいたします。最後は希望です。以上です。

○新妻委員長 次に、のだて委員。

○のだて委員 私からは、284ページの生活保護費に関わって、エアコン設置など熱中症対策、そして233ページ障害者介護給付事務の同行援護について伺います。

まず生活保護ですが、今年も連日猛暑で暑い夏でした。東京都監察医務院によると、熱中症の疑いで亡くなった方は、8月までの3か月間で248人と過去最高です。9月も残暑が続きましたので、さらに増えていると思われます。70歳以上の方が211人と多く、屋内で亡くなった人が239人と96.3%です。そのうち213人、約9割の方がエアコンを使っていませんでした。エアコン自体がない方が58人、エアコンがあるけれども使っていなかった方が155人に上ります。

生活保護では、新規に受けた際にはエアコン設置の支援ができましたが、壊れると新たに設置できないというのが現行の制度となっています。エアコンが壊れた際にも設置できるように支援をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○豊嶋生活福祉課長 エアコンについてです。本年度も令和6年5月31日だったかと思いますが、国から事務連絡が出ておりまして、エアコン設置についてはこのようにしなさいということが書かれてございます。現在、品川区生活福祉課としましても国の指示に従いまして、エアコンについては粛々と今出せる方には出せますが、出せない方には出せないという国の運用に従って進めておりますので、補修については国からは書かれていませんので、そこについては現在区として何かできるものではございません。

○のだて委員 国からは特に出ていないということですが、実際問題、今エアコンなしでこの夏生活をしていくということは、本当に困難だと思います。ぜひ設置ができるように、国にも働きかけていただきたいと思いますが、その中で区としてできることをやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○豊嶋生活福祉課長 そのエアコンについてでございますが、生活保護を受けている方につきましては、一定の基準を満たせない、要は条件から外れた方に関しましては社会福祉協議会の貸付け等々を今適切にご案内をしているところでございます。そういった対応を引き続きしてまいりたいと考えております。

○のだて委員 貸付けを案内するということですが、やはりそれは貸付けになってしまうので、

ぜひそうならないような仕組みをやっていていただきたいと思います。本当に地球温暖化、手を打っていかねければ、今後、今年が一番涼しい夏になるということも警告されておりますので、全国でも暑い年には1,500人の方が熱中症で亡くなっている状況です。本当に深刻な問題だと思いますので、エアコン設置できるように、壊れた後も設置できるようにしていただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

そしてさらに大きな問題が、エアコンはあるけれども使っていないということです。これは電気代が上がっていて、その支払いが心配で使えないという人が多くいるということだと思います。その下でも155人の方が亡くなっています。生活保護には冬季加算はありますが、夏季加算がありません。地球温暖化がこれだけ進んできた今、支援が必要だと思います。夏季加算の実施を国に要望すべきです。いかがでしょうか。併せて、国が実施するまでは区が独自に支援をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○豊嶋生活福祉課長 夏季加算についてのお尋ねでございます。生活保護につきましては、国からの委託事務第1号法定受託事務でございますので、区が保護費に加えて何か特別な加算をするということは、現在できかねます。要望ということでございますが、こちらにつきましては確かに昨今のこの暑さ等々ございますので、他区の状況も見ながらその辺りは慎重に検討してまいりたいと考えてございます。

○のだて委員 国の受託事務だからできないということなのですが、そこはぜひ国に強く要望していただきたいと思いますし、区としてもやはりやっていかねければ、この生活保護の方も生活できないということになっていきますので、ぜひそこは区としてできるところを考えていただいて、実施していただきたいと思いますが、改めて伺いたいと思います。

それと生活保護以外の方も、物価高騰の中での電気代が心配で使えないという状況だと思います。まずは低所得者が安心してエアコンを使用できるように、電気代の補助をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○豊嶋生活福祉課長 夏季加算についての区の独自の加算につきましては、先ほどの繰り返しになりますが、区で何か特別に加算をすることができるものではございません。仮に区が何か出した場合、収入認定という考え方もございまして、これは東京都、それから国にも一つ一つ確認を取って許可とか、認めていただかなくてはいけないということになります。そうしたことから考えまして、法定受託事務というところから、特別な加算というのは区では現在考えてございません。

○菅野高齢者福祉課長 生活保護世帯以外の一般的な高齢者、特に少し所得の低い方ということでお話をさせていただきます。区のほうでは民生委員やケアマネジャー等が戸別訪問することによって、高齢者に注意喚起を直接行うようにさせていただいております。毎年これは7月から9月ということで行わせていただいております。その中で、エアコンをつけていらっしゃらない方がどういう状況なのかということも十分聞き取らせていただいた上で、施策として研究していきたいと思っております。

○のだて委員 状況を確認しながら喚起していくということで、その注意喚起もそうですけれども、ぜひこの電気代補助もやっていただきたいと思います。区として生活保護ではできないということですが、やはり国にもしっかり求めていただいて、この収入認定もされないような仕組みもぜひ考えていただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

次に行きたいと思いますが、同行援護についてです。視覚障害者福祉協会の皆さんと懇談させていただいて、いただいた要望を求めたいと思います。これまで、同行援護は経済活動に使えないということで、シルバーセンターのマッサージに勤めるという際にも使えないということで困っているという声が

ずっとありました。こうしたこともあってか、通勤などの経済活動に利用できる重度障害者就労支援特別事業、これを行うということで聞いております。現在どうなっているのか、もうこれは始まっているのか、始まっている場合はこの間の実績を伺います。

○松山障害者支援課長 重度障害者就労支援特別事業の実施状況でございます。本年7月から開始いたしまして、9月末時点でご利用されている方は3人の方がいらっしゃいます。3人のうちお2人がシルバーセンターでのマッサージに従事されている方でございます。

同行援護では国の規定により受けられなかった通勤や職場の支援につきまして、この事業の活用により支援が受けられるようになっております。また、現在シルバーセンターマッサージに従事されている方、お2人の方も今相談中でございますので、少しずつご利用が広がっていると思われま。

○のだて委員 長年求められてきたものなので、とてもよかったと思います。必要な方がしっかり利用できるように、事業所に周知徹底をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

併せて、緊急時に同行援護のガイドヘルパーが利用できるようにしてほしいということで、急な病気や親類の不幸などに対応できるようにしてほしいということなのですけれども、緊急時のガイドヘルパーが利用できる、こうした仕組みをつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松山障害者支援課長 まず、重度障害者就労支援事業の周知につきましては、同事業開始にあたりまして団体や相談事業所へお知らせをしております。また、緊急時の仕組みにつきましては、実際には相談支援員がご相談をお伺いし、同当事業者へのサービス提供を依頼し、登録されているヘルパーから探しているという状況でございます。

○新妻委員長 次に、ひがし委員。

○ひがし委員 本日もよろしくお願ひいたします。私からは、229ページ障害者福祉施設等整備費から出石つばさの家整備について、241ページ障害児支援事業から障害児通所支援について、269ページ区立保育園費の特別支援保育について、それぞれ質問をさせていただきます。

最初に、出石つばさの家整備費について質問をさせていただきます。先ほどおぎの委員から区分についてのご質問の答弁が返ってきましたので、その点以降について聞かせていただきたいと思いますが、私からは、入居に向けた流れについて主に聞かせていただきたいと思いますが、入居の申込み、ご案内の中で、記載されている入居調整指数は審査会を経て決められているものだと認識をしております。その入居調整指数の点数について、区分4から区分6については一律2点、区分1から区分3については1点というような形になっています。

この点数の配点を見たときに、入所を検討していた方々からは、結局中度と重度の方が同じ点数になってしまい、重度の入居が難しいのではないかと、入居調整指数の採点方法も見直してほしいとのご要望をお受けいたしました。担当課に確認をさせていただいたところ、点数は一緒でも区分6から優先的に面接をして進めている状況だとは確認をさせていただきましたが、このような区民の方のご意見に対する区の見解をお聞かせください。

○松山障害者支援課長 出石つばさの家のグループホームの入居の推薦にあたり採用いたしました入居調整指数についてでございます。入居調整指数の項目には、障害支援区分のほかに手帳の有無、それから品川区への住民登録期間、ご家族の状況等を総合的に点数化いたしました。入居調整指数の決定にあたっては審査会でもご意見を伺い、この入居調整指数で決定しようということになりました。

審査会につきましては、医師や障害者団体の代表の方、外部委員も入っている中でのご意見を伺い、区が最終的には決定したのですが、今後入居調整指数を採用する際には、委員よりいただいたご意見

につきましても審査会でお諮りをして、ご意見を伺ってまいりたいと考えております。

○ひがし委員 ぜひ検討をしていただきたいと思います。

また、この入居調整指数の見直しだけではなく、グループホームの入居申込面接の際には、利用者をよく理解している相談支援専門員の参加も有効だと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○松山障害者支援課長 入居の際の面接についてでございます。特段、区は障害者相談員の出席を必須であるということにはしておりませんが、実際にグループホームを希望されているご家族の方から、ぜひ障害者相談員を同席させてほしいというようなご希望の旨が指定管理者を通じて上がってまいりましたので、それはご希望どおり同席いただいて実際に面接をしたという事例はございます。ただ、必ずしも障害者相談員を同席させたほうがいいのかどうかにつきましては、ご本人やご家族のご希望によるものだと考えております。

○ひがし委員 現場を知っている方の参加というところは、ご家族にとっても負担軽減になるのかなと思いますので、向こうからの提案だけではなくて、こちらからもどうですかというようなお声かけをしていただけるのもいいのかなと思います。ぜひ、その点については要望させていただきますので、ご検討ください。

次に、障害児通所施設の放課後等デイサービスについて質問をさせていただきます。近年放課後等デイサービスの需要が非常に高くなっております。厚生労働省の障害児通所施設に関する検討会によると、利用児童数は2014年の8万人から2021年には約27万人となり、事業所についても2014年の5,267件から2021年には1万7,372件と、どちらも3倍以上の増加が見られます。

需要の高まりに対し、幾つかの障害者団体の方々からからは、品川区では障害児の放課後の居場所が少ない、足りていないといったお声もいただいております。医療的ケアや重症心身障害者を対象に、区独自でも障害児通所支援事業助成を令和2年から開始していると認識をしておりますが、この助成を開始してから利用している放課後等デイサービスの事業所数、また助成の対象外も含めた全体の放課後等デイサービスの事業者数の推移についてお答えください。

○松山障害者支援課長 放課後等デイサービスの状況でございます。実際放課後等デイサービスにつきましては、例えば令和2年度は増減がございませんでしたけれども、令和3年度は2か所増、令和4年度は5か所、令和5年度は3か所、令和6年度は4か所増と、かなり毎年2か所から5か所ずつ増えているような状況でございます。

これは児童発達支援も同じでして、児童発達支援放課後等デイサービスのうちで、重症心身障害児または医療的ケア児に対応可能な障害児通所支援事業所に、区独自で1事業所500万円助成をしているところでございます。こちらが始まりましたのは令和2年度に独自助成が始まったのですが、そちらを助成して以来、毎年全体的にも医療的ケアの部分についても着実に増えている傾向にあります。

なお、放課後等デイサービスについては本年度からその助成対象といたしましたので、令和6年度、本年度につきましては医療的ケア、重症心身障害児に対応事業所が2か所増えているところでございます。

○ひがし委員 放課後等デイサービスは、障害を持つ子どもが安心して過ごせる居場所を提供し、子どもたちが自立した生活を送るためのスキルを身につけ、社会性を発展させる機会を得ることができずし、保護者にとっても仕事や家事等に専念できる時間を確保するための重要な支援となります。品川区でも区独自の支援・助成を拡大してくださっているということで評価をいたします。この助成、年々利用件数が増えるように、区としてもお声がけ、周知を徹底していただきたいと思います。

またもう一点、事業所数の増加に伴って、次の課題としては質の担保ということも重要な課題になると思います。その点について、区の出組、見解をお答えください。

○佐藤障害者施策推進課長 区のほうは東京都の方針を受けまして、サービス事業所に対して指導検査を行っております。運営ですとか利用者の支援、会計などが適正に行われているか随時確認をしております。また、この10月には児童相談所の区への移管に伴って、放課後等デイサービスも含めました障害児通所支援の事業所の指定権限も移管されております。開設から運営について指導助言を行いまして、サービスが適切に提供されるよう、引き続き体制を整えてまいりたいと考えております。

○ひがし委員 児童相談所からの件があって、区としていろいろと指導ができるようになるというところで、体制整備ということもすごく大切だとは思っておりますけれども、区と連携して医療的ケア児の方々、そしてご家族の方々の支援というところを評価をしていただきたいと思っております。何よりも子どもの安全が最優先であるので、施設数の増加だけではなくて、質の担保というところについては今年度からもしっかりと指導の強化をお願いいたします。

最後に、区立保育園の特別支援保育に関連して質問をさせていただきます。以前から、品川区では医療的ケア児等への支援に関わる情報をまとめた冊子等がなく、作成をしてほしいと要望させていただいております。

今回、保育施設運営課では、医療的ケアが必要なお子様の保育園利用についてという、品川区立保育園医療的ケア事業についてのご案内が記載されたリーフレットが作成され、活用が開始されました。こちらはどのような声があり作成されたのか。また、利用する際の効果についてもお答えください。

○中島保育施設運営課長 医療的ケアが必要なお子様の保育園の利用についてのリーフレットに関するご質問でございます。こちらに関しましては、医療的ケアのお子さんが入園を検討するにあたりまして、まとまった資料が欲しいというお声をいただいていたところでございます。また、今年の2月に医療的ケアの保育園入園に関するガイドラインを作成しましたので、より分かりやすく受入れ内容をお伝えできるように、担当者の発案で作成いたしました。

効果といたしましては、受入可能な医療的ケアの項目、入園の流れなど、医療的ケアが必要な情報をコンパクトにお伝えできるようになりましたので、説明を受ける側にも説明する側にもメリットがあると感じているところでございます。

○ひがし委員 こちらの中を見させていただきました。受入れケアの項目だったり、受入れできる保育園、またご相談窓口など様々書かれており、このようにまとまることによって、説明する側にとっても説明がしやすい、そして聞く側にとっても見ながら聞くというのは本当に大切だと思うので、そのような点が有効だと思っております。

医療的ケア児支援関係機関連絡会でも、医療関係者の方からご意見がありました。医療的ケア児の退院調整において、現在病院のメディカル・ソーシャルワーカーおよび退院調整看護師が訪問看護ステーションの選定を行っています。しかし、訪問看護ステーションによって持ち合わせている情報が異なるため、その先の支援へのつながりに個人差が生じている。区および医療的ケア児等コーディネーターが医療関係機関等へ積極的に情報発信をしてもらいたいというようなご意見でした。この件を受けて、まさに私が思っていたことと、そのとおりのことが言われていると思っております。今回、保育施設運営課がこのようなものを作ってくれて大変感謝しておりますし評価をいたします。

ただ、保育園だけではなく、学校、どの段階で医療的ケア児支援が必要になるかというところは分かりません。急な傷病等で医療的ケアが必要になる場合もあります。そのようなことを考えていくと、や

はり医療的ケア児のサポートブック、何かまとまったものが必要なのではないかと思います。その点について、障害者支援課、前は福祉部長からも情報発信については重要だと考えている、医療的ケア児連絡会等で意見を伺いながら検討していくというようなご答弁がありました。

現在の検討状況、ぜひこのようなサポートブックについても私は必要性を感じておりますので、作っていただきたいと思っておりますが、ご見解をお聞かせください。

○松山障害者支援課長 医療的ケア児に関するサポートブックについてのご提案でございます。医療的ケア児関係機関連絡会の委員の方、また、医療的ケア児のコーディネーターの方からも同様の意見を寄せられております。医療的ケア児に関する情報を、ライフステージを通じて網羅した共通のサポートブックというものの必要性を感じておりますので、庁内各課連携して作成する方向で考えております。作成にあたっては、医療的ケア児等の関係機関の連絡会の委員の方々から挙げた意見を頂戴しながら進めていきたいと考えております。

○ひがし委員 大変前向きなご意見・ご答弁いただきまして、ありがとうございます。全庁的にやっていくことは大変だとは思いますが、品川区は調べてみると本当に事業だったり助成だったり、先ほど質問をしたようにいろいろあると感じております。ただ、それがどのタイミングで使えるかというところがそれぞれの課でちょっと分かれてしまっていて、もう一回説明するというのが大変になってくるのかなと思います。

医療的コーディネーターも前回7名ということで聞いておりますが、これから増やしていくにあたりやはり共通した資料というものが必要になると思いますので、素早く作っていただけたらと思います。

あと1点、その中に災害というところも入れていただきたいとこちらは要望させていただきたいと思っております。災害時にどうしたらいいのかということについて、他区だとその内容も1ページ盛り込んでいるというようなところがありまして、それを見てとても分かりやすくいいと思いました。

災害というところについてはまた別の機会に質問させていただこうとは思っておりますが、医療、災害、福祉はすごく重要になってくると思いますので、その点についてもぜひ検討を進めていただければと思います。

○新妻委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時05分休憩

○午後1時05分再開

○新妻委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。中塚委員。

○中塚委員 245ページ、高齢者福祉施設支援事業に関連して、南大井にありますさくら会について、1階玄関隣のぽこあぼこの再開を求めて質問したいと思います。

老人保健施設として地域の方々に支えられているさくら会ですが、入り口の右側に、かつてぽこあぼこという喫茶コーナーがありました。コーヒーやケーキを提供し、施設の利用者やその家族がおしゃべりをしたり、交流をしたりと、とても喜ばれておりました。運営は育成会が行い、知的障害がある方の就労の場、就労訓練の場としても頑張っておられて、私も何回か利用したことがありますけれども、スタッフはなかなか時間をかけながら、緊張もしながらも、一生懸命飲物を出したり、ケーキを提供したりと、そのような姿が見られ、またそうした姿が見られる場所であることで、障害がある方

への理解も自然と広がっていく、そのような場だったなと思います。しかし、このぼこあぼこの営業が中止となり、その後コロナもあって、今日まで喫茶コーナーの営業が中止されたままになっております。現在は、物置や職員の休憩所になっているという話も伺いました。

そこでまず、ぼこあぼこの営業が中心になった理由を伺いたと思います。ぜひ様々な条件や環境を整えて、この喫茶コーナーを再開していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。もちろんこれはさくら会の施設であって、区営ではないので、いろいろ形は、支援の仕方や形は工夫が必要だと思いますけれども、ぜひさくら会と協議して、区の支援も検討していただいて、何とか再開をと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長 さくら会南大井複合施設における、ぼこあぼこについてご質問にお答えさせていただきます。

平成12年5月にこの施設が開設時から、ぼこあぼこの名称で、品川区手をつなぐ育成会が、施設エントランスの顔として、にぎわい、集い、喫茶、食事の提供を行ってまいりました。1日20人程度のご利用があって、大きくにぎわってはいなかったというのが実情だったりもします。育成会は平成31年の4月に、後継者がいない、そして資金面で難しさがあるということで、閉店をしたというように聞いております。

〔「ぜひ再開をという質問ですけれども」と呼ぶ者あり〕

○菅野高齢者福祉課長 失礼いたしました。ぜひ再開にということにつきましては、先ほどの委員のお話では、現在はその場所が物置や職員の休憩というようなお話があったのですが、こちら、現在はさくら会が設置した自動販売機が置いてありまして、あとはパンやスナックが購入できるような棚があったりなどして、くつろぎの談笑の場として、こちらの老人保健施設の入所者の面会者や、介護予防事業者、介護予防の事業の利用者などが、くつろぎの談笑の場として利用をしているというところもございますので、ぼこあぼこにつきましては、育成会、相手があるということもございまして、違う形での場所のカフェの提供ということで、法人としてはさせていただいていると伺っております。

○中塚委員 現在は自動販売機があったり、くつろぎの談笑の場ということですが、このぼこあぼこがどのように利用されていたのか、もう少し紹介したいと思います。

例えばさくらハイツを利用されている方が一息入れ、コーヒーを楽しむために利用されておりました。ドリップ式のコーヒーでとても好評だと伺っております。それと月1回ですけれども、職員の方が夜7時頃まで、居酒屋さくらというように営業しまして、小さい缶ビールとおつまみも提供して、これもとても好評だったと伺っております。また、知的障害がある方の訓練という面では、もちろんこれ、接客、提供、お会計、片づけと、様々な学びながら仕事もするのですけれども、中には緊張感からお客さんの前で声が出なかったり、また立ったままになってしまったり、また顔なじみになった方が、一生懸命作ったカフェラテが上手だねと褒められたのがすごくうれしくて、その方がまた来ると、注文を取る前にもうカフェラテを作り始めてしまったり、いろいろな場面が見られて、そのような姿を通じて、自然と障害がある方への理解も広がっていく、すごい温かい場になっていたなと私自身思っております。また、さくら会を利用されている家族にとっても、例えば夫の介護でいろいろ思うところがある中で、ここで当事者の家族とも交流する場、顔見知りになる場にもなっております。貴重な場であったなと思います。また、ここは南大井にある施設ですが、このさくら会周辺には高齢者が気軽に集まれる場所がなかなか少なく、こうしたぼこあぼこが再開すれば、そうした気軽に立ち寄れる場にもなるのではないかなと、貴重な場になるのではないかなというお話もご近所の方から伺いました。

先ほど中止の理由が、資金面で難しくなったという面がありましたけれども、確かに障害がある方の職場というものは、採算だったり、資金面だったり、苦勞するというにはある意味当然なことで、だからこそ支援や工夫がもっとも必要なのかなとも思います。こうした喫茶コーナーが様々な交流の場だったり、理解を広げる場だったりになっている、そのような場があることの意義というのでしょうか、そのこと自体は、区はどう思っているのか、ぜひ区の支援も含めて、課題を整理して、何とか再開できる形を改めて求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長 ぽこあぼこの再開等についてのご質問についてお答えさせていただきます。

確かにコーヒーや紅茶や軽食が出て、1日20人程度と先ほど申し上げましたが、大きくはにぎわっていないにせよ、利用者の方が一定程度いらしゃったということで、区のほうとしても理解はさせていただいております。そしてさくら会の利用者だけでなく、あと障害の方の働く場の提供ともなっていたのかなというように理解はさせていただいております。ただし、平成31年4月にこちらのぽこあぼこが閉店したときには、やはり育成会としては、後継者がいないということも第1の理由だったというように聞いておりますので、その辺りの難しさもあったのかなと捉えているところです。

現在は、先ほども申し上げましたとおり、自動販売機が置いてあったり、あとパンやスナックが購入できるような仕組みにさせていただいたりして、利用者様たちのくつろぎの談笑の場として利用しているほか、年4回日曜の午後、認知症カフェさくらも法人のほうでは開催させていただいて、毎回10人から20人ほどの参加者がいて、好評を得ているとも聞いております。現状の利用で十分な満足も得ており、特段の問題もないというものが法人の方針でもありますので、区としては、そういったカフェの場が決して必要でないということではなく、この場所においては違う形で今運営させていただいているということで捉えております。

○中塚委員 育成会が運営をしていて、なかなか後継者が見つからなかったというお話もありました。確かに障害がある方をスタッフとして雇って運営をする、喫茶であれ、飲食店であれ、資金面、経営面がなかなか困難になるということはよくある話です。だからこそ、様々な社会的な支援や、また自治体からの支援も必要になってくると思っております。

今、新庁舎の中に、障害がある方の就労の場としてカフェコーナーも検討されております。当事者の強い願いであると同時に、森澤区長自身の強い意志を感じます。こうした場を今つくっていかうという流れがあるだけに、今回このぽこあぼこを取り上げさせていただきました。かつてそのような場所があって、様々な理由があって今中止となっているということ、現在は何らかの形で使われてはいるものの、やはり障害がある方の訓練の場だったり、就労の場だったり、そのような形、さくら会ができた当時からある施設でありますので、ぜひ様々な枠組みや支援の形を見させていただいて、法人はそのままでもいいとおっしゃっているところも困ったものだとは思いますが、ご近所の方、近隣の方々、利用者の方々、障害がある方々も含めて、ぜひ再開をと声を伺っておりますので、強く要望して終わりたいと思います。ありがとうございました。

○新妻委員長 続いて、こしば委員。

○こしば委員 よろしく申し上げます。私からは、249ページ、高齢者向けパソコン・スマホ教室についてお伺いいたします。

昨今、社会のICT化が進みまして、サービスを供給する側のICT化が急速に進んでおります。その一方で、サービスを受ける我々も、こうしたICT化の時代の波に遅れないよう、日々情報、知識のアップデートに力を注いでいます昨今ではございますが、その中でなかなか、このICT化の時代の流

れ、供給を受けづらい方々もいらっしゃることも事実です。この供給を受けづらくなれば、本来ならば等しくサービスを受けることができるにもかかわらず、ICT化の進歩によって、情報の取得を諦めてしまうケースも多いです。私は、そういった諦めてしまった人たちも等しく情報の恩恵を受けて、生活の選択肢を増やしていくことが理想であると考えております。

本区でも、デジタルデバイドの解消などに向けて、2022年から高齢者向けのパソコン・タブレット・スマホ教室が始まりました。これらの施策でございますが、決算額は2,900万円余り、内訳はタブレット教室、スマホ教室の入門編、また、もう一つ、スマホ教室のワンポイント編というものがございました。既にこの事業は令和5年度をもって終了した事業でございますが、今年からは形が変わりまして、デジタル活用による高齢者社会参加促進事業と、俯瞰的に高齢者のデジタル活用を見据えた施策に変化をしておると認識をしております。

高齢者向けパソコン・スマホ教室の、まず、中身をお聞きしたいと思いますが、入門編は、1つのコースで4回、ワンポイントは1コースで12回、それぞれの1回ごとの費用が、入門編のほうは1万6,950円、ワンポイント編は5万円でございます。入門編に比べて、ワンポイント編のほうに3倍近い費用がかかっているわけでございますが、まず、その値段設定といたしますか、理由についてお聞かせ願いたいと思います。

○榎村高齢者地域支援課長 ワンポイント教室のお尋ねでございます。こちらの委託料、1回当たり5万円ということでございますけれども、高い理由としまして、こちらの講座内容が高齢者に多い疑問やニーズを扱う内容となっております。その都度テキストの作成を行う必要があるほか、講座開催の当日においても、個別に対応ができるように、講師のほかスタッフが複数名必要となるところでございます。そのため、事前準備や、当日における人件費が多くなるために、委託料の単価が高くなっているところでございます。

○こしば委員 個別具体的な対応が求められると。また、その都度テキストを作らなければならない、そういった事情があるということで、この値段設定であったということは承知をいたしました。

まず、その講座、ワンポイント編のものなのですが、意図するそもそもの目的というようなものがどのようなものであったのか、また、実際その当時の稼働率についてお聞かせ願いたいと思います。

○榎村高齢者地域支援課長 こちらの講座の目的、意図というところでございますけれども、個別のニーズに合った講座を開催することによりまして、一般的な講座では網羅していない内容を実施して、多様化する区民ニーズを満たすことを目的として実施したところでございます。

それから稼働率につきましては、コースが2つございまして、iPhoneコースのほうは5.6%、それからAndroidコースのほうは77.8%といった結果でございます。また、年間通して12回、全体で開催を予定したところでございますけれども、応募がなく中止とした回数も4回ほどございました。

○こしば委員 年間通して12回やったけれども、途中でなかなか人が集まらずに中止をしてしまったときもあったということをお聞きいたしました。稼働率が低いことは、その事業を見直す1つの大きな判断の基準となると考えますが、そういった判断の基準を受け、これらの事情を踏まえまして、どのような判断といたしますか、見直しをされてきたのか、教えていただけますでしょうか。

○榎村高齢者地域支援課長 委員ご指摘の稼働率を踏まえた結果なのですが、先ほど委員もおっしゃられましたとおり、今年度よりワンポイント教室のほう廃止してございます。その代替としまして、需要の高かった入門コース、Androidの入門コースのほう実施回数を増加させまして、増

加する区民ニーズのほうにも対応しているところでございます。

○こしば委員 そういった判断基準の下で、区民ニーズにまた合わせていくというご答弁のほういただきました。今、様々な教室が行われておりますけれども、本来であれば、区内に住む高齢者の方々が満遍なく教室に通えるような、そういった地理的な、何ですか、環境を整えることも必要ではないかなと思っております。ぜひこれを区内全域に展開されていくことをお願いしたいと思っておりますが、見解をお聞かせください。

○榎村高齢者地域支援課長 地理的な問題ということでございますけれども、所管課としましては、高齢者向けのスマホ教室のニーズの高まりを受けまして、令和4年度から初めてのスマホ体験教室・よろず相談を開始したところでございます。稼働率も高いことから、令和5年度には大井3丁目憩いの場、それから令和6年度には平塚橋ゆうゆうプラザの会場を追加しまして、実施場所の拡大を行いながら、現在区内の5会場にて実施しているところでございます。引き続き、こういった利用者の状況など、そういったことを考慮しながら展開していきたいと考えてございます。

○こしば委員 これからますますこの教室の展開を、今着実に進めているということで、お願いをしたいと思います。

それで今ご答弁の中にもありましたけれども、この初めてのスマホの体験教室や、またスマホのよろず相談についてお聞きしたいと思います。こちらのほうは、そもそもスマホを持っていない方も対象にしたものと伺っておりますが、そうなりますと、なかなかこの入り口のハードルがやや高いようにも思われますけれども、その現場の声では、どういったものがきっかけとなってこういった教室に入られたのか、どういった声があったのかということをお教えいただければと思います。

○榎村高齢者地域支援課長 初めてのスマホ体験教室へのハードルということでございますけれども、お持ちでない方にも参加いただけるように、所有されていない方へ、教室実施期間中1か月間の貸出しを行っております。その期間につきましては、自宅へのお持ち帰りも可能でございます。通信費も委託業者のほうで負担しているということで、ご自由にお使いいただいて、まずはそこでお試しをいただいて、今後スマホをご自分で購入されるのかどうかということをご判断いただくような材料としているところでございます。

○こしば委員 今回の答弁で、1か月間無料で貸出しをして、また、自宅でも無料でインターネットを使えるという答弁のほういただきまして、ありがとうございます。

始めてスマホを操作したことで、これまでとはまた違って視野が広がります。これはまさにデジタルデバインド解消に向けた一歩を利用者自身が踏み込んだものと考えておりますが、そのような中でこの現場の声、また、その体験教室を受けた声、幾つかありましたら教えていただければと思います。

○榎村高齢者地域支援課長 教室を受講された方からの現場の声ということでございますけれども、いただいているお声としましては、これまで電話しかできなかったが、スマホが日常生活のほうに役立つようになって、生活自体が便利になったといったお声や、また、インターネットでしか予約できない演劇の鑑賞に行けたといったような、うれしいお声をいただいているところでございます。

○こしば委員 様々なツールを使って、それでよかったという声をいただいていること、よく承知をいたしました。この事業を含めて、デジタルデバインド、本当に全庁的に取り組んでいただきたいことと思っております。予算の規模の増大も含めて、今後全庁的に取り組んでいただきたいことを願ひまして、終わらせていただきます。

○新妻委員長 次に、やなぎさわ委員。

○やなぎさわ委員 福祉の聡、やなぎさわ聡でございます。よろしく申し上げます。287ページ、生活保護経費に関連してと、233ページ、障害者グループホーム運営費助成、247ページ、外国人介護職員受入環境整備、お願いします。

生活保護なのですけれども、もちろん不正受給というものは許されないことではあるのですが、憲法で保障されていて、セーフティネットとして必要不可欠なものだと思っております。ただ、捕捉率が20%前後と言われて、要は生活保護水準以下の生活をしている方の8割の方が実は申請していないという問題がはらんでおります。それが生活保護に対する憎悪といいますか、生活保護を受けることは悪だというようなことにつながっていると思っております。

そういった捕捉率を上げていくにも、壁になっているものが扶養照会ということになると思います。これは3親等までの親族に、金銭的な援助ができないかということのを区のほうで確認をするという作業になるのですけれども、現在品川区の扶養照会率というものは何%で、ここ数年の推移はどれぐらいになっているのでしょうか。

○豊嶋生活福祉課長 扶養照会率のお尋ねでございます。令和5年度、まず申し上げます。扶養照会をした世帯、440世帯へ生活保護を開始しておりまして、うち197世帯に扶養照会をしました。44.8%でございます。今手元にある数字で4年前の数字が一番古いのですが、4年前の扶養照会率は59.7%となっております。

○やなぎさわ委員 分かりました。この数字だと、恐らく全国的な、平均的な数字とほぼ変わらないかなと思っております。それで、扶養照会なのですけれども、これは実は援助に結びつきにくいということで、例えば足立区だと、2019年なのですが、新規に2,275世帯が申請があったうち、金銭援助に結びついたものが7件ということで、0.3%。その7件というものも、1万円や5,000円程度だったら援助できるよということで、非常に額が低いと。2020年、2021年はゼロということでした。つまり、なかなかこれ、扶養照会をやっても効果あまり出ないというようなところになっておりまして、そういったところで、やはり扶養照会というものはケースワーカーの負担にもなるし、申請者の方にとっても非常にハードルになってしまっているというようなところになっていると思います。それで、1%未満になってしまっているこの扶養照会をかけることによって、ケースワーカーの負担もかかるということで、それがなくなれば、逆に言えば、もっと生活保護受給者の方に寄り添った対応ができるかと考えておりますけれども、その点、何か今ケースワーカー、そういった扶養照会を含めてですが、業務上で非常に困難というか、時間を割いている業務というものは具体的に何かございますでしょうか。

○豊嶋生活福祉課長 ご心配いただき大変ありがとうございます。まず扶養照会についてでございますが、扶養照会は、生活保護法第4条にも書かれておりますとおり、扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるものというように書かれておりまして、この扶養照会は国もすることというように事務連絡を出しております。ただ、令和3年の2月の段階で、扶養照会をしても、要はその援助が期待できないもの等々については扶養照会を外してもいいですよ、しなくてもいいですよという見解は出されております。ただ、扶養照会を100%しなくていいというものではございませんので、先ほどの午前中の答弁でもありまして、法定受託事務である以上、こちらとしては粛々と今業務を進めているというところでございます。

ケースワーカーの負担という点でございますが、様々な方がこちらのほうにお見えになりますので、本当にこうしたからこうという答えがなかなかない仕事をしているというようにも考えております。

日々、やはりつらいことも多々あるかとは思いますが、区として、全体として保護受給者の方に対して適切なサポートができるように、日々努力をしているというところでございます。

○やなぎさわ委員 かしこまりました。ちなみになのですけれども、品川区でケースワーカーが1人当たり生活保護世帯何世帯を受持ちというか、担当されていますでしょうか。

○豊嶋生活福祉課長 現時点での1担当ケースワーカーの数でございますが、国は80を1つの標準数としてございます。現時点では、80を若干下回る78.7人でございます。

○やなぎさわ委員 ほぼ国の基準ぐらいということで、ただ、個人的に思うことは、例えば高齢者の方のケアマネジャーが、大体40件ぐらいなのです、担当が。いうと倍なのです。当然生活保護を受給するような方というものは、様々な困難が複合的にある方なので、そういった方に対して、やはり1人のケースワーカーで80件持つということはかなり激務になるのだらうなと思うので、ちょっと要望ですけれども、その辺、ぜひ改善を要望させていただきたいと思います。

それで、少し話は変わりますけれども、生活保護のしおりについてですが、各自治体、これ生活保護のしおりというものは内容が違って、申請をするときに入り口になる、非常に大事なものだと思うのですが、現在品川区、私もその生活保護のしおりを確認させてもらったのですが、まだ改善できるようなところはあるのかなと思うのですが、その辺の受け止めというか、何かあれば教えてください。

○豊嶋生活福祉課長 生活保護のしおりでございますが、一番最初にちょっと困っていますよという、暮らし・しごと応援センターも含めて相談をいただいた方に、一律にお渡ししているものでございます。国の指針に基づいてしおりを作っているところではございますが、やはり少し字が小さかったり、少し量が多かったりなど今しているところで、今年度改訂作業に今入っています。なるべく字数を減らす、字を大きくする、イラストを増やす、なるべくページ数を少なくしてエッセンスにしていこうという流れで、今現在改訂作業を進めているところでございます。

○やなぎさわ委員 すばらしいと思いますので、ぜひ進めていただきたいということと、あとはイラスト入れていただいたり、個人的には。あとは厚労省が通知している、10年以上音信不通な方や、もしくは相続などでもめているなど、そういったときには扶養の照会が不要ですよというようなことも、もし可能であれば明記してほしいと思います。これは要望で、以上です。

次です。障害者グループホーム運営費助成なのですけれども、これ240万円が計上されていますが、詳しい内訳を教えてください。

○松山障害者支援課長 240万円の内訳ですけれども、有資格者の方に対して助成したのになっております。1事業所なのですが、2名いる資格者の方を配置していたため、その助成ということになります。

○やなぎさわ委員 これ、そうですね、この障害者サービスに係る実務の経験がある方に、常勤3年以上であると月10万円の補助が1グループ当たり2名つくということで、恐らく1つの事業所が2人採用して、20万円掛ける12か月で240万円だと思うのですが、これやはり3年以上というものが1つネックになっていると思うのですが、これはもともとの見込みというものはいかがだったのでしょうか。もともと240万円ぐらいなのか、それより多かったか、少なかったか、見込みより。

○松山障害者支援課長 当初の予算としては倍の予算、当初4件を見込んでおりました。

○やなぎさわ委員 思ったよりも利用されなかったということで、やはり3年というものは、介護施設で3年というものは結構ハードルが高いと思うので、ぜひこれ1年とか、もしくは2年、少し短縮し

て、今後実施をお願いしたいのですけれども、その辺いかがでしょう。

○松山障害者支援課長 有資格者助成については、入居者が中重度で支援がより必要な方に対して有資格者を配置している場合の助成だということで、それらの趣旨も踏まえて、質も担保しつつ、また、あと実務経験等については事業者の声を聴きながら、緩和していく方向で検討をしております。

○やなぎさわ委員 緩和していく方向ということで、ぜひ進めていただければと思います。

最後に外国人材の受入れなのですけれども、れいわ新選組、私の所属しているれいわ新選組は、移民政策に反対しております。技能実習生や特定技能を含めた外国人の受入れというものに対して、非常に慎重でございますので、これは日本人の……。

○新妻委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは、247ページ、認知症高齢者支援事業、505ページ、在宅介護者研修・支援事業、251ページ、高齢者住宅運営費、259ページ、産後ドゥーラ資格取得費用助成、ここからお聞きしてまいりたいと思います。

まず、認知症高齢者支援事業と在宅介護者研修支援事業、この2つは同じ角度での質問ですので、一緒にさせていただきます。この認知症高齢者支援事業では、認知症サポーター養成講座を実施して、行政評価シートによりますと、令和5年度はオンラインを活用して広く受講の機会を確保された。また、町会・自治会、民間企業、商店街の方に加えて、小学生向けの講座も実施していたと読みました。また、講座受講者向けに認知症の知識を深めるなど、在宅介護者研修支援事業、こちらは要介護高齢者を自宅で介護する介護者を対象とした交流や介護教室、これを実施していると認識しております。

今回の私の一般質問でも、この介護人材の確保、それから介護者の負担軽減の観点から、ユマニチュード技法の導入を提案させていただきました。森澤区長より、既にユマニチュードを先進的に導入している福岡市を視察されたとご答弁をいただき、ユマニチュードの理論と実践について、認知症の方の心理状態の改善や、介護者の負担軽減にもつながると認識されているというご答弁をいただき、大変心強かったです。

また、先日福岡市で開催された「自治体とユマニチュード～社会基盤としての実践～」と題した第6回日本ユマニチュード学会に、新井副区長が参加されたと聞いております。大変に前向きな取組に、大変に評価をいたします。

また、福岡市では、人生100年時代を見据えて、誰もが心身ともに健康で自分らしく活躍できる社会、まちづくりを目指して、福岡100を推進して、その取組の一環として、認知症に優しいまちづくり、認知症フレンドリーシティを目指して、その取組の柱にユマニチュード技法を展開して、市全体で認知症に優しいまちづくりに取り組んでおります。

そこで品川区においても、共生社会の観点から、この認知症にやさしいまちづくりを推進する意味においても、先日一般質問で提案をしました、介護事業所、あるいは介護専門学校以外にも、この認知症サポーター養成講座や介護教室などでもユマニチュードを普及啓発して、導入してはどうかと提案をいたしますが、ご所見を伺いたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長 ユマニチュードについて、認知症サポーター養成講座や在宅介護支援者の研修のところに取り入れたらというご意見について承りました。こちらの在宅介護者研修は、委員もおっしゃったとおり、在宅で高齢者の方を介護されている方の対応の仕方等についての、いろいろな講師を、専門家の方を招いて実施している研修となっております。やはり、そういったケアラー懇談会などもやっているのですけれども、こういった研修にいらっしゃる方、お話を聞くと、在宅で介護されている

方は認知症の方が圧倒的に多いのかなという印象を持っております。そういった意味では、委員ご提案の、こういったユマニチュード技法について、そういった研修に取り入れていくということは、1つの方法としてあり得るのかなというように捉えておりますので、こちらのほうで企画する際に、そういった研修の技法も1つとして研修に取り入れてまいりたいと思っております。

○この委員 前向きなご答弁をいただきました。この日本ユマニチュード学会では、市民・家族のためのユマニチュード認定サポーター養成講座というものを実施しております。90分講座で2日間受講するわけなのですが、オンライン講座もやっているのです。費用は7,700円という、このような形です。こうした講座の受講を希望したいご家族、介護するご家族、こうした方々の支援ということも考えられると思いますが、例えば受講費の助成をするなど、こちらの日本ユマニチュード学会の講座を活用するということも考えられますけれども、こうしたことへのご見解をお聞きしたいと思います。

○榎村高齢者地域支援課長 ユマニチュードのオンライン講座の補助についてのお尋ねでございます。こちらにつきましては、情報収集しながら、区としても研究してまいりたいと考えてございます。

○この委員 ぜひ研究をお願いしたいと思います。

次の質問に行きます。高齢者住宅支援運営費です。現在高齢者住宅は、建設型と借り上げ型と計10棟、219戸ですか、提供していると認識をしております。こうした公的な住宅事業のほか、高齢者地域支援課では、民間住宅あつ旋事業を展開して下さって、住宅に困っている高齢者に対して丁寧にご相談に乗って下さり、寄り添った対応をして下さり、多くの高齢者の住宅確保にご尽力いただいていることは大変に評価しております。

そこでまず現状を確認したいのですが、現在借り上げ住宅、これは7棟、124戸と認識をしております。そのほとんどが平成3年（1991年）から平成11年（1999年）に開設をされて、現在25年から33年ぐらい経過しているといったところだと思います。そこで、この借り上げ契約についてなのですが、開設当初の借り上げ契約期間は20年としていたと思いますが、平成24年頃から10年になったとお聞きしています。契約が5年の住宅等もあるということもお聞きしていますが、この契約期間が住宅によって差があるというところ、どのような契約の期間の考え方になっているのか確認したいということと、また、契約期間に上限、期限あるのか、オーナーが契約を更新したいとなればずっと更新できる話なのか、今後もこの7棟の借り上げ住宅を維持していけるようになっているのか、今後の事業の方向性も併せて確認をさせていただきます。

○榎村高齢者地域支援課長 契約年数の考え方でございますけれども、まず、委員ご指摘のとおり、初回の契約時につきましては、20年で一度更新をしております。2回目以降につきましては、10年ということで更新しているといった考えでございます。今後そういった、継続していけるかどうかといったところでございますけれども、住宅の状態を見ながら、またオーナーとも協議を重ねて、契約をしていくような、更新をしていくような考えでございます。

○この委員 オーナーと状況も確認をしながらということですが、そうすると、5年契約となっているところも、いわゆるオーナーのご希望で5年としているのでしょうか。その辺も、いま一度お聞きしたいと思います。

もう一つ、行政評価シートによりますと、高齢者の住宅に関する相談件数が増加しており、移転先の選択肢として、公的住宅の必要性は高いと記載されております。また、立ち退きに遭う高齢者は、福祉目的の高齢者住宅は有効であり、必要性が高いとも記載をされております。この現状は、こうした捉え方は大変に重要な捉え方をされていると思います。そこで、移転先の選択肢として、公的住宅の必要性

が高いと、このように捉えていますので、今後この捉えたことに対しての対策、具体的に何か考えていることがあればお聞かせいただきたいと思います。

○樫村高齢者地域支援課長 まず、借り上げ住宅で一部5年のところがあるといったご指摘でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、基本的には、初回の契約の更新時は20年、2回目は10年ということでございますが、前回、昨年度、1か所、オーナーの意向によりまして、10年がちょっとできないということで、特例的に5年ということで契約した件数が1件ございます。

それから公的住宅の考えでございますけれども、現在、既に常に満室の状態となっております。需要の高さというものは区としても認識しているところでございますが、委員の先ほどのご発言の中にもありました民間住宅のあつ旋事業、すごく今伸びているところでございますので、こういった事業を活用しながら、公的住宅と民間住宅へのあつ旋を積極的に行いまして、バランスよくご案内を進めていきたいと考えてございます。

○こんの委員 住宅あつ旋と並行してと、そちらもバランスよくということですが、これから国のほうでも住宅セーフティネット法が改正をされて、いろいろと住宅に関することが進んでいくわけですが、なかなかこの民間住宅をあつ旋するということで、今一生懸命取り組んでくださっておりますが、そこではなかなか確保ができないということが現状かと思えます。また、ここに、先ほど申し上げましたけれども、移転先の選択肢として、公的住宅の必要性は高いと認識をされているので、民間といたるところもバランスよくなるのですが、やはり公的な住宅というほうも進めていく必要があるのではないかと考えるところです。

そこで、国では、先ほど申し上げましたように、住宅セーフティネット法が改正をして、高齢者など住宅要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進、これを進めて、具体的な施策として、居住サポート住宅、これを進めていくこととなります。この件については住宅課の所管であるので、款を外れないように質問をさせていただきたいところですが、この居住サポート住宅の供給促進、これについて、住戸の確保が重要でありますので、その住戸の確保として、今度のこの改正法による仕組みとしては、NPOや社会福祉法人が借り上げた住宅を供給していく、このような仕組みになっていくと思えますけれども、この仕組み自体、現在の品川区で行っている借り上げの高齢者住宅と同様の供給確保の仕組みと捉えることができます。ですから、この事業の詳細はこれから出てくるとは思いますが、今後増加する傾向にある、この公的住宅の必要性に応えるためにも、区が借り上げる居住サポート住宅として供給を推進していく、こうしたことも必要だと思いますけれども、その点について、福祉の観点からのご所見を伺いたいと思います。

○樫村高齢者地域支援課長 公的住宅の必要性でございますけれども、先ほど委員おっしゃられました住宅セーフティネット法の改正に伴いました居住サポート住宅、これから出てくると思いますが、こちらにつきましては、先ほど委員おっしゃられましたように、住宅課の所管となっておりますので、住宅課と一緒に連携しながら、住宅、全体的な区としてのバランスも考慮しながら、検討してまいりたいと思っております。

○こんの委員 ぜひ住宅課と連携をして、この公的な住宅の確保、こうしたことを進めていただきたい、このように思います。

次の質問に参ります。産後ドゥーラに関してでございます。こちらはこの取得費用ということよりも、利用者さんのお声として、利用者さんが利用したい日時、それから希望に合わない場合、何件もドゥーラを当たらなければいけないというような現状が起きているというように、利用者さんからのお声があ

りますが、そのようなお声は入っておりますでしょうか。

○染谷子ども家庭支援センター長 産後の家事・育児支援、産後ドゥーラのマッチングに関するご質問かと思えます。本助成事業につきましては、利用者アンケートのほう取っております、満足度としては、9割を超える方が満足をいただいているという、非常に好評いただいている事業であるのですが、一部利用に際して、委員のお話にあったマッチングや、あと申請が紙ベースであるといったところに関してのご意見等いただいているところで、改善を検討しているところでございます。

○この委員 アンケートのお声から改善を考えてくださっているということですので、マッチングの改善をぜひお願いしたいと思えます。

○新妻委員長 続いて、石田しんご委員。

○石田（し）委員 よろしくお願ひします。私からは、245ページ、福祉人材確保定着事業、230ページ、障害者支援の中の障害児支援について、時間があれば285ページ、在宅子育て支援についてお伺いをしていきます。

まず初めに福祉人材ですが、これまでも様々取組をされてきたと思えますけれども、令和5年度の決算において、令和5年度の実績がどのようになっていたのか教えてください。お願いします。

○菅野高齢者福祉課長 福祉人材確保の令和5年度決算についてということでのご質問についてです。主には主要施策の成果報告のところに、この福祉人材確保定着事業についての記載をさせていただいております。外国人介護職員受入環境整備や、専門学校の広報活動強化事業助成、そしてICT見守りシステム設置や、あとは介護福祉士の実務者研修の受講費の助成、そして介護職魅力発信事業と、多岐にわたった事業内容で、こちらの決算額が1億1,468万8,000円というようにご報告させていただきます。

○石田（し）委員 その中で、いわゆる人材定着のところで、アからオというものがありますよね。昨年の福祉のやなぎさわ聡議員から質問もあった、いわゆる遠隔地からの人材支援など幾つか事業があるのですが、実績を見るとなかなか件数が上がってこない。これはやはり、なかなか現場に即していない支援策ではないのかなと思っております。今年度から実施をされている、特別養護老人ホーム、老人保健施設における介護職員確保支援、これについては現在約半年、半分ですか、年度の半分ぐらいが経過したのですが、この事業についての実績は今どのようになっているか教えてください。

○菅野高齢者福祉課長 こちらの、今ご質問のございました、まず遠隔地からの人材確保支援につきましては、令和5年度につきましては3件ということになっております。

そして、特別養護老人ホーム施設における介護職員確保の支援は、今年度の新規事業ということで掲げさせていただいておりますが、現在要綱の整備等させていただいて、間もなく事業開始の運びとして組み立てているところです。

○石田（し）委員 実は事業者の方から声がありまして、いわゆる紹介事業者、人材派遣の方たちから紹介されて、紹介料があつて、これ50万円上限の支援ですよ。それ以上に紹介料を支払うということで、いわゆる回収がなかなかできないと。その後いくら人材を確保しても、ではその紹介料をどうやって事業費から賄っていくのかと、これなかなか難しい。だからそのように使い勝手が悪いです。そのような中で、この事業がポンと目に入って、やはりなぜここに支援するのかなという疑問が出たと。ですから、ここはやはり現場の声をしっかり聴いていただいて、現場に即した支援事業にぜひしていただきたいと思えます。今、やはり紹介事業者がほとんどいい人材を確保してしまっていて、なかなかその人たちを確保しようとしてもお金がかかるから確保できない。ではどうしようかな。それで結局人

材不足に陥ってしまっていて、事業がいなくなってしまうと、この負のスパイラルになってしまっているのでは、ぜひその辺は声を聴いていただきながら対応していただきたいなど。これは要望で終わりますけれども、よろしくお願いします。

障害者支援のところですが、令和6年4月から、いわゆる子どもの補装具費の支給制度の所得制限が撤廃をされました。それに伴って、様々区でもこういった所得制限撤廃はされてきているのかなと思うのですが、いわゆる教育や子育てに関しては、品川区も積極的に、国に先駆けて様々所得制限撤廃に向けて取り組んでいただいていると思います。この障害児の支援について、現在品川区で所得制限がかかっているものがあるのかどうか教えてください。

○松山障害者支援課長 現在、品川区で所得制限がかかっているものは、障害児福祉手当になります。

○石田(し)委員 手当はどうしても国の制度だったりして、なかなか国が動いてくれないと難しい部分があると思います。ただ、品川区として、様々当事者の方たちからもお声を聴いているのだと思います。ですから、ぜひその辺は国にしっかりと声を上げていただきたいと思いますし、やはり障害児の、いわゆる福祉に関しては、子どもの家庭の所得の状況によって、不支給だったり、支給額に差異が生じたりすることのないように、ぜひそのような思いで、区としても取り組んでいただきたいと思いますが、これも要望で終わります。ぜひよろしくお願いします。

最後、在宅子育て支援ですが、今現在において、子どもを預けている方と、いわゆる在宅で子育てをされている世帯の割合、分かれば教えてください。

○藤村子ども育成課長 大体、今在宅で子育ていただいている方の割合というものが、すみません、おおむね2万人中の、約半数弱だったと思います。

○石田(し)委員 よろしいですか。私も大体半分ぐらいかなと思っています。そのような中で、この決算書を見ても、いわゆる在宅で子育てをされている方とそうでない方の世帯が受けている恩恵というものは、結構な差があるのではないかなと思います。この子育て、いわゆる在宅で子育ての支援の中、この285ページに出ていますけれども、このページ見ても分かる通り、まず保育園だったり、そのほか、いわゆる在宅でない方たちが受けている恩恵というものは結構、今すごい子育て支援を充実されている品川区だからこそ多いわけです。一方で、在宅で子育てをされている方たちは、限られた支援しかされていないのではないかなと思います。この、いわゆる、保育園が足りないといったときの時代があって、今大分解消されていますけれども、そのときも、実はこの在宅で子育てをされている方たちがいるから、保育園も何とかもっていたわけです。この全員が、今半数と言っていたけれども、では全部が保育園に預けたら、それもうさらに待機児童というものは増えたわけだから。やはりそこに光も当てていって、在宅で子育てもできるのだよという環境づくりというものは、これ必要だと思うのですが、その辺区として考えがあれば教えてください。

○藤村子ども育成課長 まず先ほどの件なのですが、ゼロから6歳児が大体2万人いらっしやって、保育園児が1万1,000人、在宅児が約9,000人というところになっています。

区としての考え方というところですが、在宅の方にも何かこうインセンティブをとるところかと思えますけれども、今八潮の子育て支援施設というものを、例えば計画しておりますが、そういった中で、在宅で子育てされている方も楽しんで子育てできるような環境や、こちらの施設に関しては在宅のみならずというところではあるのですが、分け隔てなく、子育てを楽しんでいただける環境をできるように取り組んでいるところです。

○石田(し)委員 ぜひ、いわゆる税の不公平感というか、そのようにないように、ぜひ取り組んで

いただきたい。もう感覚としても、やはり在宅子育てをされている世帯が受ける恩恵というものは、今の時点では限られているので、例えば在宅子育て支援金など創設をするだとか、そのようにすることによって、子どもを家で育てようかな、どうしようかなと思っている方たちにも対応ができるような制度設計というものは、これ改めて、今このような時代だからこそ考えていただきたいなと思いますので、ぜひそういった視点も含めて、子育て支援のさらなる充実を図っていただきたいなと思います。よろしく願います。

○新妻委員長 次に、西村委員。

○西村委員 よろしく願いいたします。267ページ、ひとり親家庭支援事業、時間が許しましたら、268ページの児童保育費全般から伺いたいと思います。

まず、ひとり親家庭支援の広がり要望したく質問させていただきます。区民の方から窓口の対応に感謝の声が届いております。職員の皆さんが丁寧にやってきてくださったことの成果が出ている手応えを感じています。区役所にお礼のお手紙を書きたいと、そこまで言っていたら、そのことに際しまして、まずは職員の皆様に感謝を申し上げたいと思っております。今、離婚相談は増えているのでしょうか。また、令和5年度、どのようなご相談が多かったのかを併せて伺いたいと思います。

ひとり親相談係で行っている家庭相談は、元家裁調査官の方です。私もお会いさせていただいたことがあります。利用者からは分かりやすく、相談に乗っていただき、大変人気があると伺っております。なかなか予約が取れないとも聞いておりますので、この家庭相談をもっと強化すべきと考えますが、区のお考えをお聞かせください。

○飛田子育て応援課長 現在の家庭相談、離婚相談も含めまして、数字等なのですけれども、若干の微増というようなところでございます。

家庭相談員の強化というところは、もちろん枠を増やしていくということも近々の課題とは思っておりますが、離婚前後という視点でいえば、離婚の問題だけではなく、離婚後にひとり親になったときの支援、就労支援、生活支援など、家庭相談員だけに頼ることなく、現在も相談員が協力し合いながら相談に応じているところもありますので、今後も家庭相談には応じられないときも受け入れられる相談体制を強化していきたいと感じております。

○西村委員 まさにこの区民の方からも、ご自身が使った窓口として、家庭相談、母子職業紹介、DV相談、ひとり親支援担当など、様々な窓口を訪れたとおっしゃっておられました、手続の簡素化とともに、ひとり親支援に関わる窓口のワンストップ対応をお願いしたいと陳情をいただいております。また、戸籍が出来上がり、郵送で家庭裁判所に母親の戸籍に入れる申立てをして、ようやく許可証が届いたら火曜延長窓口に合わせて仕事帰りに来庁する、手続が複雑過ぎて、仕事をしながらこれらの手続をするということは、一体どのくらいの月日を使わないといけないのだろうとメールをいただきました。私も何とかしたいと思っております。

そこで今、全庁的に行政のDX化を進めていただいております。ひとり親家庭の通勤定期の割引や水道料金の助成の申告、様々な場面でオンライン申請、郵送対応のご検討をいただきたいと思っております。ある方は、区役所の開いている時間帯は働いており、行けません。お子さんに必要書類一式を持っていかせておっしゃっておりました。この辺り、区のお考えと対応を伺いたいと思います。

○飛田子育て応援課長 ワンストップ窓口、またはDX化については、現在児童手当の申請や子どもすこやか医療証の交付など、マイナポータルの電子申請機能を利用して、マイナンバーを使って電子申請ができるようになっております。現在ひとり親家庭休養ホームの事業については、窓口の申請だ

けになっておりますので、今後電子化申請を受け入れられるように検討していきたいと考えております。

○西村委員 もう本当に、ぜひお願いをしたいと思っております。この離婚手続にどれだけ気力と体力を使うのかということ、私も陳情を伺いながら本当に痛感しております。家庭裁判所では、養育費や婚姻費などの申立ても全て郵送でいいということも私も初めて知りまして、聞き取りは電話対応で大丈夫というように確認を取っております。ある自治体では、手当助成についての動画説明や、申請できるひとり親手当が分かるオンラインガイドの作成など、来庁しなくてもいいようにデジタルでの対応を強化しておられました。ひとり親のアナウンス全般に関して、ぜひDX化の強化をお願いしたいと思います。

例えば、課題を解決する1つの方法としまして、国の進める離婚前後親支援モデル事業の導入をご要望させていただきたいと思っております。23区中9区が導入をしております。離婚は、様々な法的知識を付与しなければなりません。区の施策や情報提供をオンラインで受講できる親支援講座が、大変反響があるそうです。区としての現在の状況や、また、今後の展開をお聞かせください。

○飛田子育て応援課長 区の養育相談支援事業のほうなのですけれども、現在、今年度よりADRや親子交流支援に触れて、そのようなところの助成も始めているところです。また、今後親子交流や養育費の確保の大切さを伝える動画のほうも、現在作成中でございます。また、国からも、離婚前後の支援体制強化ということで、講座等の開設についても示されておりますので、他区の実施状況や実施方法などを精査しまして、区としてどのように開催していけばいいのか、検討していきたいと考えております。

○西村委員 私もこれを改めて見たのですが、よく言われておりますけれども、養育費受給率、また、親子交流実施率の低さが問題となっておりますので、こういったところにも取り組んでいける大変いい事業だなどと思っております。その中で、離婚前後の親支援講座がオンラインだということも大変いいなと思っておりますし、また、離婚前後の親支援動画の提供、そして、最もいいなと思っておりますのが、講座受講者のオンライン個別相談、そして弁護士による相談もオンラインで対応できるというようなことが品川区で実現できれば、本当にいいなと思っております。知識を身につける過程で生じた個別具体的な疑問に関しても、早期に情報や相談の機会を提供できることが大変魅力的だと思っております。ぜひご検討いただきたいと思います。

また、もう一つご提案させていただきたいのですが、品川区、大変家賃が高くて、母子家庭が住むことは難しいと、離婚とともに引っ越しに悩む区民の方も多くいらっしゃって、お声が届いております。家賃も物価も地域によって全く異なりますが、養育費は金額が全国统一になります。住宅入居支援をいただいておりますが、ほか自治体も参考にいただきながら、住宅費助成の検討もしていただきたいと思います。要望させていただきますけれども、いかがでしょうか。

○飛田子育て応援課長 現在区では、ひとり親家庭の児童扶養手当受給世帯について、民間賃貸住宅の入居に当たりまして、連帯保証人が立てられない方については、保証委託の契約を締結する際の保証料を助成しているところです。委員のおっしゃる住宅の補助については、今年度より、国のほうも児童手当や児童扶養手当の拡充もありましたので、国や他の自治体の動向を注視していきたいと考えております。

○西村委員 ぜひとも多面的にお願いをしたいと思っております。

次に、児童保育費全般から、休園判断について伺ってまいりたいと思っております。警戒レベル3でお迎え、保護者連絡となり、その他明確に基準をつくっている自治体があります。品川区の今のご判断の基準と状況を伺います。

○中島保育施設運営課長 保育園の休園に関するお尋ねでございます。保育園につきましては、児童福祉法で定められている福祉施設でありまして、閉園に関する一律の規定はないところでございます。区としましては、できる限り休園せず、最大限登園自粛する方向で考えているところでございます。

○西村委員 そのようなご回答になるかなと思っていたのですが、区内事業者より、8月の、大変嵐の日にご相談をいただきました。事業者判断での休園はできない、でもお迎え依頼をすることは可能ということで、大変混乱をしておられました。現場では、園長先生たちの声も踏まえて、通勤に危険を感じる職員は早めに帰し、それに伴い、保護者にお迎え要請を現場判断で許可をしたと伺っております。保育園は福祉という考え方は十分分かっておりますが、当日、本当に嵐で大雨でありました。台風で保育園の安全・安心も気がかりな状況で、エッセンシャルワーカーの方たちの安心・安全も守らなければならないと思っております。明確に基準をつくるなど、ご検討をお願いしたいと思っておりますが、ご答弁をお願いいたします。

○中島保育施設運営課長 確かに8月、非常に天気も荒れた時期もございました。当然園児、そしてそこに働く職員、保護者も含めまして、安全確保は非常に重要な問題だと考えております。現時点では、今は登園自粛という考えではございますが、他区の状況などを含めまして、様々情報把握に努めて、安全確保については慎重に考えていきたいと思っております。

○新妻委員長 次に、鈴木委員。

○鈴木委員 私からは、241ページの入院中の紙おむつ代助成事業と、それから229ページの障害者福祉施設等整備費について伺いたいと思っております。

先日品川区が、入院中の紙おむつ代について所得制限をなくしていく、額も上げていくということで答弁されたことを大きく評価したいと思っております。共産党としても、この所得制限の撤廃、助成額の引上げというものは、もう本当に長い間、何度も何度も取り上げてまいりましたので、本当に私自身としても積年の思いがあります。この制度が実施されることから、既に23区ではもう22区がやって、品川区だけがこの制度をやっていないということで、やってくれというようなことでずっと要望してきたものなのですけれども、最後に実施することになったにもかかわらず、所得制限をつけたわけなのですが、そのときもう既に所得制限をつけていたのは4区しかなかったのです。しかも、在宅での紙おむつは所得制限なしで受けられるのに、入院すると所得制限をつけるということはおかしいのではないかなというようなことも指摘をしてきたところです。また、5,000円という額に対しても、この実施した当初から、23区平均が6,300円だったのです。それで5,000円より少ない額というものは、当初3区しかありませんでした。そのような形で、最後に実施したにもかかわらず、本当に制度としては低い制度として始まったわけです。そのとき組んだ予算も、5,460万円組んだのに、900人分組んだのに、実際は78人しか受けられず、166万円しか予算も使わずに、五千数百万円が予算が使われなかったということで、当初から問題が大きくあった制度だったなと思っております。今回このような形で、所得制限がなくなり、額も上げていくということで、本当によかったなと思っております。改めて、なぜ所得制限をなくすことになったのか、その理由を伺いたいと思っております。現在入院されている方が、おむつ代にどれぐらいかかっているのか、区が把握している現状をお聞かせいただきたいと思っております。また、23区で、他区の助成額についてもお聞かせいただきたいと思っております。

○菅野高齢者福祉課長 入院中紙おむつ代助成事業についてのご質問についてお答えさせていただきます。

まず、こちらの所得制限を今回撤廃する意向ということで、この間ご答弁させていただいたことにつ

いての理由と申しまして、今まではやはりこちらが経済的な部分の、軽減というところでずっとやってきたという経緯がございます。ただし、やはり社会経済情勢が変わっているということと、また、あと23区中、所得制限をしているところが本区のみという実態もございましたので、今回、見直す方向がいいのではないかとということにご答弁させていただいた次第です。

そして、入院中の実際にかかる負担額というところで、これ社会福祉協議会のほうで今お願いしているものなので、聞き取ったところによりますと、医療機関は大体おむつセットということで日額500円程度を徴収しているというところで、それを30日で掛けると、大体1万5,000円程度は皆さんご負担されているのかなというところで把握しております。

そして他区の状況ですけれども、5,000円以上を超える購入費助成をしているところが、23区中14区というようになっております。

○鈴木委員 この紙おむつ代は、今年度改めて引き上げられているところというものも何区かありまして、港区、もともと1万円だったものが1万2,000円に引き上げられていますし、新宿区も7,000円から1万円にということで引き上げられていますので、本当に病院で1万5,000円ということですが、実際もっと、2万円とか、2万数千円とか、3万円などという、そのようにかかっているところもありますので、実態を見据えて引上げもぜひしていただきたいと思います。

それから周知についてなのですが、事項別明細を見ると、利用者90人で12か月ということであるのですが、所得制限をなくすとどれぐらい増えるということで見込まれているのかということと、90人、そもそもが住民税非課税世帯という条件の方を捕捉できているのか。あと、それからポスター80枚分が計上されているのですが、これがどのように活用されているのか伺いたいです。今回、これからいつ頃、この所得制限をなくすことと、額も上げていくということはいつ頃の見通しなのか、そのことも伺いたいです。

○菅野高齢者福祉課長 何点かご質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

現在予算上は90人ということで、12か月で予算のほう見込んでおりますが、こちら所得制限が撤廃されるということになりますと、社会福祉協議会のほうに補助する額としては、倍以上の230人程度になるのではないかなというように、今のところ見込んでおります。それは現在の実態に即した形で、割合で掛けたというところなんです。

今住民税非課税で、この方たちが全ての方にできているのか、そしてポスター等で周知しているのかということにつきましては、委員が今80枚分とおっしゃいましたけれども、実際予算上はもう少し多めに計上されておりまして、こちらは、在宅介護支援センターや支え愛・ほっとステーションの区の施設のほか、地域の病院等や、あとは地域センターは一緒ですね。シルバーセンター等、そういったところに幅広くポスターは貼らせていただきます。あと介護事業者にもお願いをさせていただいているというところで、周知のほうは今後も社会福祉協議会と連携して、努めてまいりたいと思っております。

そして、今後の見通しにつきましては、こちらあくまでも社会福祉協議会の事業というところですので、まずは見直しを検討してもらって、区としましてはこういったご意見も踏まえて、事業経費に係る支援を積極的にしていきたいというところで、働きかけをしてまいりたいと思っております。

○鈴木委員 これ区の事業で、社会福祉協議会に委託しているということではないかと思うのですが、前もそのように答えられて、後で答えが変わっているので、そうなのではないかと思うのです。この周知なのですが、この制度そのものを結構知らない方がいらっしゃるのです。そのようなことなので、病院のほうにも貼っていただいているということなので、相談室だったり、

一番初めに、病院によってはもう紙おむつを使っていますよと券をくれて、これを区役所に持っていくともらえますからと言われるところもあるのです。そのようなところで、MSWの方など、そういうところにもぜひ知らせていただいて、この周知をぜひお願いしたいなと思っています。

それから、今年度の社会福祉協議会のチラシを見ると、住民税非課税世帯から非課税者というようになっているのですが、これは変わったのかどうなのか、要綱は変わっていないようなのですが、これはどうなのかということを具体的に教えていただきたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長 内容等について、もろもろご質問いただきました。まず前提としまして、こちらの入院中の紙おむつの購入費助成事業、昨年度までは区の委託事業ということで、社会福祉協議会のほうに委託をして、そちらのほうで支出をさせていただいておりましたが、会計上、社会福祉協議会の補助事業にしたほうが適切な会計処理ができるのではないかと助言をいただいたことと、あとは社会福祉協議会のほうで、本来在宅高齢者に対する紙おむつの支給というものを従来からずっとやってきておりますので、在宅と入院中の接続という意味でもつながりがあるということで、今年度社会福祉協議会のほうにお願いして、社会福祉協議会の自主事業ということで、区のほうでは補助させていただいている次第です。そういったところから、住民税の非課税世帯というものもご本人の非課税というところに、社会福祉協議会のほうが処理できるような形で見直させていただいたということと、今後は、やはり周知の仕方については、社会福祉協議会とともに病院とも連携して、多くの方に、せっかく所得制限も撤廃していい事業になっていくということですので、広く広めていきたいと思っております。

○鈴木委員 ぜひ周知をしていただきたいということと、あと……。

○新妻委員長 次に、田中委員。

○田中委員 私からは、品川区の持続可能な幼児教育をいかに実現すべきかという視点で、275ページ、公立幼稚園、283ページ、私立幼稚園を中心にお伺いをしたいと思います。

品川区の幼児教育を担っているのは私立幼稚園と、あと公立の幼稚園であります。公立の幼稚園には区立幼稚園と幼保一体施設がありますが、公立の位置づけは、私立幼稚園の補完的な位置づけだということで、主体は私立幼稚園が幼児教育を担っているという現状があります。私、元東京都知事であった石原知事が知事時代に、私学助成は違憲だというような発言を全国知事会で述べられたことがあります。憲法第89条のことを指しているのですけれども、公金は、公の支配にない教育に対しては支出してはいけないという、そこを引用して述べられたのですが、ただ、それを受けて大方の方々や文部科学省の見解としては、私立幼稚園は、学校教育法、あるいは私立学校法等に基づいて監視されているので、公の支配を受けているということから、公金支出は違憲ではないというものが捉え方だと思います。ただ、一方で、正式にそれが、大方の認識ということで捉えられておりますが、そこにはまだまだ議論する余地は若干あるのかなとも思っております。つまり、どのようなことかということ、品川区における私立、特に私は今日は私立幼稚園ということでテーマを挙げますが、私立幼稚園に対する公金の支出は、これは一定の補助金以上にしっかり見ていくことが必要なのかなという認識を持っております。

それで、例えばこれまで私立幼稚園には入園料の補助金があったり、あるいは運営費の補助金などがあつたりしますが、多く幼稚園側からの要求、要望もあり、また、それに対して査定を行い、区役所としてしっかりこれまで補助を出してきておりましたけれども、この要望に対しての、ではどこまで支出をしていくべきなのかという観点で、まずは今のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤保育事業担当課長 私立幼稚園に対する補助金の考え方でございますが、私立幼稚園は長きに

わたりまして、品川区の保育行政を支えていただいていた大切な施設であると考えております。区といたしましては、保護者の方が保育、教育というものを選択できるような環境の整備というものが必要だと思っておりますので、引き続き幼児教育の質の向上を図れるように支援をしてまいりたいと考えております。

○田中委員 そのような考え方に基づいてだと思いますが、一方で私立、私学なので、いわゆる建学の精神というものがあります。幼稚園独自の設立者の思いを踏まえての幼稚園運営がなされていると思います。それで、そのような建学の精神をしっかりと維持する、推進するという視点でいうと、幼稚園側からすると、どこまで公金を受け入れていいのかという、やはり独立性、自主独立の精神に基づいて建学の精神をしっかりと発揮していただくような幼稚園経営に向けて、対応していただくべきではないのかなとも思っているのですが、そのようなところで石原知事の言っていた違憲のことに対しても、若干そのようなところにもまだまだ議論の余地はあるのだらうと思っております。公金を出す一方で建学の精神をしっかりと守ってもらうという、その辺の兼ね合いが、また幼児教育の推進という視点も含めてなのですが、どう考えていくかということは今後の1つの考え方かなと思っております。同じ私立幼稚園でも、附属型の幼稚園と宗教、寺の経営の下での幼稚園や、102条園もありますし、それぞれ様々な状態ではありますが、今の補助の出し方を見ると、結構一律に出しているような気がしております。その辺の出し方も、それぞれの園の規模だとか、経営方針だとか、建学の精神をどうするか、そういったこともしっかりと踏まえた中で補助の在り方を考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤保育事業担当課長 現在区のほうで私立幼稚園にお支払いしている補助金の考え方ですが、区全体といたしまして、保育教育、幼児教育の充実を図るために、一律の対応をしているところでございます。そのため、法人の経営種別による区分等々については考えてございません。

○田中委員 分かりました。ありがとうございます。私は今後、幼稚園の在り方に応じた差別化も必要なのかなと。例えば、区立は幼保一体型施設を運営して、幼稚園教育の下に、プラス保育事業も行っておりますが、私立幼稚園だと預かり保育を、今は多分2園だったと思いますけれども、これを今後どう増やしていくのかということは、やはり幼稚園協会側に対しても、私は一定の公の支配を受けるという下で補助金を受けている以上は、そういったこともしっかりと対応してもらうことも、より今まで以上に預かり保育などにもさらに力を入れてもらうような働きかけも、こちら側からしていくべきなのかなと思っております。

ちょっと時間もあれなのですが、要は、私平成11年に区議会議員になりまして、なってから今日に至るまでに、聖美幼稚園、五反田幼稚園、ルンビニ幼稚園、戸越幼稚園と、4園閉園になっております。今後どうなるかということは何とも予測がつきませんけれども、やはりそれぞれの経営母体の下で運営されている幼稚園が、果たして今後持続可能的に幼稚園運営をしていただけるかどうかということは、やはりある一定の保険をかけるというか、何というのでしょうか、危機管理ということも含めて考えたときに、今の公立の幼稚園の位置づけは私立幼稚園の補完的な位置づけということではありますが、今後持続可能な幼児教育を区で行うに当たっては、私は今後私立幼稚園が大きく発展する可能性はちょっと厳しいのではないかなと。そうすると、そういった中でも持続可能的に幼児教育を推進する上では、私はある一定の公立幼稚園の存続といったものも、一方でしっかりと踏まえていくべきなのかなと考えております。その辺も踏まえて、今後の方向性どのように捉えていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○芝野保育入園調整課長 公立、私立を合わせた今後の幼稚園の在り方ということでございますが、

既に在り方検討のほうで方針のほう詰めさせていただいておまして、幼保一体施設のほうにつきましては、ゼロ歳児から5歳児まで一貫した教育・保育というものを提供していくということで、ますます充実を図っていくということとともに、教育委員会のようなところと連携を取りまして、接続ですね。接続のほう、要は私立幼稚園では担えないような、そのような部分を公立幼稚園の強みを活かした施策を展開していきたいと考えております。

そして私立幼稚園のほうは、今、委員のほうからなかなか先行きがということでありますが、先ほども申しましたように、適切な補助というものも考えながら、私立幼稚園と共存していくということが、一番区の考え方でありまして。以上です。

○田中委員 ある意味、延命のために補助金を出すということも1つの考え方としてありますが、一方で建学の精神や自主独立の視点から、やはり経営は自主的に努力してもらわないと困る部分も私はあると思っておりますので、その辺のバランスをぜひ取った上での運営をお願いしたいと思います。

○新妻委員長 次に、吉田委員。

○吉田委員 私からは、229ページの障害者福祉施設等整備費、それと、260ページの児童相談所費の2つから伺います。

最初に障害者施設等整備費のほうから、グループホームのことについて伺います。私、去年の一般質問で、グループホーム整備を進めるに当たって、区全体で、男女とか、それから支援区分とか、そのようなところのバランスを取っていただきたいということをお求めました。例えば、できたら1つの施設で入所者を募集するときに、男女が両方、いろいろな支援区分の人が応募できるといいなと思っているのですが、それは実際には事業的にも厳しいかなと思っております。それが難しいのであれば、やはり区全体でバランスを取っていただきたいという考え方です。

先ほど、午前中ひがし委員からのご質問の中で、この出石については支援区分6の方も取ってくださっているということでしたが、男女などは、ごめんなさい、もともと男性に限りませうとか、女性に限りませうとかという条件がついていたか、私きちんと把握してなくて、その辺についてどうなっているか、まず伺いたいと思っております。

○佐藤障害者施策推進課長 グループホームの男女比の質問ですけれども、まず9月時点で、区内全体のグループホームの定員が、200名分の定員が整備されておりますが、全体としましては、男女比の特定というものはしていない状況です。今ご質問にございました、7月に開設した出石つばさの家におきましても、3ユニットで男女ともに受け入れることとしておまして、実際9月30日時点で、定員16名のところ12人が入居に至っております、その内訳としましては、男性が6名、女性が6名というような状況になってございます。また、今後開設予定の区の整備案件としまして、小山七丁目、戸越四丁目のグループホームにつきましても、男女ともに受け入れる予定ということで、現在事業者と調整しているところでございます。

○吉田委員 分かりました。では今のところ、それぞれの施設で男女ともにとということですね。これ事業者が頑張ってくさっているのだと思うのですが、男女それぞれとなると、ユニットのつくりとか、男女をきちんと分けなければいけないとか、それから支援員がそれぞれ、男性、女性両方ついていたか、いろいろな厳しい条件がつくと思うのですが、その辺については事業者との話し合いとか、要は区から何か支援が入るなど、そのようなことについてお聞かせいただければと思います。

○佐藤障害者施策推進課長 今後の、先ほど申しました区の整備案件におきましては、複数、2ユ

ニット程度を予定しているところもありまして、そのような意味では、人員配置等につきましても、先ほど申し上げた受入れが平等にできるような形で体制を整備するように、事業者と調整しているところがございます。

それから区全体としまして、男女比ある程度均衡しているというような認識でおりますが、民間の施設においては、小規模の施設など、1ユニットなどでどちらかの性別に偏っているところは、個別にはある状況はあるのかというように認識しております。こういった部分につきましては、介助支援する職員の体制が、同性介助であったり、女性の方を男性が介助するという事はなかなか難しい状況がございますが、事業者の区への開設相談等の機会を捉えまして、区全体の状況を踏まえた配慮というものを、民設のところにつきましては促して、男女比の平等の部分については意識して進めてまいりたいと考えております。

○吉田委員 分かりました。男女両方を受け入れるとなると、本当に設計上もいろいろ配慮が必要かと思えます。支援員のお部屋をどこに置くかなど、そのようなことも必要になってくると思えます。その辺についてもしっかり、そこは事業者と話し合いながら、適切な施設にさせていただきたいと思えます。

それで、このたび議会事務局の調査係を通して、障害者支援課にも協力をしていただいて、23区のグループホームの状況について調査をさせていただきました。大変な調査が出てきていて、これしっかり分析してから質問に使おうと思っていたのですが、ちょっと1点だけ、グループホームの重度の、支援区分5・6の方が入っておられるグループホームの数が、やはり他区に比べてとても少ないということが分かりました。一気にこれを解決するという事は無理と思うのですが、本当にちょっとショックだったことが、例えば近隣の大田区だと、支援区分5・6の方が入っている施設が19、多いところが、杉並区が、杉並区の方に失礼な言い方になってしまうかもしれませんが、40施設あるということで、大変すばらしいなと思えました。そういえば最近、品川区からも杉並区の施設に入所された方があったなど。いや、このようなことなのかなと思えました。

それで、これも午前中のひがし委員の質問に対して、今、この時点は去年の4月1日現在の数を聞いていますので、品川区の支援区分5、6の入所者がいる施設は3という数になっております。出石ができましたので4で、それで、次に2つ施設、計画されているところがそれぞれ支援区分5・6の方も入られると思うと、この時点の3に比べれば倍増の6になるのですが、それにしてもちょっと、他区に比べると見劣りがするかなと思っております。この重度の方が入られる施設の今後の整備計画など、今時点で、福祉政策として考えておられることがあったらお聞かせください。

○佐藤障害者施策推進課長 重度の方の受入れというところにおきましては、今委員おっしゃっていただいたように、今後区の整備案件としましては、中重度の方の受入れを課題として、運営する事業者とも協議をしまして、また、入居者の選定方法等につきましても調整をしまして、受入れを進められるようにしていきたいと考えております。

また、民設のところに関しましても、先ほど運営費補助のところのご質問もいただいておりますが、障害者支援課と連携しながら、既存のところ、もしくは民設民営のところの施設につきましても、重度の方の受入れをできるような形の施策を検討してまいりたいと思えます。

○吉田委員 分かりました。一気にこれを本当に倍増するなどということは難しいと思えます。きちんと質も担保していただかなければいけないですし、事業者にどのような考えの事業者を選ぶかなどということもとても大切ですので、拙速に事を運ぶということは求めませんけれども、それにしても、やはりほかの区に行かざるを得ないというような状況は早く解消したいと思えます。私にはやんわりした

お声しか来ないのですけれども、結構厳しいことを言われている障害者の方もいらっしゃいます。何を言われているかという、他区の方から、うちの近くの施設にはいつも品川区の人がいるのだけれども、これはどのようなことだろうか。声が小さいのではないか、障害者としての声が小さいのではないかということも叱られると。私も似たようなことをやんわりと言われております。これを障害者当事者の方に求めることは本当に酷な話で、やはり私は議員として、品川区が他区の人から、品川区の障害者がそのような、何というか、お叱りというか、そのようなことを言われぬような区に、一刻も早くになっていただきたいと思っております。それを求めまして、この質問は終わります。もし何か後で見解があったら伺います。

もう一つが、児童相談所の開設のことについてです。これも今までの一般質問で、これ子どもの権利を基にした児童相談所にしていただきたいということで、残念ながら子どもの権利条例はできなかったのですけれども、その理念はしっかり取り入れるということは確認しております。そのことで、アドボケイトの仕組みづくりをずっと求めてまいりました。児童相談所に入所というのでいいのですか、そのような子どもたちなどについても、その後の身の振り方などを考えるに当たっても、しっかり子どもの意見を聞いてほしい。子どもの意見というものが、自由に言える子どもたちばかりではないので、そのアドボケイトの仕組みというものがとても大事になるということを求めてまいりました。そのアドボケイトの仕組みづくりについての、現時点での状況など教えてください。

○金子一時保護担当課長 アドボケイトの仕組みづくりについてということです。実は昨日、ちょうど第1回のアドボケイトが一時保護所の子どものところに来てくださっています。もともとどの業者の方にアドボケイトをやっていただくかというようなものの調整をこの期間ずっとやってきまして、運営の仕方についても、基本的には各子どものユニットに複数の職員に入っていただき、子どもと一緒に遊びながら、子どもの声を聴きながら、どのような形でこれから、それこそ個別の面接をやるのか、集団の遊びの中で声を聴いていくのか、そのやり方もこれから進めながら、実施していきながら、子どもの声とアドボケイトの方とともに相談をして進めていくという形で行っていきます。今そのような形で進めているところであります。

○吉田委員 今、その仕組みづくりに向けて進めておられるということは確認させていただきましたが、何というか、では区としてはどのような視点でそのようなものをつくろうとしているかなど、区の考えがあったら教えていただきたいと思えます。これまでも再三繰り返してまいりましたので、重々ご承知と思えますけれども、アドボケイトというものは、子どもの言葉を引き出すということが少し間違えると誘導するということにつながってしまうという、その辺の難しさは、私も全然専門性はありませんので、こうなさいという提案はないのですが、その辺の話合いの状況などもあったら教えてください。

○金子一時保護担当課長 子どもの意見表明については、もちろんアドボケイトだけではなくて、例えば子ども会や意見箱など、それからアドボケイトという第三者の方に来ていただくということも含めて、子どもの様々な意見表明ができるツールを用意しております。アドボケイトに関しては、基本的に、それこそ子どもが言葉で表現できるお子さんもいれば、言葉でなかなか表現できないお子さんもいらっしゃいます。言葉で実際に言ったからといって、それは、例えば大人の顔を見て、子ども本人の自らの意向ではなくて、相手の気持ちを察して逆に言ってしまうお子さんもいらっしゃるのです。そこは本当に様々な観点から、子どもの言った表現を、基本的には保護者ではない第三者の立場で聞いていただき、それを子ども育成課の方たちとも協議しながら、子どもの意向が一体どのような、表現している内容が

どうなのか、真意が何であるのかということをも角的な面で検討していくという形で進めていきたいと思っております。

○吉田委員 分かりました。これ、今お答えいただいたことが、では現実にどうやって進めていくかということについても、私たちもしっかり見させていただきたいですし、これからもできる提案はしていきたいと思っております。現時点での協議の状況は確認できましたので、ぜひ今後も子どもの権利、意見表明権、とても大切な権利だと思っておりますので、それをしっかり守る、守るという言い方でいいのか、その視点で進めていっていただけたらと思います。これは要望です。

それでもう一つが、児童相談所といいますと、どうしても全体のイメージとして、少し問題がある家庭などというようにご家庭の子どもたちの案件を扱う場所というようなイメージがあります。いろいろ難しいご家庭もあるので、それが児童相談所のマイナスのイメージにつながって、児童相談所の建設に対して反対などという意見が出てきてしまうのだと思います。ただ、これやはり児童相談所というものは、もちろんそのようなご家庭への支援ということもありますけれども、一方でやはり児童の相談所なのだということをきちんと皆で認識すべきだと思っております、その辺の児童の、だから子どもが相談に行っている場所なのだということの周知が、学校や何かできちんとその辺が伝わっているのか、どのような形で伝えられているのか、その辺について、現時点での進捗を教えてください。

○長谷川児童相談課長 児童相談所が区でできることに伴う変化や効果について、これまでさんざんお伝えをしてきたところであります。ただ、どちらかという、その辺の視点というものが大人向けの部分になっていたかと思っております。今度から、児童相談所を開設いたしましたので、実際に通っているお子様向けに周知を図っていききたい、強化していききたいと考えています。具体的には、お子様一人ひとりに児童相談所の周知のカードを配ろうと思っております。そのカードをお子さんが常に持っていて、何かあったら電話をする、相談すると。また、そのような機関があるのだということをお子さん自身に理解をしてもらう、そのようなフェーズに入っているのかなと考えています。

○吉田委員 そのようなことを考えておられるということを確認してよかったなと思っておりますが、それが今、もう既に開設されているのですけれども、これから配られるということなののでしょうか。その辺のスケジュールを教えてください。

○長谷川児童相談課長 今月中に配布できるように準備しているところです。

○吉田委員 それは学校を通してなど、そのような形になるのでしょうか。それぞれの対象児童のいるところに直接配られる形なのか、その辺についても教えてください。

○長谷川児童相談課長 周知カードの配布方法になりますけれども、各学校に依頼文を送りまして、その依頼文と一緒に保護者宛ての通知文も送ります。その保護者宛ての通知文と通知カードをセットにして、各担任からお子さんに配ってもらうということを考えています。

○吉田委員 分かりました。保護者と当事者、児童と両方ということでは、本当にとっても、それは配慮されたことだと思っております。

それで、ここから先が少し難しくなるのですけれども、ヤングケアラーのときも感じたのですが、小さい子どもたちは何か除かれるのです、そのようなときに。だから理解できないということなのかもしれませんが、やはりその辺は、子どもたちがどう受け止めるかはともかくとして、大人としては、きちんとあなたたちには子どもの権利としてこのようなものがあるのだということを少しずつ、何らかの形で伝えていくべきだと思うのですが、その辺について検討されていることがあったら伺います。

○長谷川児童相談課長 先ほどの通知カードに関連してなのですけれども、当然字が読めないお子さ

んにはちょっと配るのは難しいかなというところで、今回は小学校1年生以上を対象にしたカードを配らせていただくのですが、ただ単にカードを配ってしまうと、お子さんが筆箱やかばんなどに入れて、親御さんがそれを知らなかったときにカードを発見して、あんた私の何か不満なのかということにつながるないように、私どもとしては、カードと親御さん宛ての通知文はセットだなと考えています。今後それ以外の対象児童への周知につきましては、取りあえずこのカードを配ってみてどれぐらいの反応があるか、うちのほうで通告件数を計っておりますので、どれぐらい増えるか等も見ながら、足りていない部分への支援を考えていきたいと、このように考えています。

○吉田委員 いろいろ配慮されていることが確認できてとてもよかったですと思います。やはりこの児童相談所が、もちろんいろいろな問題のあるご家庭というものは子どもの権利が侵害されている状況でもありますので、その方たちへの、何か支援ということはとても大切ですが、やはり子どもの権利を、特に意見表明権など、そのようなことが保障されるための施設だということを、ぜひ、今ちょうど開設して間もない時期ですので、これからもっと小さい子どもたち、そのようなことになると幼稚園の先生や、それから保育園の先生たちにもその辺認識していただけるように、今後も取組を進めていっていただきたいと思います。これは要望で終わります。

○新妻委員長 次に、若林委員。

○若林委員 503ページ、介護保険の地域包括支援センター等では、地域包括支援センターと在宅介護支援センターの在り方を一般質問でも伺いました。ご答弁では、医療・介護の連携、また認知症、介護予防など、専門性の高いサービスがこれからますます求められていくということで、制度の根本に立ち返り、1つは地域包括支援センターの在り方、2つ目に在宅介護支援センターとの役割分担、3つ目に地域包括ケアシステム全体の再構築、こういった、大きく3点を検討したり、検証したりと、このようなお話でございました。

この地域包括ケアシステム制度の根本は、厚生労働省がもうずっと、もう10年も前から言っていますけれども、医療と介護と予防、福祉サービス、こういったものが、生活支援サービスが日常生活圏域、品川ですと13地域ですか、適切に提供できる体制が制度の根本というように、私は認識をしています。これまで地域包括支援センターと在宅介護支援センター、これを品川区方式というのでしょうか、オンラインで結んで、様々な困難事例も含めて、迅速に適切に対応してきたという経緯も承知をしているところでございます。そこでこれから、いわゆる3つの大きな検証や検討というものは、中身の問題についてはまさにここでお聞きするというのではなくて、こういったことをどのような方々とともに、また、例えばどのような会議体で協議を進めていくのか、また、何かスケジュール感等があればお知らせいただきたいと思います。

それから2つ目に、249ページの補聴器購入費助成についてです。昨年の7月からスタートして、今年が実質初めてのスタートとなったわけですが、80台の目標に対して130台の、いわゆる成果、効果があったと。件数があったと。今年度については、80台から一気に10倍の800台を目標に掲げておられます。導入に当たりましては様々議論を重ねさせていただいて、これは何台助成件数ができたということが当然成果ではなくて、生活の質の向上や、また活動、生きがいがづくりに効果が出るということが最終の成果だと思っております。そこで医師、耳の医者です。耳鼻の専門医の方、また販売店、それから補聴器をこの助成制度を使って購入いただいた方、このような3者のつながりが今どのようになっているのか、これをお聞きしたいと思います。

それから3つ目に、247ページの認知症高齢者支援事業で、頭の元気度チェックです。これも昨年

試行されて、今年度から新規に本格実施というところで、全国でも、幾つかの自治体でこの元気度チェックが導入されています。既に様々な効果があるということで、例えば電話等のリモートでもこのチェックができる。また、誰が担当しても、いわゆる専門職でなくても、一般職員の方でも安定した評価が行える。また、チェックした後は予防に対する市民の関心や意欲が高まりやすかったり、医師の先生方からも連携に対して理解や協力が得られやすくなったりと。様々な自治体の担当者からの声も伺っているところでございます。そこで、今後のこの事業、取りあえずまだ初年度ですので、この反応や手応えをお聞きして、その上で、今後受ける方の拡大についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長 私のほうからは、地域包括支援センターの今後の再構築に向けての検討スケジュール等について、お答えさせていただきたいと思います。

現在でも、地域包括支援センターの運営協議会というものが、品川区介護保険制度推進委員会の委員と兼ねた形で実施しております。こちらについては、地域包括支援センターの設置に関するいろいろな事項を委員の方に承認していただいたりなどという会議体となっておりますが、こちらの組織、学識経験者や被保険者代表、事業者代表などで組織させていただいております。現在は、主には介護保険制度推進委員会の色合いが強く、こちらについては介護予防のことについてなど、そういった部分をお諮りするという形になるのですけれども、今後より一層、地域包括支援センターの在り方を検討する場としては、こちらの運営協議会に諮りながら進めてまいりたいと思います。そしてこの運営協議会だけではなく、やはり現在サブセンターとしていろいろと担っていただいている在宅介護支援センターの方たちや、あとは地域包括支援センターとしていろいろと従事している庁内職員など、実際の勤務をしている職員も交えて、どういった整理をしていくことがより今後の地域包括支援センターの機能強化になるのかということも検証しながら、2層構造というか、そういった形で進めていけたらいいなと思っていますところでは。

○樫村高齢者地域支援課長 まず、補聴器助成についてのお尋ねでございます。こちら医師と、それから販売店、利用者のつながりといったところでございますけれども、助成要件としまして、医師の申請書、医師の意見書を必要としております。また販売につきましても、管理医療機器としまして認定された製品を、言語聴覚士または認定補聴器の技能者がいらっしゃる販売店にて調整された補聴器を対象とするところでございますので、そういった形で利用者や医師の方、それから販売業者と連携を取って進めているところでございます。

続きまして、頭の元気度チェックでございます。利用者の反応の手応えというところでございますけれども、9月末現在で3会場で実施をいたしまして、188名の方にご助言をいただいたところでございます。今回50歳以上の方ということで、対象を広く実施したところでございますけれども、65歳以下の受診率につきましては25%ということで、想定よりもすごく多くの方、65歳以下の方にご受診をいただいたというように区として認識をしているところでございます。それを受けまして今後の展開でございますけれども、今の状況を考慮しまして、また医師会の方のご意見等もいただきながら、来年度の展開というものを考えていきたいと考えてございます。

○若林委員 2点目の補聴器のほうは、少し私聞き方がまずかったですかね。いわゆる、もう助成を使って購入された方、その後のお医者様と販売店とご本人の、この関係が続いているのかどうか。そこに区として介入して、いわゆる正しい補聴器の在り方とか、そこから認知症に確かにこれは大事だねとか、フレイルに大事だねと、そのようなところの検証を、事前の議論でも何回かやらせていただいたので、そのような意味でのご答弁をもう1回お聞きしたいと思います。

それから元気度チェックについては、さきの自治体の評価でも、また課長もよくご存じだと思いますけれども、これは電話でもリモートでも、大変に有用なチェックです。いわゆるリアルで会場を設定して、3会場で188人、本当は各3会場で100人なので300人を目標にしていたわけですが、ぜひ来年度に向けて、その辺のところもしっかり見据えて進めていただけたらと思います。これは要望で終わります。

○樫村高齢者地域支援課長 失礼いたしました。補聴器の件でございます。現在助成をした後、区としては、そこに個別に介入していないところではございますけれども、それぞれ個々に応じて、医師の方、それから販売店とつながりを持っているというように認識をしているところでございます。

○若林委員 そこで、そこからの成果をしっかりと、要するに何台売ったということが成果ではないですよねと冒頭で申し上げました。その後の生活の質のQOLの向上のために、品川区は一定の何か介入をとということで、また改めてやります。

○新妻委員長 会議の運営上暫時休憩いたします。

○午後3時01分休憩

○午後3時15分再開

○新妻委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。

西本委員。

○西本委員 257ページのすまいるスクールにお伺いします。

仕出し弁当の件です。目的は何でしょうか。改めてお聞きします。それと今年の夏休み、やりましたよね。もう大体集計できていると思いますので、利用者数、それで利用者の3か所のすまいるスクールに行かれているお子さんに対しての割合、どのぐらいの割合の方が、お子さんが利用されたのか、これ学校の平均でいいです。各学校ごとに必要ないので、その人数と割合を教えてください。それから経費です。この配膳のために、新たに何人か人を雇ったと思うのですけれども、配置したと思いますが、それに対する経費が幾らかかったのかということ、それから、アレルギー対策にはどのような指示を出したのかを確認したいと思います。

○藤村子ども育成課長 何点かすまいるスクールについてご質問いただきました。まず目的というところですが、夏季休業中の仕出し弁当の提供というものは、昼食の選択肢を増やすというところを第1に、保護者の負担軽減というところを考慮して実施しているものでございます。

集計というところですが、今回おおむね37校全校で、平均すると大体10日間行いまして、大体1万食ぐらいのご利用があったと。すまいるスクールの全体の登録数というものが大体1万人ですので、10%ぐらいの児童にご利用いただいたという形なのですが、実際にすまいるスクールを夏休み中にご利用されていたのが大体5,600人というところなので、ここからすると、おおむね20%、来られた方の20%が弁当をご利用いただいていたというような形になっております。

経費についてですけれども、こちらの、まず仕出し弁当の対応補助委託ということで、こちら各校に1人つけさせていただきまして、そちらが576万4,000円、あとは仕出し弁当の配達業務委託というところございまして、こちらが147万8,000円という形になっております。

また、アレルギーにつきましては、すまいるスクール指導員、区の職員ですね。プラス委託の職員のほうに全体でアレルギーの研修というものを行いまして、エピペンについてもこういった形で打つのだ

という形の指導というものも行ったものでございます。

○西本委員 大体20%ぐらいの方ということなのですが、このアレルギー対策なのですが、今のご答弁だと、では1人配膳等々で、配置した方々全員にアレルギーの、エピペンの使い方も含めて指導したということの理解でよろしいでしょうか。確認します。

それと、ある学校での出来事です。これは聞いた話なので、仕出し弁当を注文したと。その中に、その子がどうもアレルギーになっているものが入っていた。それを指導員の方々が、それを食べていいのということで親に確認したら、それを除いてくださいという、そのような指導もしたということです。これは現場を任されている職員にしてみれば、とても怖いことなのです。混ざっていたらどうするのなど。いつも学校は徹底的にやっています。アレルギー対策をやっていて、保健の先生や担任の先生なども必ず把握をしていて、何かあったらすぐ処置をするという動きになっているのです。だから、すごい慎重にやっています。だけれども、すまいるスクールは、子どもたちの動きが大分変わります。教室だったら皆おとなしく座って食べます、給食。だけれども、やはりいろいろなお子さんが一緒に食べるということになりますので、そこでのコンタミネーションというものがとても心配だ。だから、指導員の方々はもうピリピリかなり神経を使っている、対応しているということの状況だと、私はいろいろと調べると、そのような形でおっしゃっていました。そうなってくると、この保護者、利用する保護者の方々の認識はどうだったのだろうか。全員とは言いません。全員とは言いませんけれども、そのメニューも、恐らくメニューもきちんと見て、例えば卵が食べられないのだったら卵を除くとか、今回卵が入っているからやめようなどというように、普通考えると思うのですが、指導員の方にそれを除いて食べさせてくださいなどというようなことが仮にあったとすれば、それはちょっと違うかなと思うのです。そのような指導という、これは保護者のほうの指導です。保護者のほうの。すまいるスクールはかなり慎重にやっているはずなのです。お弁当1つとっても、非常に慎重に運営しているはずなのです。その、かなりちぐはぐ、何というのでしょうか、ずれが出てきてはいないのでしょうかということは非常に気になりますが、いかがでしょうか。

○藤村子ども育成課長 まず、配膳をする方に指導したかということですが、配膳の方というのはあくまで配膳の担当という形なので、こちらの方にアレルギーの指導をしたというわけではなくて、ふだんからすまいるスクールのほうにご勤務いただいている委託の職員の方にアレルギーの研修を受けていただいたということで、先ほど申し上げたところです。

アレルギーが入ったものを除いてくださいなど、そういったお話があったということですが、保護者の方から、アレルギーがこういった形であるのですけれども頼めますかというようなご相談をいただいたようですが、基本的にはすまいるスクールのほうではアレルギーを、今回アレルギー対応していないお弁当ですので、こちらについてはご注文いただけませんというようなご返答を差し上げたということがあったようです。こちらのすまいるスクールにつきましては、アレルギー対応というものは非常に慎重にやっているという形になっております。また、お弁当の時間ですが、すまいるスクールにおきましても、座って児童の皆さんも食べていらっしゃる形になっておりますので、こちらはもとよりなのですけれども、神経はしっかり使ってやっている形になっております。

○西本委員 非常にアレルギー対応や、それからこの現場の職員の方々も、委託かなり入っておりますけれども、かなり運営には気をつけているのです。そのようなことを保護者の方々にはどれくらい知っているのだろうか、非常に私は疑問に思います。やはりそのようなことをきちんとお知らせしなければいけないのではないのでしょうかということが1点です。

それから、食べられない子もたくさんいらっしゃると思うのです。残飯が多いというか。そのようなことで、それは片づけられてしまうのです。当然ながら。だけれどもお弁当だったら、今日食べたお弁当を開けてみて、ああ何も食べていなかったなどというのだったら、それは健康管理になるわけです、親の。と私は思うのです。ですから、この仕出し弁当は、先ほどのご答弁の中で、目的は負担をなくすということを言っているのですけれども、負担という考え方はもうやめてほしいと思うのです。子育て支援イコール負担をなくす、負担をなくすということは、全部やってしまいます、やります。だけれども、子育て支援は親以上のことやってはいけないし、親は親でやることがあるし、サポートするべきところはサポートしていいと思うのです。だけれども、子育てを負担という考え方でやっていってしまったら、全て行政がやらなければならないということになってしまいます。ですから、この考え方、お弁当1つとっても、やはり子育て支援というものはどうあるべきなのかということ、ぜひお言葉いただきたいと思います。

○藤村子ども育成課長 まず、アレルギーに気をつけているという、担当職員のほうが保護者の方にお知らせしているかどうかというところですが、こちらのお弁当の実施に当たっても、アレルギーに大変注意しているので、お弁当のご注文をされる際はご注意くださいということで、口頭でも書面でも保護者の方にお知らせしているところでございます。

また、残飯の確認ができないというところですが、こちら確認できないがというところがありますので、かえって帰って食べられた、食べられなかったというような会話の種にしてもらえるのではないかなと思っております。

また、負担についてですけれども、子育てが負担というところではなくて、少し余裕を持ってこちらの親育ちにつながるという観点もございまして、子育てというものを新たに新時代向けにアップデートしていくという形でもよろしいのかなと思います。

○西本委員 ぜひ子育て支援の在り方という点は、今後十分に考えて施策を立案してほしいと思います。

○新妻委員長 次に、高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 よろしくお願ひします。275ページ、病児保育、時間があつたら237ページ、心身障害者福祉会館についてお伺いをいたします。まず初めに275ページ、病児保育について、現状についてお尋ねをします。

令和6年度第2回定例会で、私は品川区の病児保育について、病児保育の現状、そして今後の施策について質問をさせていただきました。子ども未来部長のご答弁は、病児保育の委託費の見直し、そして保育士確保の支援の検討という、病児保育事業拡大に向けて、大変心強いご答弁をいただきました。そして、令和6年3月にこども家庭庁成育局保育政策課が主催した、全国こども政策主管課長会議の中で、こども未来戦略等、病児保育についてのセッションでは、病児保育に従事する保育士等の基本単価の引上げを行うとともに、事務費、水道光熱費、印刷製本費等の計上を行うことが挙げられています。この事務費の計上について、現在、品川区は区としてどのような対応をされているのでしょうか。よろしくお願ひします。

○中島保育施設運営課長 病児保育施設に関するお尋ねでございます。こちら、今3つの病児保育施設に委託をしているところでございますが、こちら費用につきまして、平成30年に見直して以降、そのまま据置きという形になっております。各病児保育施設とも意見交換をしているところではございますが、委員おっしゃるとおり、課題というものを感じているところでございます。来年度予算に検討す

る上で、その辺のところのご意見等々も含めまして、ただいま検討を進めているところでございます。

○高橋（伸）委員 病児保育事業拡大のためには、現在病児保育を行っている各施設への支援の充実が必要と考えられます。ぜひよろしく願いをいたします。

さらに、施設数の拡大と病児保育施設の地域の偏りについては、地域差解消を見据えた、医療機関併設型病児保育施設の拡大が急務と考えます。今課長おっしゃられたように、前は4か所あって、今1閉室になっております。それも含めて、今後拡大が私は急務だと考えておりますけれども、区のお考えはいかがでしょうか。

○中島保育施設運営課長 病児保育施設につきましては、ここ数年数が減りまして、地域に偏りが出ているところでございます。その解消に向けて、解消がまず最優先と考えて取り組んでいるところでございます。それに向けて、今努力を進めているところでございます。

○高橋（伸）委員 それと医療機関併設型の拡大に向けては、現在区から医療機関についていろいろ働きかけをしていると思うのですが、実際どのように行われているのかと、その働きかけの実際とその取組について、これまでの取組についてのご報告をお願いいたします。

○中島保育施設運営課長 ただいま病児保育施設の拡大に当たりましては、施設の募集を行っているところでございます。具体的には、先月9月25日に募集説明会を行いまして、4施設の医療機関にご参加いただいたところでございます。この周知に当たりましては、品川区医師会・荏原医師会にご協力いただきまして、会員の医療機関に周知をいただいたところでございます。こちら説明会では、区からの病児保育の概要をお伝えするとともに、実際に病児保育を運営していただいている医療機関の先生にもお越しいただきまして、実際的なお話をしていただきまして、参加者に理解を深めていただきまして、今検討のほうをいただいているところでございます。

○高橋（伸）委員 今4施設の申込みがあったということなのですが、この4施設の中で、今後、いろいろこれから検討段階に入ると思うのですが、実際、この先どのぐらいの期間を見据えて決定をなされるのかどうかということを確認をさせていただきます。お分かりになっている範囲で、今現時点のことをお尋ねします。

○中島保育施設運営課長 4施設につきましては、現在小児科や内科をされているところでございますので、そのような基本的な医療という面では問題ないのかなと思っております。ただ、保育士の確保や、施設の様々な条件ございますので、そこは各医療機関の実情等も確認しながら進めてまいりたいと思います。期間については、ちょっとまだ明確には申し上げられないのですが、できるだけ早く、可能な限り早く進めてまいりたいと思っております。

○高橋（伸）委員 この地域の偏りのことなのですが、当然区としてもいろいろ検討されていると思うのですが、やはり偏りがあるので、広域的に品川区内に設置をしていただきたいということは、区のほうも当然お分かりになっていると思います。それを含めて、当然検討されていると思うのですが、具体的にこの辺だよという、何か地域のこの辺を想定しているのだという、何かその辺がお分かりになれる範囲でいいのですが、大体候補地この辺ですよということがもしお分かりになれば教えていただきたいと思っております。

○中島保育施設運営課長 ただいま3施設、今立地、運営しているところが目黒の駅の近くということと、あとは戸越と、あと中延という3地区になっております。つきまして、やはり海側、東側のエリア、できれば大井町がまずは拠点となるのでいいのかなとは思っておりますが、そのようなところを中心に、幅広い形でご利用いただけるような場所について進めていきたいと思っております。

○高橋（伸）委員 　ぜひ、すみません、ご努力敬意を表しますので、ぜひよろしく願いいたします。本当に我が会派からも以前から提案しています、医療的ケア児も預かれるような病院が行う中核的病児保育施設のことがもう当然ありますので、このネットワークの構築をぜひよろしく願いいたします。ありがとうございました。

　続いて、すみません、時間があれなのですけれども、237ページ、心身障害者福祉会館に関連しまして質問をさせていただきます。

　高次脳機能障害と失語症というものがあるのですけれども、当然失語症も高次脳機能障害に含まれるとは思っておりますが、失語症友の会もありますので、失語症に対しての質問をさせていただきます。以前質問をさせていただいた、失語症向け意思疎通支援者というものがあるのですけれども、今現在検討をされているのか否か、この先どのような方向性でいるのかどうか、教えていただきたいと思っております。

○松山障害者支援課長 　失語症向け意思疎通派遣事業についてでございます。障害者団体のご要望を受けまして、障害者支援課、そして心身障害者福祉会館の指定管理者が、団体の方、それから支援者であるST、言語聴覚士の方からもご意見を伺っております。それとともに、先行区の状況を調査しているところでございます。今後に向けて、具体的にその先行区の状況を調査しまして、検討してまいりたいと思っております。

○高橋（伸）委員 　ぜひ検討よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○新妻委員長 　次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 　よろしく申し上げます。241ページの障害者支援事業費、255ページ、児童センター運営費、そして269ページ、特別支援保育、275ページ以降の特別支援巡回相談についてです。

　まず、就学前の特別支援の保育についてお尋ねします。幼稚園、保育園などの巡回相談、訪問です。巡回相談といたり、巡回訪問といたりしますが、公立から私立まで、在園している全てのお子さんたちの発達支援を小学校につなげるという取組が、これは目立たないのですけれども、品川区の行っていることは全国的にすばらしい取組だと思います。それで3年計画で、私立保育園のほうの訪問も始まり、今年度で最終年度を迎えたと。区全体で見ると、公立の幼稚園・保育園、私立の幼稚園・保育園、そのほかも行っているのですが、対象にした制度が総合的に完成したと思っております。そこで、決算書も予算書もそうなのですが、特別支援保育という項目と特別支援巡回相談という表現が2つあるのですけれども、その表現の違いがどのような形であるのかお尋ねします。

○中島保育施設運営課長 　特別支援保育に関するお尋ねでございます。こちらにつきましては、特別支援保育といいます、医療的ケア児で看護師を派遣している費用と、あとまた、今委員おっしゃられましたとおり、巡回相談、育児相談、また審査会など、それぞれ所要の経費のほうを特別支援保育というところで計上しているところでございます。

○高橋（し）委員 　特別支援保育というものは巡回相談だけでなく、今お話にあったような事業も行っていると認識しました。その巡回相談についてお尋ねするのですが、巡回している臨床発達心理士、学校心理士たちと区の契約はどのような形になっているのでしょうか。報償費をお支払いしています。1時間で1万2,000円と伺っています。

○中島保育施設運営課長 　今委員おっしゃるとおり、報償費でお支払いをしているところでございます。

○高橋（し）委員 　どのような契約の形態を、この心理士たちと行っているのでしょうか。委嘱とか、

委任とか、いろいろあると思うのですが。

○中島保育施設運営課長　すみません。契約の形態はちょっとすみません、恐らく委嘱ではないかと思いますが、すみません。少し曖昧でございます。

○高橋（し）委員　恐らくということですが、例えば委嘱だとすると、委嘱状をお渡ししているのか、あるいは口頭で契約をしているのか、それとも文書で心理士たちと契約をしているのか、ということはどうのような位置づけで契約をされているのかということをお尋ねしたのですけれども。

○新妻委員長　ご答弁、後でまた確認をしていただけますか。

○高橋（し）委員　ということは、どうなのでしょう。文書がない、仮に文書がなかったとすると、何かトラブルがあったときに、その心理士たちと、あるいは保護者と、園と、そのような関係でどのような解決をするかということにつながると思うので、それはちょっと、どのような契約かということとはまた後でお願いします。

それで次に、この事業の基本的な事項、例えばどこを回るだとか、どのようなことをするだとか、そのような目的や細々としたことを定めているものがあるのでしょうか。例えば実施要綱などです。例規集を拝見したのですが、私ちょっと見つけられなかったのです。

○中島保育施設運営課長　こちら巡回相談等に関する内容でございますが、特別支援保育の手引きというものを保育施設運営課で作成しております、そこに目的等、体制等は書いているところでございます。定めているところでございます。

○高橋（し）委員　ということは、手引であるということでは、要綱がないということになると思います。そうすると、この事業に関する意思決定、つまり心理士たちをお願いすることは、その手引ではお願いできないわけですね。要綱で定めて、それでそういった心理士たちをお願いするわけです。そうすると、要綱がないとすると、1件1件、1件決定というのですか、毎年毎年どのように、この事業をお願いしますというようにして決定しているのでしょうか。

○中島保育施設運営課長　毎年度決定、1件決定という形でしていると思います。

○高橋（し）委員　すみません、何決定と。すみません、私ちょっと聞こえなかったので申し訳ないです。もう1回お願いします。

○中島保育施設運営課長　失礼しました。予算に基づきまして、子どもの状況に応じまして、対応しているところでございます。

○高橋（し）委員　要綱のお話をしているので、それですばらしい制度で、私はもうここまで整備されたことは大変すばらしいと思っているのです。制度として事業をきちんとしたものにするには、根拠として意思決定のよりどころになる要綱で、文書としてきちんと決めておく必要があると思うのです。それで指導のラインを決めておかなければいけないと。区の代わりに、こういった心理士の方に行っているわけですね。それをつくる必要があると思うのですが、いかがでしょうか。それは区の姿勢を要綱によって示すことになると思うのです。よろしくをお願いします。

○中島保育施設運営課長　こちらの巡回相談、特別支援保育につきましては、ノウハウも長らくやっております積み上がってきておりますので、要綱の作成については検討してまいりたいと思っております。

○高橋（し）委員　検討するということで、ぜひお願いします。そして、それを心理士たちに示す必要があると思うのです。区としては、このような目的でこのようなことがあってと。今現状もうやっただいて、もう進んでいることはいいのです、すばらしいから。ところが、心理士たちに区としての

大きな姿勢、この事業の目的と、このようなことというものを示す必要があるのです。その意味でも要綱は、検討と言われましたけれども、必ず決めていただいて、そして心理士たちに示して、さらにこの事業を進めていっていただきたいと思います。ちょっと素人の考えだと、要綱がないと、何でしょうか、突然こういった事業が打ち切られる可能性もあるのではないかと心配してしまうのですけれども、それは杞憂なのでしょうか。

○中島保育施設運営課長 この事業自体はとても必要性の高いものでございますので、継続的にやっていきたいと思っているところでございます。ちょっとその形というか、事業継続性を示すようなものにつきましては、今後検討してまいりたいと思っております。

○高橋（し）委員 いいと思っていらっしゃるので大変ありがたいのですが、続けていきたいと思っているという確実なものとして、私は要綱が必要だと思っています。ただ今、将来的にも続けていっていただけるというようなお話なので、そこは安心したのですが、ただ、何といいますか、確証がというところがあります。

それで、ちょっと中身、あと時間がないからあれなのですが、先ほど少し事業の違いがあったのですが、けれども、児童を区が保育委任している、特に私立の保育園のほう、そちらに関しては、保育の特性を考えると、区立の保育園並みの特別支援保育、つまり巡回相談だけでなく、今少し説明していただきましたよね。幾つかそのほかの事業も行っていきたいと思っております。例えば相談会や、先ほど幾つかあった研修会など、そのようなものも、私立の保育園と区のほうが保育委任しているわけですから、拡大してもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐藤保育事業担当課長 私立保育園における特別支援児の対応でございますが、現在におきましても、特別な支援が必要なお子様の加配に関して、人件費の補助などをしておりまして、充実した保育内容とする必要があると考えてございます。また本年度、児童福祉法の改正によりまして、保育園に地域の相談機関という新たな役割が課せられましたので、それを受けて、地域に対して私立保育園が相談事業などを行った際に補助などを実施しております。特別支援児に対する相談等におきましても、充実した事業実施をしようとしております。

○高橋（し）委員 私立のほうも公立のように充実したものにしていこうというお話ですから、お願いしたいと思います。そして、学校心理士の訪問も数を拡大してきていただいたわけです。ですから、さらにそれを、臨床心理士は105行っているのですが、学校心理士のほうは90なので、臨床心理士のほうに合わせてください。

○新妻委員長 次に、松本委員。

○松本委員 私からは、287ページ、生活保護経費について伺います。

まず今回の決算で、生活保護システム改修等経費として、約1,452万円と少し多めの金額が計上されているかと思っております。システム改修の中身についてお願いいたします。

○豊嶋生活福祉課長 システム改修費の中身でございますが、主に2つございます。1つはオンライン資格確認と申しまして、マイナ保険証絡みのシステム改修、これが1つ、660万円ほど、そしてもう一つ大きかったものが、昨年度、5年に一度の生活保護の基準改定がございまして、その基準改定に伴うシステム改修、こちらが462万円です計上されてございます。

○松本委員 システム改修の中身、よく分かりました。ありがとうございます。

この生活保護をどう仕組みとしてやっていくかということは難しいかなというようなことを日々思うのですが、先日も、初日生活保護との関係で、63条返還のお話をさせていただきました。これ

はまた特殊ですけれども、生活保護受給者について年金や遺産の存在が判明した場合に、不正受給ではなくて、そのように遺産などが発覚した場合に、支給されていた保護費等の返還を求めるものとなっております。これ自体は、保護の補足性という生活保護法の趣旨からすれば、当然な返還を求めていくものだと思いますけれども、ただ不正受給の場合と異なって、やはりこの生活保護受給者の方たち、いろいろな方がいらっしゃいますので、配慮すべき点ということもあるのだと思います。そういった観点から、初日は63条返還金と税金の関係を取り上げました。

例えばというところで、何らかの事情で厚生年金の受給を受けないまま70歳になったと。5年間たっているわけです。70歳になって生活保護も受けていたという事例。この場合、行政としては、この65歳からの5年分の年金の一括の受給を受給者の方に求めて、その支給された年金に対して6条返還を求めていくということになるかと思います。これで場合によっては、年金額が生活保護のお金と同じぐらいということで、場合によっては、支給された年金が返還したらゼロになるというような場合もあると思います。一方で、そうすると5年分の所得税の延滞税や3年分の住民税が請求されるのではないかとこのところが初日の話でさせていただいて、そうすると、年金があるからということで生活保護は廃止されたものの、税金で困窮するという事態が生じるのではないかと、それで自立更生が図られなくなるのではないかとこのことを、初日にそこまでの導入ということで伺いました。それで63条返還金の対象となるものは、原則として資力を限度として支給した保護金品の全額とされています。ただ、一方で生活保護の目的が被保護者の自立更生にあることから、全額を返還対象とすることによって、当該保護世帯の自立を著しく阻害する場合には、一定のものにつき対象額から控除が可能とされています。

昭和36年4月1日、当時の厚生省の通達で、生活保護法による保護の実施要領について、第8の3、(2)、ア、(イ)で、収入認定から控除可能な必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等が挙げられています。住民税や延滞税も収入認定から除外、控除できるのではないかと、あるいは自立更生費として向上できるのではないかとまずは思うところなのですが、そのような解釈が可能なのか、あるいは、そもそもこのようなことをあまり考える必要もなく、私のこうした懸念というものは杞憂で、実はそこは大丈夫というような話があり得るのか、そここのところをお願いいたします。

○豊嶋生活福祉課長 今のお話で当てはめると、住民税につきましては、控除ということが1つ言えるかとは思いますが。ただ、税金になりますので、所管外というところもございまして、一つひとつ、その辺りは申請に基づいて、最終的には所管が判断するものとは考えてございしますが、今のお話であれば、基本的には控除という考えで間違いはないのではないかと考えております。

○松本委員 恐らく杞憂ではなかろうかというところで、すごく安心したといえますか、今回の質問というものは、私、弁護士のほうの相談を受けながらいろいろと考えて、所管ともお話を聞かせていただきながらやらせていただいたのですけれども、恥ずかしながらも、これは完全に私の勉強不足というところがすごくあったように思います。相談を受けて、いろいろと行政と話をしたり、法律を調べたりする中で、今の回答に私たどり着けなかったもので、そこは恥ずべきというか、情けないなと思いながら、今日質疑の場に臨んでおります。このような回答をしていただいて、お調べいただいて厚く御礼申し上げます。

その上で、こうした年金の遡及受給が可能であったという場合に、あっ、どうしよう、5年分年金振り込まれたけれども、これ所得税や住民税どうしたらいいのだろうというようなご相談、数は少ないのかもしれませんが、やはりあり得るのだと思います。そのときに、やはり生活保護のケースワーカーの方、担当の方たちというものが、税金は分からないということでなかなか答えられなくて、それは分か

りませんということになってしまうと、それが1つまた、もめてしまう1つのトラブルの原因になり得るのかなとも思うのです。ですから、ここの点について、なかなか本当にご多忙な部署なので大変だとは思いますが、できればこういった年金の遡及受給のときにどのようになるのかというところを課の中で共有していただいて、丁寧に説明していただけないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○豊嶋生活福祉課長 今委員ご指摘の内容につきましては、課の中で再度共有させていただくとともに、そもそも年金が遡及にならないように、65歳の時点で、こちらのほうは各受給者の方にご案内をしているところがございます。そのご案内の基になるものが、保護開始時に29条調査と申しまして、年金事務所等々に、その方に年金の受給権があるかどうかということを事前に確認しておりまして、その方が実際に65歳になったときに生活保護を受給しているようであれば、各ケースワーカーからその受給者の方に対してご案内をするというシステムが、現在生活福祉課の中でできておりますので、今の委員のご指摘のとおり、課の中で周知するとともに、その辺りはシステムを徹底してまいりたいと考えてございます。

○松本委員 今のところなのです。私も受給者側の代理をするということで、受給者の方のお話をいろいろといただいて、それに基づいて行政の方ともお話をすることになるのですけれども、そうすると、いろいろなご相談受けますが、やはり依頼者の方、受給者の方も、全部正しく認識しているかといったらそうではなくて、実はもう繰り返しケースワーカーの方から、もう65歳なので年金をもらってくださいというような話がありながら、実はそれをスルーしてしまったというか、逃してしまったというようなこともあるのだと思います。

そういったことが、今回私もやらせていただきながらすごく勉強になったところで、その上で、これはもう所管というよりも、区長と副区長が大きいのかなと思うのですけれども、私も今回この生活保護の関係の部署回らせていただいて、やはりすごく大変なのです。先ほど他の委員からも、ケースワーカーの増員というお話ありましたけれども、ありましたね、やなぎさわさんですね。ありました。あったのですけれども、私もやはり今回回らせていただく中で、どなり声が聞こえたり、よく報道はされますが、品川区の場合でもやはり警察を呼ぶというような場合もあるのではないかと思います。これはやはり見ないとなかなか分からないところかなと思っております。ですから、ぜひ、本当にご公務多忙だとは思いますが、ちょっと時間を取って、生活保護課、窓口のほうで見ていただくということも1ついいのではないかなと思います。その上で、本当にケースワーカーの人材、今足りていないというところは先ほどのやなぎさわ委員のご指摘のとおりで、これを維新の私が言うということは、さんざんこれまで公務員削減などと言っていた私が言うのはすごく恥ずかしいのですけれども、今党もぼろぼろの状態でございますので、このような指摘もさせていただいていいのではないかなと思っております。その上で、人員の増員もそうですし、あとやはり、今回この1か月ぐらいの各委員会でも、カスタマーハラスメントの話もあったかと思っております。これ本当にメンタル面で職員の方たちが物すごく傷を負うということは、ちょっと私が見ただけでもこれは本当に大変だろうなと思っておりますので、ぜひ人材を増やすということもそうですし、相談体制含めて、いろいろとフォローをしていただけないかなと、最後はご要望で終わらせていただきます。どうかよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○新妻委員長 次に、藤原正則委員。

○藤原委員 252ページの児童福祉費で、まず大きく伺います。子ども未来部長、前職企画課長で、人口動態については物すごく詳しくあったと思うのですが、それを含めて、子どもの未来でどのような施

策をして、どのようにしていきたいかということ、まず初めにお伺いします。

○佐藤子ども未来部長 企画の経験を踏まえた、子ども施策の推進の質問だと思います。企画では人口動向や公有地活用等に加えまして、横断的な調整に取り組みました。これらのノウハウは、現在策定しておりますこども計画の検討の中で、保育の需要・供給や、老朽化施設の改築計画等に活かしてまいりたいと考えております。

また、子ども未来部の課題、大きく増えておりまして、子育て負担の軽減や児童相談体制の充実、さらにヤングケアラーやひきこもりの支援など、制度や分野のはざまに生じている課題も多々ありますので、子ども未来部の管理職、私も含め全員研さんを重ねまして、本日の答弁の反省も含めて、しっかり事業を進めてまいりたいと思います。

○藤原委員 部長、安心しました。しっかり押さえていますね。企画からその部に行ったと。ぜひ経験を活かして、よろしくをお願いします。

大きいところから小さいところに行ってしまうのですけれども、実は子ども施策連携担当課長、いらっしゃるんですよね。今初めてその席、初めてではない、座られて、先ほどまで席がなかったようなので。それで、第3庁舎も部長中心に子どもの席があるのに、担当課長の席はないですね。「何でないの」と言ったら、「あちらのリボンのところに行っています」と言われたのですけれども、課長、せっかくこの場に出てきてくださったのだから、自分はこの課の担当課長としてこのようにやっていきたいのだという思い、その辺をぜひ言っていただけますか。

○柴田子ども施策連携担当課長 今年度新たに課長職になりまして、子ども施策連携担当課長を務めさせていただいております。それで、今委員からお話いただいた、どういった形で仕事をしていきたいか、そういったところについてお答えさせていただきます。

まず、委員もご案内のとおり、国においてはこども家庭庁ができて、その後こども基本法、それからこども大綱と、立て続けに子ども施策を後押しするような体制というものが、今国の主流となっております。それで、子ども未来部といたしましては、そこで追い風を受けて、子ども、それから子育て世帯、そういったところのウェルビーイングにつながる施策というものを進めていくべきと考えております。

それで具体的には、子ども未来部各課において様々な事業をこれまで展開しておりますけれども、いわゆる縦割りになっている部分が少なからずあろうかと思っております。これを横串を入れることによって、これまで積み上げてきたものがより大きくスケールアップして、また、時には効率的な事業運営というところにもつながろうかと思っておりますので、私はまだ駆け出しではありますが、部内の各課の施策をしっかりと見据え、また、子ども計画の担当もさせていただいておりますので、そういった観点からも、幅広く子ども施策というものを見て、進める一助となりたいと考えておるところでございます。

○藤原委員 それだけ答弁できるのだったらしっかり押さえていると思うので、私も安心して見ていきます、これからは。

そして次が、福祉部のほうに行きますが、235ページ、福祉タクシー、介護タクシーなので、けれども、操車料、予約料、あと基本介助料、これ3点セット、ぜひ来年度の予算でしっかりつけていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

次に227ページ、民生委員なので、けれども、民生委員、本当にお世話になっています。今3年ごとの調査に入ったと思うのですけれども、その辺の具体的な状況、そしてどのような形で、今区として民生委員に対して考えているか、その辺についてお伺いします。

245ページ、荏原特別養護老人ホームなのですけれども、これ所管といいますか、総合的に所管するのはどこでしょうか。

それと249ページ、介護予防なのですけれども、介護予防しているところの課で、やはり介護予防、今どのような成果を上げたか教えてください。

あと251ページの高齢者住宅なのですけれども、3階の窓口、本当に評価高いです。区民の方に。私の耳にも入ってくるのですが、ただ、あまりにも人気があるといいますか、よくやってくれていて、あの係の人数で大丈夫なのでしょうか。その辺についてお伺いします。

それと287ページ、生活保護、ケースワーカー、本当に大変だと思います、対面で。その辺について、現状と課題を教えてください。

あと229ページ、障害者福祉施設なのですけれども、施設をつくるというよりも、施設をやっていた業者、事業者の方をどう選定していくかということ、これ大切だと思います。事業者がいなかったら、これ大変なことになってしまうし、その辺のノウハウをどのように課として持っているか教えてください。

○松山障害者支援課長 私からは、介護タクシーの予約料、迎車料、基本介助料、3点セットについてお答えします。

車椅子やストレッチャーを利用される方にとっては、予約料等、この3点セットは必須な、欠くことができない必要なもので、必ず発生してしまいます。利用料金が高額になるという、ご負担が大きいというお声はいただいておりますので、今後しっかり検討していきたいと考えております。

○東野福祉計画課長 私からは民生委員についてお答えしたいと思います。

まず今年度、3年ごとに進めているというところでは、高齢者の実態調査というものが、今年度進めてきている事業でございます。こちらについては、75歳以上の独り暮らし高齢者、または高齢者だけの世帯についての調査を行いまして、民生委員の基礎的なデータとしていく、それから見守りの情報のデータとしていくものでございます。現在入力作業等も終わりました、一定程度の数字が上がってきているところでございますが、見守り希望する方、現在、令和5年度から比べますと、1.6倍程度というところで増えているような状況でございます。

それから民生委員につきましては、いろいろ課題持っております。成り手不足という部分につきましては、3定の答弁でも述べましたとおり、区としては、民生委員の負担軽減にこれからも努めてまいりたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長 私のほうからは、荏原特別養護老人ホームについてのご質問にお答えさせていただきます。

こちら荏原特別養護老人ホームは荏原複合施設となっております、オアシス・ポップンルームや荏原保健センターとの複合施設となっております。そして高齢者福祉課の特別養護老人ホームや在宅サービスセンターが入っているのですが、こちらの大家につきましては、荏原保健センターのほうに所管ということでしていただいております。現在建物のほうが25年たって、大規模改修工事を実施しておりますが、荏原保健センターのほうが借移転先にその部分が移転して、そこに仮のベッドなどを置きまして、居ながら工事という形で改修のほうは進めさせていただいております。

○榎村高齢者地域支援課長 介護予防の成果についての、まずお答えでございます。まず令和5年度利用者数につきましては、令和4年度と比較しまして、基本的には増加で推移しているところでございまして、8つのコースを展開しているところでございますけれども、一部のコースでは抽せんになって

いる人気のコースもございます。そういったところで多くの方にご利用いただいております。また、その後につきましては、通いの場の活動ですとか、ボランティアですとか、地域活動に移っていただいている方も一部いらっしゃるということで、こういったところが成果かなと思っているところがございます。

次に、高齢者住宅担当の窓口状況についてでございます。お褒めいただきましてありがとうございます。まず、職員の体制でございますけれども、現在常勤職員2名、それから会計の職員2名、合計4名の体制で行っているところでございます。現状としましては、平均で1日当たり6件ほどの問合せを受けて、それを4人で対応しているような状況でございます。今後もやはり高齢化が進展しまして、独り暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増加していくものというように見込んでおりますため、引き続き、この高齢者住宅のニーズは高いものと考えてございます。そのため、当然職員の業務量というものも増加していくものというように見込んでおりますため、適切な区民サービスが行き渡るよう、また、職員の負担が過度にかからないように、適切な組織体制というものを整備していきたいと考えてございます。

○豊嶋生活福祉課長 生活保護、ケースワーカーの現状と課題というところでお答えさせていただきます。

現状は、先ほど何人かの先生からお話もいただいておりますが、今1人当たり80人を若干切るぐらいで、何とか受給者をケースワーカーが対応することができておりますが、中には再任用であったり、会計年度任用職員がいたりすることで、なかなか週5日勤務できない方も中には含まれている数字でございます。そういった意味では、若干負担が偏っている部分もございますことと、あと課題といいますが、これは昔からも変わりありませんが、最近少し増えているかなという傾向があるものが、先ほどどなるというお話もありましたとおり、窓口が多少荒れる回数がちょっと増えてきているような感じが、これ肌感覚としてございます。確かに警察を呼ぶ回数もあります。月に1回などはやはりあります。そうすると、ケースワーカーからすると、メンタル面の部分がやはりかなり心配になります。課としても、抱え込まないようにということで組織的に対応している部分はございますが、その辺り、大事な職員、人材でございますので、受給者の方に対しては丁寧に適切に対応しながらも、うまいこと職員をサポートしていく、そのような流れで、今生活福祉課、動いているところでございます。

○佐藤障害者施策推進課長 私からは障害者施設の事業者の運営についてお答えいたします。

委員もおっしゃっていただいたとおり、運営する事業者、質というものは非常に大事なところになってくるかと思えます。指定管理で運営している施設は、規定に基づいて選定等行っております。また、今後グループホームで予定しております、土地を貸し付けて事業者運営してもらう案件につきましても、公募型のプロポーザルで事業者を募りまして選定した次第で、現在区と調整しているところではございますが、その部分につきましても適切な運営をしていただく、プロポーザルの際にも提案があった内容をきちんと運営してもらえよう形調整をしているところでございます。何しろ、やはりこちらの課としましては、施設の計画、定員を増やすというようなところも重点的に行っていますが、一方で、利用者の方に入ってよかった、利用してよかったと言ってもらえよう施設、きちんと担保してまいりたいと思っておりますので、午前中もサービスの質の担保というところでご質問いただきましたけれども、区としまして事業者と密に連携を取って、繰り返しになりますが、利用者満足が得られるような施設を運営していきたいと考えております。

○藤原委員 特別養護老人ホームなのですが、荏原保健センター長が所管ということで、課長、

前社会福祉協議会にいらっしゃったわけですから、いろいろな全体を見られるので、ぜひその辺安定した運営をしていていただきたいと思います。

そして次、しながわふれあいメッセージ集、今日読むことはやめようと思っています。今ちょうど赤から青と来たから、今度黄色だと思うのです。今ちょうどいろいろなことをやっているときだと思いますので、今日は我慢して、次の予算委員会で、また新しいものをやろうと思うのですが、今どのような状況で、これ進んでいますか。

○菅野高齢者福祉課長 しながわふれあいメッセージに関するご質問についてお答えさせていただきます。

介護サービスの利用者とその家族から介護職員への感謝のメッセージを募集し、優秀作品を表彰するもので、今委員のおっしゃいました赤が令和4年度、そして青が令和5年度ということで、メッセージの作品集の色となっております。こちら2か年度にわたって、この事業を実施してまいりました。介護職の魅力発信事業ということでさせていただいたのですが、今年度に関しましては、こちらのふれあいメッセージではなく、違う形ということで、有償ボランティアと介護事業所のマッチングということで、スケッター事業という、ちょっと別の仕掛けの事業を魅力発信事業としてさせていただいておりますので、こちらの事業もどうぞよろしくお願いたします。

○藤原委員 それでは読まない駄目ではないですか。これが私の、ここで質問する一番の心なのです。「毎日決まった時間に訪問してくれるヘルパーさん、カチャッとドアが開くとほっとします。雨の日も暑い日も寒い日も、本当にありがとう。台風も大雪の日も命がけですよね。それでも来てくれるのは、私がヘルパーさんの手を借りないと生きていけないことが分かっているから。本当に数少ないありがたい理解者です」。本当にこれが気持ちです。私だけではないです。私だけではない。森澤区長、予算のときに答弁してくれています。「ふれあいメッセージの表彰式で、私、表彰を実際にさせていただいたのですが、本当にそれぞれの事業者と、あと、それを出してくださった利用者が、それぞれお言葉をそこで述べられたのですけれども、私は感極まって、表彰状を渡すときに少し涙ながらお渡しするような形になりました。本当に事業者が日々頑張ってくださっていて、それが利用者の力になっていることを実感した次第でございます」と。なぜこのようなすばらしいことをやめてしまうのですか。そして、今日訪問介護の話しました。上げるなら分かりますよね、訪問介護のお給料。でも下げてしまうのです、この国は。だったら品川区がそれはいけない、違うでしょと発信していくべきだと私は思います。

そして、今回の居住者の4億4,600万円もほかの自治体から来ているでしょう。どのようにやったのですかなど、来ていますよね。そのときに、お金出すだけではないのですよと。このようなふれあいメッセージと一緒に読んでいただく、これが心だと思うのです。

もう少し話させてください。分からないのです、人生とは。分からないのです。例えば、去年の血液検査で全て基準値であっても、今年の血液検査では物すごい高い数字が出てしまう。本当に人生というものとは分からない。でもそのときに、高齢福祉など、福祉部が一団結して、もし何かあったとき守りますよと、そのような姿勢で私はいていただきたいと思うのです。だからこのように訴えさせていただくのです。黄色がないと言われて本当に寂しい。だけれども、これはばいずれ復活させてください。そして森澤区長、表彰式にはぜひ行っていただきたい。そのような思いで今日質問させていただいたので、最後に森澤区長、一言いただければ幸いです。

○森澤区長 介護の質問にお答えします。

本当に介護の現場は皆さん頑張っていて、この間いろいろな質問がありました。生活保護

のケースワーカーもいろいろ、福祉の現場というものは本当に非常に大変だと思いますので、そういった現場の皆さんがしっかりと力を発揮して、区民の皆さんの幸せのためにしっかりと支えられるような環境整備を引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○新妻委員長 次に、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員 私からは、230ページの障害者支援費から、区役所の手話通訳者の配置について、障害者相談員への相談について伺いたいと思います。

区では、令和3年の7月15日に手話言語条例を制定し、手話は言語であると条例にも明記し、差別解消や理解促進へ様々な対応されているところだと思います。そうした対応の1つとして区役所に手話通訳者の配置、これについてですけれども、これまでは月曜日と水曜日の午後1時から午後4時と、金曜日の9時から12時の週3日、半日の運営でしたが、今年度から、月曜日から金曜日まで週5日、半日ですけれども、拡充されました。本当によかったと思っているのですが、拡充した理由と、何人体制でやられているのか伺いたいと思います。

○松山障害者支援課長 手話通訳者の配置についてでございます。拡充した理由についてですが、まずは障害当事者からご要望いただいたこと、それに基づきまして、こちらの手話通訳者の方は、心身障害者福祉会館の手話通訳の派遣を行っておりますので、そちらから派遣をいただいております。ほかのその他の、区役所だけではない、区役所以外の派遣も行っておりますので、どれぐらいのめどが派遣できるかということで調整がついたものが今年度だったということでございます。

体制につきましては、手話通訳者の方の中で、それぞれご都合等もありますので、可能な方を配置していただいている現状でございます。

○石田（ち）委員 品川区聴覚障害者協会の方々からも毎年のように寄せられていた要望でしたので、拡充されたことはよかったなと思っております。しかし、社会生活に障壁を感じることなく生活を送れるようにというところでの合理的配慮の観点からも、やはり5時まで、半日ではなく、庁舎が開いている間まで配置すべきだと思うのですけれども、今回月曜から金曜まで要望があったからという理由でしたが、こうした合理的配慮という観点からも、5時までという検討はされたのでしょうか、伺います。また、課題等がもしあるなら伺いたいと思います。

○松山障害者支援課長 手話通訳者の配置時間の検討でございます。こちらにつきましても、心身障害者福祉会館の指定管理者を通じまして、手話通訳者の登録の会の方々のご相談させていただきながら、現実的にはどれぐらいの時間配置できるのか、あるいは、これだけ手話言語条例が普及しまして、デフリンピック等も踏まえまして、派遣件数はかなり増えております。そういった意味で、区役所以外の派遣件数も担保できるのかというようなことも踏まえながら、今回調整したというところでございます。

○石田（ち）委員 本当に様々な忙しくなる中では、拡充というところで大変だったと思うのですけれども、手話通訳者、この登録者がさらに増えると、もう少し違ってくるのかなと思うのですが、昨年手話通訳者の登録者数が28人だったと思うのですけれども、現在はどれぐらいになっているのか伺います。

○松山障害者支援課長 手話通訳者の登録者人数についてでございます。現在も28人でございます。

○石田（ち）委員 昨年は、一昨年と比べて3人増えて28人になりましたという答弁もあったので、今年はどれくらいかなと思ったのですけれども、でも手話通訳者登録者になることは大変難しいということも、前回の質問でお答えいただいております。そしてさらに、この通訳だけでは生活が成り立たないという声もあります。そして昨年も、全国統一試験にしてほしいという声も紹介して、処遇改善も

含めて求めました。全国統一試験は、時期等の課題があって、検討を進めるという答弁でしたけれども、その検討はどうだったのか伺いたいということと、あと、結構ほかの区では、遠隔通訳というものもやられているということがホームページを見ても出るのでありますが、区としても、たしか遠隔通訳はやられていると思うのです。何か23区で初で試験実施しますというようなものが、平成30年でしたか、それぐらいに出されていたと思うのですけれども、その遠隔通訳についてはあまり耳にしないのですが、その状況はどうなっているのか伺いたいと思います。

○松山障害者支援課長 全国統一の手話通訳の試験については、実施予定、今年度からもう実施予定でございます。それに向けて、準備を今進めています。

次に、遠隔手話通訳についてでございますが、こちらを実施に向けて検討していたのは、コロナのときに、手話通訳者の方々がなかなか医療機関に出向かうということが不安がかなり強いということで、遠隔ではできないだろうかということで、会館のほうにパソコンを単独で設置しまして、そちら行える状態にはなっています。

この遠隔通訳もそうなのですが、いわゆる区役所への配置、それから区役所以外への派遣、それから、遠隔通訳者への配置ということで、やはり、いずれも手話通訳者を増やすという課題がございまして、区としましては、手話通訳者が増やせるよう支援してまいります。

○石田（ち）委員 もうそうなのです。やはり手話通訳者にかかっているというか、手話が言語であるということを理解し広げていく、そして使っていく、使いやすくしていくということは、本当に通訳者が、登録者が増えるということが何よりなのかなと今は思うところです。しかし、一気に進むものではない、簡単なことではないとも思っております。当事者からは、区役所への手話通訳はじめ、病院や警察、消防、介護施設などにも手話の普及をと求めています。聞こえる人には当たり前ですけれども、緊急時も含めて、聞こえに障害のある方は不自由で障壁だらけなのです。それは分かっていると思うのですけれども。ですから、手話だけでなく文字で伝えることも必要で、駅などでも、緊急時にインターホンを押すようにと書いてあるけれども、押した後通話ができない、会話ができない。そのようなものも何とかしてほしいと、こういった本当に様々な声が出ております。早急な、さらなる対応が必要だと思っておりますけれども、この合理的配慮をと、研修等もされながら手話通訳者も増やすというところ、姿勢は持っていただいているのですが、やはり国や都のさらなる積極的な支援も必要なのではないかなと思っておりますけれども、区はその辺どのようにお考えでしょうか。

○松山障害者支援課長 手話通訳の人の確保についてでございますが、手話通訳、例えば品川区で手話通訳が手配できなく足りなくなった場合、東京都の派遣センターのほうに応援を今求めておりまして、東京都の派遣センターのほうから来ていただいている状況にございますので、恐らく国や都も、人材確保というものはそれぞれ努めているところだと認識をしております。

○石田（ち）委員 やはり全体で進めなければいけないのだなということは思うのですけれども、手話言語法をこの当事者の皆さん求めています。やはり法律になることで、手話言語が使いやすい社会を目指すために必要なのだということで、国連のほうからも勧告で、日本にはそのような手話言語の法律が必要だというように求められております。国会でも、今年の6月には、共産党を含む野党共同で、手話言語法案と情報コミュニケーション法案が共同提出されています。引き続き、手話言語通訳者の配置、最低限の合理的配慮として、庁舎が開いている時間の配置を強く求めたいと思います。

○新妻委員長 次に、大倉委員。

○大倉委員 お願いします。ページ273ページ、保幼小ジョイント事業、ページ233ページ、障

害者介護給付事務の同行援護について伺います。

ジョイント事業ですが、保幼小交流事業ということで平成19年からスタートしてきて、今は保幼小ジョイント事業ということでまた進められている、前回は質問させていただいたのですが、改めて、品川区が進めてきた先進的なこの事業について、今までやってきた成果を教えてください。また、その成果ですが、子どもから見たところ、保育園、幼稚園、学校、また大人、先生、保育園の先生、学校の先生というところで、どういった視点があるのか、改めて教えていただければと思います。小1プロブレムの解消を目指して行っているというところでは、そうした解消に向けて、実際どのように課題解決ができていくのかというところの検証も教えてください。

同行援護のほうですが、今ガイドヘルパーの人材不足ということで認識をしているのですけれども、ガイドヘルパーの確保についてどのように取り組んでいるかというところと、養成研修の実施をされながら人材確保を行っているというところだと思いますが、実施状況、また、その研修を受けた方へのガイドヘルパー登録というものはどのように働きかけをしているのか、教えてください。

○中島保育施設運営課長 私からは保幼小ジョイント事業ということにつきまして、お答えをさせていただきます。

こちら、先ほど委員からもご案内ありましたとおり、小1プロブレムというところも事業発足の起点となっているところがございますが、園児が学校生活になれ親しむ機会をつくり、学校生活に期待や意欲を持って就学できるように、各学校と保育園、幼稚園等連携して、様々交流事業や、逆に教員同士の交流など含めまして、円滑な就学につなげているところでございます。

また、それぞれの視点からしますと、子どもからしますと、やはり実際なかなか小学校に行く機会がないところで、そのような形で学校に訪れたり、また小学生と交流することによって、小学校以降のイメージが膨らむということ、そして大人からしましても、そのような形で円滑に就学できる前段階ということで、非常に効果がある事業と考えてございます。そのような課題解決にはまだまだ道半ばかなというところではございますが、引き続き学校と連携して進めてまいりたいと思っております。

○松山障害者支援課長 私からは、同行援護、ガイドヘルパーの確保の取組についてお答えいたします。

まず、同行援護従事者養成研修を区が委託しまして、例年実施して継続しているところです。ただし、例えば令和4年度は10人の方の応募があったのですが、令和5年度は8人ということで、少し減少傾向にあるというところです。

受講者への働きかけについてでございますけれども、この研修の中で、最終的には事業者へ登録、実際に支援をするためには事業者へ登録していただくよう働きかけを行っております。

また、養成研修のほか、今年度居住支援手当を支給しまして、従事者の確保に努めているところでございます。

○大倉委員 保幼小の連携のところ、本当にこれすごい大事な事業だなと思ってしまして、子どものほうはよくお話いただいている、大人のほうも学校の先生が、保育園の子どもたちがどうやって育ってきたかが連携をする中で見えてくると、今までは全然分からない子が来ていたけれども、こういった成長をしてきている子がまたこの小学校に来て、さらに成長していくというところでは、非常に分かるというところで、先生も子ども一人ひとりに対する対応が変わってくるのかなというところではすばらしい事業だなと思っているので、これぜひしっかりと進めていっていただきたいのです。これ保育園、この品川区公立の保育園、幼稚園は全部やっていると思うのですが、この事業を進めていくに当たって、

私立を考えたときに、かなりの数があるというところで、連携、当然したいところもあれば、やりたいと手を挙げるところもあれば、やらないところもあるという中で、やりたい保育園、幼稚園か、なかなかできていない状況があるのではないかとこのところが課題かなと思っているのですが、そうした課題が実際あるかどうかということと、こうした課題があるのであれば、しっかり解決していかなければいけないというところでは、どのようにお考えになっているのか教えてください。

ガイドヘルパー、分かりました。なかなか増えていかないけれども、居住支援手当を今年度からやって増やしていくというところで、働きかけなのですが、しっかり働きかけていただければなど。私が伺ったところだと、受けたけれども、特にその後働きかけがなかったというようなお話があったと聞いておりますので、その辺しっかり働きかけて、少しでも増やしていただきたいなというところでお願います。

それでこの後に続くのですが、そうした中で、ガイドヘルパーを使わないでも移動ができるというところで、今現在アプリ等、障害者支援のアプリが進んできて、様々開発されてきているなというところで、そうしたアプリを活用して移動ができるというか、視覚障害であればサポートしてもらって移動ができるというようなアプリもありますので、そういったようなアプリを活用していけるように、補助を出すような考えもできるのではないかなと。また、もしくはそういったアプリが使えるような日常生活給付事業の追加の検討などもできるかなと思うのですが、そうした検討についてお話を伺わせていただければと思います。

○中島保育施設運営課長 保幼小ジョイントにつきまして、今、委員おっしゃるとおり、なかなか全ての希望する幼稚園、保育園が交流ができていないという状況でございます。学校のほうも精いっぱい受けていただいているところではあるのですが、まだなかなかそのような、ちょっとタイミング等もございまして、できていないところがございます。こちらからも学校に引き続き、毎年お願いしているところがございますので、これからも一層連携を図って、1人でも多くの園児を交流できるようにしてまいりたいと思っております。

○松山障害者支援課長 私からは、ガイドヘルパー以外の視覚支援用具の活用についてでございます。今、様々なアプリが確かに開発されておりまして、新たな視覚支援用具が日々開発されていることから、今後も当事者の方のご意見を伺いながら、日常生活用具検討会等で、日常生活用具としての活用の可能性があるかないかということは検討してまいりたいと考えております。

○大倉委員 保幼小の連携のほう、学校のほうも1園しか受けていないところがあったり、3園とか、4園とか、うまく受けてもらっているところがあったりするのですが、その辺聞き取っていただいて、また学校のほうには学校のほうで、教育費のほうでもちょっと伝えたいと思うのですが、ぜひ進めていただければと思います。

ガイドヘルパーのほう、当事者の声を聴きながら検討ということでぜひ進めていっていただきたいのですが、今デジタル庁等で、誰一人残さないデジタル化、国民参加の基本的な考えということで出ているのですが、これを見ると、障害の有無、年齢、所得、地域、国籍等にかかわらずということで、デジタル化の恩恵を享受できるようにしていくということで、2025年までに実現していくとありまして、その中に障害者におけるデジタル機器サービスの利活用の在り方というところでは、専門性のある機器・サービス開発から脱却し、汎用性のある機器等の活用ということで、こうしたものが出ているという中では、今後そういったアプリが活用するとすると、スマホやタブレットなどとなってくると思うので、こうしたタブレットなども日常生活用具で検討していただければと思うのですが、最後お願い

します。

○**松山障害者支援課長** スマホ等の検討については、引き続きまた検討会等で検討してまいります。

○**新妻委員長** 次に、あくつ委員。

○**あくつ委員** 267ページ、子どもの未来応援事業、子ども食堂、フードパントリー、しあわせ食卓事業から子どもの食について、235ページ、日常生活用具給付事業、225ページ、高齢者安否確認事業、救急代理通報システムについて伺ってまいります。

今年度事業ですけれども、今年の夏休みに品川区の小・中学生にお米を渡すプロジェクトが実施されました。困難を抱える子どもを現場で一番よくご存じの子ども食堂の運営者の方から、私たちが夏休みが一番緊張する。給食のない夏休みが終わると、徐々にフードパントリーで食材を受け取りに来る子どもの中に、明らかにやせてしまっている子どもが一定数いる。国や行政などで、学校でお米を配るなどの事業が必要ではないかというご意見もありまして、もともと区民アンケートのAI分析でも、子どもの食への問題意識を持たれていた森澤区長のご英断で実施をされたと認識をしています。どれほどの需要があるか分からないスタートでしたけれども、あっという間に、申請の開始日から5,000人、予定していた5,000人を超えて、そして2倍以上の申請があったということで、しかもその後想定外の、いわゆる米の品不足ということもあって、非常に好評を博したと私は認識をしております。

その中で、ただし1点だけ残念なことがありまして、周知については、私も知り得る限り区は一生懸命やっていたのですけれども、最近お目にかかった方でも残念ながら複数人、締切りになってから気づいたという方がいらっしゃいました。残念だったことは、夏休み前に学校によって告知したところもあれば、全く触れなかった学校もあったようです。これ文教委員会でも確認しました。

これ3つ、これから伺います。まとめて伺います。今年度の結果やご意見を踏まえて、来年度もぜひ拡充をした上で継続をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうかが1点です。2点目は、また次回実施をする際には、子ども未来部のほうから教育委員会、学校へしっかりとお伝えをした上で、子どもたち、ご家庭へ誰一人取り残さずお知らせしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうかというものが2点目です。3点目、またその子ども食堂の方との懇談の中で、ご家庭の事情で子どもの中で朝ご飯を食べていない子ども、また、食べていても栄養が偏ってしまっている子どもが一定数あることの問題提起もありました。当然ご存じのように、朝ご飯には生活リズムや集中力アップ、栄養バランスなどを整えるメリットがあります。ある子ども食堂においては、いろいろ模索をしたけれども、早朝からご飯を提供するということは、現実的にはスタッフの問題等なかなか難しいと。そこで日中のフードパントリーで、あしたの朝食だよということで、日持ちをする総菜パンやバナナを配布しています。今後子どもの食を考えて、AIの分析等、先ほど子どもの食ということが非常に区民の関心が高いということでしたので、栄養面や健やかな発育のために、子どもの朝食、子どもの朝ご飯についても、現場を知る子ども食堂の皆様のご意見をしっかりと聞きながら、区として支援をご検討していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。これ3点目です。

○**飛田子育て応援課長** 3点のご質問をいただきました。まず、お米の支援でございます。特に夏前に米不足の報道もありまして、より大きな反響となりまして、我々も驚いているところです。今後のことにつきましては、今回の支援の効果など見極めながら、来年度の施策については検討してまいりたいと考えております。

周知についてです。今回この周知について行き届かなかった点があったことについては、認識、十分しているところでございます。次回行う場合については、教育委員会とも連携を取りながら、周知を徹

底していきたいと考えております。

また、子ども食堂の朝食支援ということです。現在一部の子ども食堂において、子ども食堂ネットワークを通じて、企業からのフードパントリー、朝食の支援をいただいております。現在の取組状況や各子ども食堂の現場の声、しながわ子ども食堂ネットワークとも、企業とも意見を聞きながら、検討してまいりたいと考えております。

○あくつ委員 次に、日常生活用具給付事業で、先日東品川でお目にかかった方から次のようなご相談を受けました。我が家には医療的ケアが必要な子どもがおり、在宅用人工呼吸器をしています。最近災害が多く、いつも不安なことは停電が発生することですということでした。医療的ケア児にとって、災害時の電源喪失は命の危機に直結することは、想像するまでもないということです。品川区が把握している人工呼吸器の必要な医療的ケア児、医療的ケア者の人数を教えてください。

また、医療的ケアが必要なご家庭のこのような不安に対して、品川区は令和4年度から、日常生活用具給付事業のメニューの中に、在宅人工呼吸器の利用者への自家発電機および蓄電池バッテリーの給付を開始し、災害時の電源確保を支援しています。令和5年度の支給件数をそれぞれ教えてください。

○松山障害者支援課長 人工呼吸器者の人数でございます。昨年12月時点で25人でございます。

それから蓄電池、それから非常用電源の実績でございます。令和5年度は合計で9件でございます。

○あくつ委員 私の相談者の方も、その制度が始まる前に蓄電池を買っていたということで、今後必要があれば自家発電機も購入をしたい。それも踏まえた上で、例えば外出先で電源を喪失してしまった場合、また、蓄電池を購入していたけれども、また、それが長く、北海道の胆振東部地震のように長く停電が続いてしまった場合、やはり電源の確保というものが非常に重要になるので、品川区でも川崎市のような取組をしてもらえないだろうかというご要望がありました。それは、川崎市では国土交通省と共同して、電気自動車の災害時派遣の実証実験をまず実施しまして、三菱自動車等の協力の下、医療的ケア患者への発災時の電源確保事業というものを現在本格実施をしています。これは大規模災害発災による停電時の緊急対応として、川崎市が用意をするプラグインハイブリッド車から医療機器の外部バッテリーへの充電ができる制度です。災害時に川崎市が所有する、これは車を名前を言ってしまうと、車の名前はなにか、ごめんなさい、失礼しました。ふだんどおりにコンセントに差し込むだけ、車に差し込むだけで充電ができると。市内3か所に自動車は設置を予定で、そのマップも公開をしています。また、被災状況によっては、当然その場所に配置ができないということもありますので、その場合には、事前に登録をしておいて、市のLINEによる電動車派遣時連絡用ツールというものを整備しております。そこでLINEで送るということになっています。

品川区は2022年7月1日に日産自動車株式会社、日産東京販売株式会社、これ不動前に本社がありますけれども、電気自動車を活用した災害連携協定を締結しております。電気自動車を活用した災害連携協定の中には、次の内容が盛り込まれています。読みます。品川区で災害を起因とする停電が発生した際、区が指定する避難所等に、日産の販売会社の店舗に配備している電気自動車（EV）、日産リーフ等は無償で貸与し、EVからの給電により災害時にも避難所等で継続して電力が供給できる体制を整え、区民の生命および身体の安全を守る。既に川崎市ではこういったことが行われていて、品川区でもこうした協定が、自動車会社、自動車販売会社と結んでいると。

ここから質問です。品川区においても、災害時には区有のEV車、プラグインハイブリッド車、これあるということは確認しておりますけれども、例えばこの区有車を利用する。あわせて災害連携協定を締結している自動車会社と連携をして、医療的ケア患者の人工呼吸器の充電が可能な仕組みを構築して

いただけないでしょうか。また、その前提として、医療的ケア患者にご参加いただいたの実証実験、訓練を行ってはいかがでしょうか。そして、区内避難所ごとなど数か所に移動できる電源として、そうした電気自動車を、またプラグインハイブリッド車を派遣して、その場所については、医療的ケアの必要な当事者、ご家庭へマップと併せて周知をしていただきたい、こうしたご要望だったのでそのままお伝えをしますけれども、ご所見を伺います。

○松山障害者支援課長 委員ご提案の川崎市の事業についてでございます。やはり人工呼吸器を使用している方にとりましては、発災時の電源確保というものは非常に重要と考えております。やはり災害時には停電が長期に及ぶ可能性もあるということを考えますと、今の自家発電装置だけでは数時間しかもちませんので、別な方法、川崎市の事業を今後調査いたしまして、電源確保の可能性や包括協定との連携と、あと区有車の利用等々、委員ご提案のものについて検討してまいります。

○あくつ委員 よろしくお願ひします。

そうしましたら、救急代理通報システムについて伺ってまいります。この前、この夏に区内関係団体とのご意見を伺うヒアリングを行った際に、居住支援協議会にも参加されている不動産事業者の団体の皆様と、単身高齢者の住まいについて意見交換をいたしました。その際に、団体からは、次のような評価がありました。今年度から森澤区長が、救急安否確認システムを所得制限なし、無償で提供されるようになった。これは大家にとって非常な安心材料です。自己負担があるとハードルがあったものが、無償化したことによって誰でも申込みができるようになった。まだまだ知らない事業者もいるし、大家もいるので、どんどん知らせてほしいという、このような高い評価でした。品川区がかなり前から行っているものですから、そのようなものかなと思っていたら、それがいわゆる大家の安心につながると、ちょっと目からうろこのような、このような意見を我々会派として伺いました。

第2回定例会公明党の一般質問の中で、家賃滞納や残置物処理に対する大家の懸念を払拭するために、セーフティネット住宅等への保険料助成も含めた保険制度の導入、これを求めましたところ、検討していくという、このようなご答弁もいただきました。

こうした、2つ合わせれば、非常に、救急通報システムの無償化と併せてこの保険料助成が実現をすれば、かなり大家、オーナーの心理的ハードル、それを高齢者の方にお貸しをするハードルが下がる。一方で、近年ご本人が倒れた場合、なくなった場合に、せっかく書いておいた遺言の保管場所や、お墓の所在地さえ分からなくなる事態があるということで、これも終活支援を先駆的にやっている、行っている横須賀市では、引取り手のいない遺骨がこの30年間で5倍に増えている。いわゆる行旅死亡人、いわゆる行き倒れをするような方ではなくて、多くの方がきちんとお名前も住所も分かっている方の引取り手がなくなっているということがあります。品川区のお亡くなりになった方のうち、行旅死亡人、またその他の引取り手のない遺骨の状況、区として最近の傾向性等把握をしていけば教えてください。

○豊嶋生活福祉課長 身元が分かっている引取り手がない方、墓地、埋葬等に関する法律によって、区として対応した件数ですが、昨年度62件でございます。これは生活福祉課の中の生活保護の受給者の方は入ってございませんので、若い方も含まれている件数でございます。過去5年見ましても、年々増えている状況は品川区も同様でございます。

○あくつ委員 品川区でもそういった状況が全国的な傾向であると、このようなことに関しまして、終活登録情報ということを行行自治体がございます。先ほど述べました横須賀市、また、豊島区でも同様のものを行っています。事前に全市民、または高齢者を対象に、無料でご自身の終活の情報を登録できると。11項目、横須賀市では行っています。時間がなかったので代表的なところを申し上げますと、

緊急連絡先、延命措置の可否、エンディングノートや遺書の、遺言書の保管場所・預け先、例えば墓の所在地、こうしたものを、それは別に全部登録するわけではなくて、自分が希望するものを登録することを、例えば横須賀市がやっている。豊島区の場合は委託をした社会福祉協議会がやっている。こうした場合に、万一の際に警察や医療機関などからの問合せに市が対応し、本人に代わって登録情報を伝えてくれるということで、こうしたことをぜひ品川区でも行っていただきたいということで、これも東京都も補助金を、今年度から上限500万円で始めています。

私は先ほど申し上げた救急代理通報システム、この無償化と、残置物、家賃滞納の保険料負担、それに3番目に、この終活情報登録制度の登録を品川区の単身高齢者の住まい確保の3点セット、品川区方式として導入をすれば、単身高齢者の方が非常に借りがやすくなる、このように考えています。こうした中で、こうした登録情報制度の導入、そして、ぜひこれは無料でやっていただきたいということを提案いたしますけれども、ご所見を伺います。

○東野福祉計画課長 今委員がお話しされた、例えば重要書類のお預かりということでは、社会福祉協議会のあんしん3点セット、あんしんサービス契約の中に含まれております。現在、社会福祉協議会と区で協議をしております、東京都の補助、東京都や国の補助を区として受けられるような形、つまり、社会福祉協議会の独自事業ではなくて、区からの委託事業として新たな構築ができるかというところでの協議を行っているところでございます。先ほどの重要書類のお預かり、500円というところでございますが、区としては、無償化というところでも一定程度考えていきたいと思っております。

○新妻委員長 最後に、まつざわ委員。

○まつざわ委員 私からは、成果報告書の35ページ、認知症高齢者支援事業と、決算書247ページの認知症理解促進事業について質問いたします。

まずは認知症高齢者事業の中で、例えばサポーターの在り方、検診事業についての状況をまず確認させていただきます。

○榎村高齢者地域支援課長 まず、認知症サポーターの在り方についてでございます。認知症の方が地域で安心して生活し続けられるよう、認知症の正しい理解者であります認知症サポーターが、認知症本人やご家族を地域で相互に支え合ってくださいことを目標としているところでございます。区としましては、その仕組みづくりとしまして、認知症サポーターの養成や、活動促進を積極的に行っているところでございます。

次に、認知症検診事業の状況でございますけれども、令和4年度に開始した事業でございまして、当初の実施医療機関につきましては15機関でございましたが、昨年度につきましては倍の30機関、それから今年度については40機関に、協力いただける機関が増加いたしまして、また、令和5年度の検診率につきましても、令和4年度と比較しまして約1%増加しております。引き続き区民の方がより受診しやすいような環境というものを整備していきたいと考えてございます。

○まつざわ委員 特に検診に関しては、15から30、30から40とってどんどん拡充している、こういった事業には大変評価をしているところであります。

ここで認知症の高齢者というものは、団塊のジュニア世代、これが65歳以上になる2040年というものは584万人に上るといふ推計というものが、厚生労働省の研究班がまとめています。これは高齢者のおよそ15%、六、七人に1人認知症になるということです。専門家は、今後は独り暮らしの認知症の人が増えると言われていて、家族の支援が限られていく中、地域、我々地域がどう支えるかということが課題だとしております。この地域を支える課題の中で、私はずっとお話をしていますが、

この課題の解決に大きく寄与するものが、私はこの認知症サポーターだと思っています。この認知症サポーターというものは、自治体で講習を受ければ、認知症に関する知識を身につけ、誰でもなることができます。サポーターはできる範囲、周りの認知症の人や、その家族を手助けすることが期待していますが、その多くは認知症の当事者たちが集まる会の支援、そういった活動の場が限られていることが現状だと思っています。区ではこの課題にどう向き合っているのか、まずは教えてください。

また、さいたま市では、今後も増え続ける認知症の人がこれまでどおり地域で安心して暮らせるよう、認知症サポーターや協力的な企業を巻き込む取組を始めました。その拠点というものが、認知症フレンドリーまちづくりセンターというものを開設しています。これはさいたま市です。でも、この品川区というものは、さいたま市よりももっと早く本人ミーティングセンター、拠点を決めないで、要は当事者本人の話、家族の交流に力を入れています。こういった品川区ではありますけれども、企業との連携、そしてまた拠点の考え方について、ご見解をお聞かせください。

○榎村高齢者地域支援課長 まず、認知症サポーターの活動の場でございますけれども、サポーターになられた方でさらに学びたい方向けの講座といたしまして、認知症ステップアップ講座というものを設けているところでございます。また、サポーターが主体となって品川区の新たな取組について企画する場といたしまして、認知症サポーター企画会議というものを設定しているところでございます。来週の10月13日の日曜日に開催予定のオレンジフェスタ2024につきましては、まさしくこの企画会議から生まれたものでございます。今後も、区としましては、認知症サポーターの活動の場というものを創出していきたいと考えているところです。

それから企業との連携に関しましては、しながわオレンジガイドを民間企業にも配架していただいたり、先ほど申し上げたオレンジフェスタでも協賛いただくなど、ご協力をいただいているところでございます。

それから拠点についての考え方でございますけれども、こちら委員ご指摘のとおり、現在区のほうでは、拠点を決めずに各事業を実施しているところでございます。今後につきましては、他自治体の情報も収集しながら、進め方について検討してまいりたいと考えてございます。

○まつざわ委員 そうですね。企画会議の中からオレンジフェスタが生まれたということは、品川区が誇るサポーターの活用の中ですばらしいステップアップだと思っていますので、さらなる拡充を期待しています。

そこで国は、このサポーターというものが、チームを組んで認知症の人のその家族、生活面の支援を早期の段階から行うチームオレンジと呼ばれる政策を進めていまして、これ来年、2025年までに全ての市町村でチームが活動を始めることを目標にしています。でも実際にチームを立ち上げて活動している自治体というものは、全国339自治体と、全体の2割にも満たないことが現状であります。現在品川区の現状を教えてください。

○榎村高齢者地域支援課長 チームオレンジについてでございます。こちら品川区のほうでも、来年度、2025年度末を目標といたしまして、品川版のチームオレンジ化というものを目指して取組をちょうど開始したところでございます。今後につきましては、先行自治体などの情報も参考にしながら、品川区独自のチームオレンジ化というものを目指して、課一丸となって取り組んでまいりたいと考えてございます。

○まつざわ委員 チームオレンジに対して、区がしっかりと準備をしているということが分かりました。専門的な関わりが必要ではなくて、やはり地域の顔なじみ、地元の人たちが困っている人を助ける、

これは当たり前ですけれども、これが本当に重要なのです。日常的な関わり、そして見守りというものは、一般の方が、私たちだって、十分に活躍できるものだと思います。行政や専門的な団体が市民の力を借りられるような仕組み、これはまず公助でしっかりとつくっていただいて、そこに認知症サポーターなどに参加してもらおう。行政や専門職がその力を借りていく、そういったスタイルで、認知症の人とサポーターの人のそれぞれの要望がうまくマッチングしていければと思っています。

次に、認知症理解促進事業の中で、先ほどオレンジガイドの話が出ましたけれども、これ私二、三年前から、しながわオレンジガイドの見直しというものを提案させていただきましたが、昨年度からいよいよ改訂に向けて動き始めたことと答弁をいただいています。現在どのような状況なのか教えてください。

○榎村高齢者地域支援課長 しながわオレンジガイドについてでございます。こちら昨年度に見直しを行いまして、本年の4月に改訂を行ったところでございます。なお名称も、これまで使用しておりました品川“くるみ”認知症ガイドから、しながわオレンジガイドに名称を変更いたしました。より多くの方に手にしていただけるよう、周知啓発を積極的に行ってまいりたいと考えてございます。

○まつざわ委員 改訂したことを確認が取れました。その改訂の中で、工夫した点、また参考にした自治体、あったら教えてください。

○榎村高齢者地域支援課長 オレンジガイドの改訂の目的でございますけれども、こちらは認知症基本法の成立、施行など、それから認知症の人や家族を取り巻く状況が変化いたしましたして、冊子の内容へのニーズが変化したことを受けて実施したところでございます。それから、今回のケアパス改訂に当たっては、サービスや社会資源の情報の更新に加えまして、認知症の人やその家族、それから認知症地域支援推進員、関係機関等との意見交換を何度も重ねまして、より内容を分かりやすく整理しまして、認知症の人やご家族の方からメッセージを新たに盛り込んだところが大きな特徴の1つというように捉えているところでございます。

あわせて参考自治体でございます。複数ございますけれども、例えば、千代田区の認知症本人、家族のメッセージが入っている部分や、それから川崎市などの本の構成など参考にさせていただいたところがございます。

○まつざわ委員 私もこの認知症ボランティアというものは、もう関わって10年になるのですけれども、これ実は皆さんにもお話を聞いていました。そうしたら、やはり非常に見やすく分かりやすい。千代田区のお話が出ましたけれども、やはり当事者のメッセージというのですか、本人たちが発信するというのが本当に好評です。本当に私もうれしいぐらい好評だったので、これ私の勝手な感覚なのですが、このような状況を踏まえて、本当にいいものができたので、例えばもう増刷してしまうとか、例えば配布先、周知の方法というものを、どうしてもいいものというのはよく宣伝していただきたいので、そういった配布先や周知の方法、そこの考え方を教えてください。

○榎村高齢者地域支援課長 オレンジガイドの増刷の考え方でございますけれども、委員ご指摘のとおり、当初8,000部発注をかけたところでございますが、既に半年で在庫がなくなりかけておりまして、現在追加で1万部の発注をかけております。合計1万8,000部の発注をしているところでございます。ちょうど今週に1万部が納品されるような予定になっております。

それから配布先については、地域センターなどの福利施設をはじめとしまして、医師会や薬剤師会、介護事業所、認知症カフェ、一部の民間企業にもご協力をいただき、配布に努めているところでございます。あわせて周知方法につきましては、各事業のイベントや協力事業者、今年度からの配分の強化先としまして、区内建設業者や、それから区内のNTTドコモショップ等にもご協力いただいて、積極的

に普及啓発活動を行っているところでございます。

○まつざわ委員 増刷、非常にありがたいと思います。本当にいいものを作っていただいたので、ぜひいろいろな方に手に取れるように、工夫をしていただけたらと思います。

若年性はまたにしますので、若年性認知症の話はちょっと別の話にさせていただいて、例えばこの品川区、先ほどもお話がありましたサポーターの話であったり、くるみからオレンジプランの改訂であったり、認知症の施策というものが、品川区というのは相当力を入れていまして、また、進み具合が非常に早いと思っているのです。それこそ寺嶋部長が課長時代から、もう6年になりますけれども、もうもの忘れの検診をやってしまいました。本人ミーティングもつくってしまいました。認知症の方に寄り添いましたという部分で、私はこの品川区の認知症施策というものはこの区よりも進んでいると、本当に非常に大変大きな評価であるのです。その中でも、やはり職員は限られていますよね。職員が限られていて、やはり福祉の中でも、マンパワーではできない部分というものは本当にあると思っています。相当なご苦勞もあると思っています。ですから、やはり一度進み続けた事業、この事業というものは、進んだことは大変に評価があるのですけれども、大きく進み続けた事業ということは、要はまとまりにくくなっていくので、このようなところをしっかりと大きくまとめていくことが、要は進み続けた事業を一旦整理して、整理をして大きくまとめていくことが、職員の皆さんの負担軽減、またや新たな視点での課題解決の方法を見つける一助になるとと思いますので、そういった部分で、事業の整理という部分に関してご見解をお聞かせください。

○樫村高齢者地域支援課長 そうですね。品川区としましては、これまで新規事業、いろいろ施策を進めてきたところでございます。これからの展開でございますけれども、今まで進めてきた新規事業を進めるだけでなく、現在行っているこの既存事業につきましても、区民の声や専門家の方のご意見というものをしっかりと踏まえまして、進めるだけでなく、見直しや内容の充実というものをしっかりと図って、着実に事業を実施していきたいと考えております。そして意味あるものにしていきたいと思っております。そして、認知症の人やその家族が、地域の中で尊厳を保持して、希望を持って暮らし続けられるまちづくりというものを目指していきたいと考えてございます。

○まつざわ委員 しっかりと事業の見直しをしていただいて、人数が少ない中でありますが、認知症になっても住みやすい品川を一緒につくっていきたく思いますので、どうぞ引き続きよろしく願いいたします。

○新妻委員長 以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は10月8日午前9時半から開きます。

本日はこれをもって閉会いたします。

○午後5時06分閉会

委 員 長 新 妻 さえ子